

豊中市都市景観形成マスターPLAN [計画編]

表紙

はじめに

～ 令和6年度（2024年度）改定にあたって～

優れた都市景観の形成は、一朝一夕にできるものではなく、総合的で長期的な取り組みや、市民・事業者・NPO・行政等のたゆまぬ努力と、都市景観に寄せる情熱が必要です。

豊中市では、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを推進するために、平成26年（2014年）に「豊中市都市景観形成マスター プラン」を策定しました。このマスタープランは、都市景観形成の総合的な方向性を「計画編」としてとりまとめ長期的な視点で運用することとし、「計画編」に示された基本的な方向性に基づく具体的な推進方策などについては、社会環境の変化等に柔軟に対応できるよう別冊で「推進編」としてとりまとめています。

策定から10年が経過し、この間、少子高齢化の進行、SDGsの達成に向けた機運の高まり、脱炭素社会に向けた取り組みの推進、新型コロナウイルス感染症による生活様式への影響や急速なデジタル化など、景観行政をとりまく環境が大きく変化してきています。

一方、国においては、国土交通省が令和5年（2023年）3月に『景観計画・まちづくりの質向上アイデア集』を作成し、「地域の特徴ある景観や、地域を物語る景色や風景を守り、創り、育む「景観まちづくり」は、今後ますます重要になってきています」と示しており、地域の景観を守る・創る・育む「景観まちづくり」の推進が引き続き重要なとなっています。

豊中市ではこの10年間に様々な景観啓発の取り組みを行ってきました。平成5年度（1993年度）から実施している市内の都市景観形成に寄与する建築物や活動を表彰する『豊中市都市デザイン賞』の開催や、新たな取り組みとして、身近な景観で「いいね！」と感じ人にも教えたい景観スポットを募集し、市民投票で選定して発表する『豊中まちなみ市民賞』を開催し多数の応募や投票をいただきなど、景観行政や身近な景観への意識が根付いてきています。

地域においても、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という市民主体の活動が広がり、都市景観形成推進地区を7地区指定するなど、景観形成協定、地区計画、建築協定等まちの状況や地域のニーズに応じたルールづくりや運用、美化・緑化活動など、さまざまな方法を活用した景観まちづくりが進められています。

これらの本市の景観をとりまく状況から、「まもる・つくる・そだてる・いかす」という基本方針など都市景観形成の総合的な方向性に係る事項は、今後も一層進めていくことが重要であるため継続することとし、計画編については関連施策との整合などの時点修正を行います。また、社会環境の変化への対応については、具体的な取り組みを示す「推進編」によることとし、本市の都市景観形成をより魅力的なものにするため、これまでの取り組みを一層充実させた「第2期推進編」を策定し、市民・事業者・NPO・行政等の協働による取り組みを引き続き進めて参ります。

＜目 次＞

序章 計画の背景と目的	1
1 このまでの豊中市の都市景観形成の取り組み	
2 計画の目的	
3 計画の位置づけ	
4 計画の構成	
第1章 計画の意義	7
1 都市景観とは	
2 都市景観形成とは	
3 都市景観形成の対象領域	
第2章 豊中市の都市景観	11
1 景観のなりたち	
2 景観の特性	
第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針	14
1 都市景観形成の基本目標	
2 都市景観形成の基本方針	
第4章 めざすべき姿	16
1 骨格景観	
2 地域別景観	
第5章 良好的な都市景観の形成に向けて	33
1 基本的な考え方	
2 活動範囲に応じた景観形成	
第6章 重点的な地区の景観形成	45
1 重点的に取り組む景観形成	
2 各種法制度を活用した総合的な取り組み	
3 重点的な地区の景観形成のステップ	
第7章 各主体の役割・取り組み体制	51
1 市民・事業者・行政の役割	
2 都市景観形成に向けた体制	
3 計画の進行管理	
第8章 景観法に基づく事項等	55
1 景観計画区域	
2 良好的な景観の形成に関する方針	
3 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	
5 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項	
6 景観重要公共施設の整備に関する事項	
7 都市景観形成推進地区	

1 これまでの豊中市の都市景観形成の取り組み

【第1段階（1980年代～90年代前半）：アーバンデザインの時代】

- この段階は、アメニティ志向の高まり等を受け、駅前広場や都市公園の整備が進められる等「アーバンデザイン」がキーワードとなる時代でした。
- 本市の景観行政は文化行政に端を発しており、文化課の所管のもと「緑豊かな生活文化創造都市」を景観の視点から総合的に推進するため、昭和62年度に「豊中市都市景観形成基本計画」を策定しました。
- 基本計画のもと、魅力ある都市空間の創造を図るため、「アーバン・デザイン・マニュアル」シリーズを発行するとともに、景観への関心を高める施策として「とよなか百景事業」等に取り組んできました。
- その後、専門部署として都市デザイン課を設置、平成4年度に「豊中市都市景観要綱」を制定し、大規模建築物等の事前協議等、現行制度の基礎となるしくみを整備しました。
- この段階から、「豊中市まちづくり条例」の施行やまちづくり実践大学の開催により、市民参加のまちづくりが広がっていきました。

【第2段階（1990年代後半～2000年代前半）：環境の時代】

- この段階は、地球環境問題が顕在化し、市民の環境への関心も高まった「環境」の時代でした。
- 本市の景観行政も、環境づくりの一環として位置づけ、より専門的に施策の推進を図るため、企画部門を環境の部署へ、指導部門は建築の部署へと分担制を取り入れました。
- そして、「豊中市都市景観条例」の制定を経て、景観施策の充実を図るとともに、みどりや環境行政、建築行政等と総合的に景観行政を推進してきました。
- 一方、バブルの崩壊といった経済情勢の悪化を受け、大規模開発によるまちづくりが徐々に見直されるとともに、阪神・淡路大震災の発生を契機に、市民主体のまちづくりや地域コミュニティの重要性がクローズアップされた時代でもあり、まちづくり協議会等地域が主体となったまちづくりの重要性が理解され、取り組みの広がりを見せた時期でもありました。
- その成果として、景観形成協定が締結される等、地域特性に応じた景観形成の取り組みも進み出しました。

豊中市都市景観形成基
本計画（S62年度）
〔1987年度〕

○文化行政としてス
タート
「文化課」が所管

- アーバン・デザイン・
マニュアルの発行
- とよなか百景事業 等

豊中市都市景観要綱
(H4年度)
〔1992年度〕

豊中市都市景観形成
推進計画（H4年度）
〔1992年度〕

- 要綱に基づく大
規模建築物等の
事前協議
- 都市デザイン賞
の実施
- 景観形成建築物
の指定
- 景観形成協定の
認定 等
- 屋外広告物ガイド
ライン策定

○都市デザイン課
内で企画及び事
前協議を担当

○企画部局（計画管
理や啓発等）と指
導部局（事前協議
等）の分担体制

豊中市都市景観条例
(H11年度)〔1999年度〕

- 条例に基づく各種制度の運用
(要綱制度を継承)

豊中市都市景観形成基本計画見直し
(H11年度)〔1999年度〕

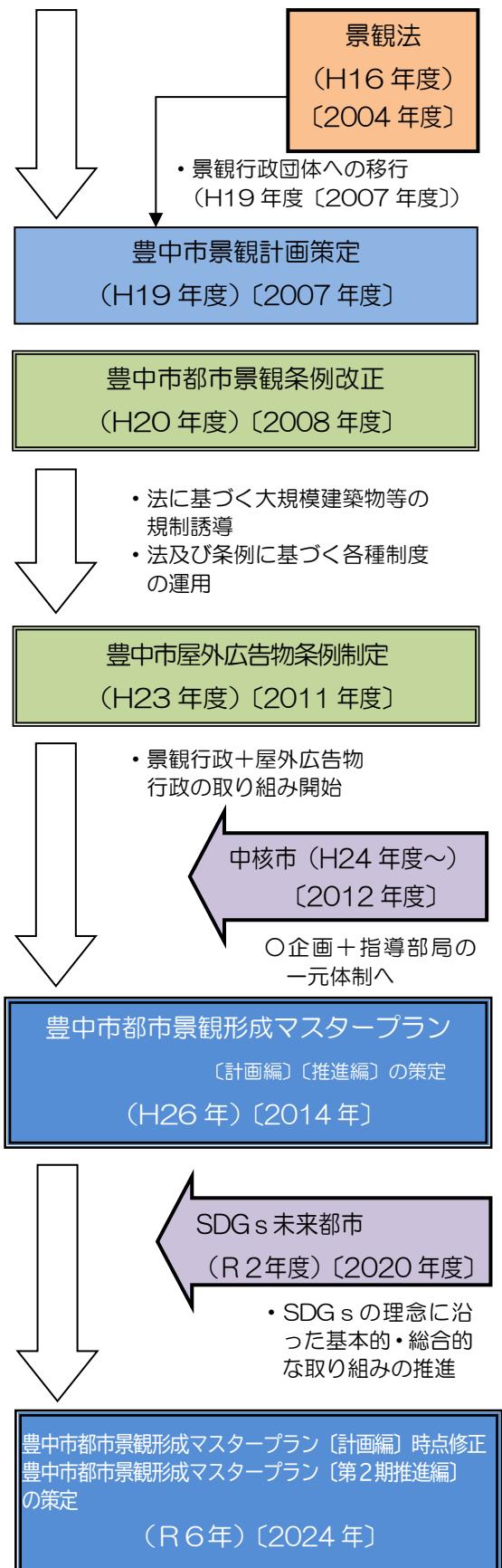
- 条例に基づく各種制度の運用

【第3段階（2000年代後半～）：景観の時代】

- この段階は、全国的な景観形成への機運の高まりを受け、平成16年（2004年）には「景観法」が制定される等、景観に着目したまちづくりが一気に広がる「景観」の時代でした。
- 本市においても、景観法に基づく強制力のある規制手法等を取り入れるため、景観行政団体へ移行し、「豊中市景観計画」を策定しました。
- その一方で、大規模敷地の土地利用転換や、既存の住宅地の更新等に伴い、景観資源の変化・喪失等も見られるほか、重点的な地区の取り組みが進展しない等、景観まちづくりの停滞も見られるようになりました。

【第4段階：景観まちづくりに向けて】

- これからの段階としては、より本市の景観の特徴を伸長させていくために、住民主体のまちづくりの取り組みをより一層充実させ、景観まちづくりの取り組みを積み上げていく動きを促すことが重要です。そのためには、関連する法制度も活用しながら、市民・事業者・行政等の協働で推進していくことが必要です。
- そのため、「豊中市都市景観形成基本計画」に「豊中市景観計画」を融合させるとともに、中核市移行に伴って整備した屋外広告物の誘導規制のしくみや、都市計画等の関連法制度を連携させ、総合的、体系的に取り組むための計画として「豊中市都市景観形成マスター プラン」を策定しました。
- 近年、令和12年（2030年）までの国際目標であるSDGsの達成に向けた取り組みが重要視され、また急速なデジタル社会への対応が求められるなど、大きな社会環境の変化が生じています。
- これまでの都市景観形成の取り組みを継続しつつ、社会環境の変化もふまえながら、取り組みをより充実・発展させ進めていくために「豊中市都市景観形成マスター プラン」のうち総合的な方向性を示した「計画編」は原則継続とし、現時点での関連する市の施策との整合を確認するなどの時点修正を行います。一方で「計画編」に基づき具体的な取り組みを定めた「推進編」については、これまでの取り組みに加え社会環境の変化をふまえて見直しを行い、「第2期推進編」として策定することとしました。



2

計画の目的

本市では、個々のまちなみが有する特性や課題に応じて、行政だけではなく市民・事業者・NPO等あらゆる主体が自主的かつ、主体的な取り組みのもと、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを進めていきたいと考えています。

そのためには、景観を身近なものと感じながら意識を高め、その必要性や重要性を理解したうえで、誰しもが自ら良好な景観形成に向けた取り組みに携わってもらうことが必要となります。

そこで、景観形成に関する考え方を幅広い視点からとらえ、各主体の協働と連携の取り組みをさらに多角的に進めていくために、景観を主眼とした法令等を示すことにとどまることなく、関連法令や制度を総合的・体系的に表しながら、これからの中の豊中市の良好な都市景観形成に向けた考え方や進め方などを示すことを目的として、本計画を策定するものです。

- ① 「豊中市都市景観条例」及び「景観法」に基づく都市景観形成を総合的に推進するための計画
(マスターplan)

本計画は、本市の長期的な都市景観形成の方向性をさし示す羅針盤であり、都市景観形成全般にわたる総合的な計画です。

具体的には、「豊中市都市景観条例」に基づく自主性や創意工夫を重視する柔軟な取り組み（誘導・啓発）と、「景観法」に基づく法的根拠を備えた取り組み（規制）の双方の特徴を最大限発揮させた両輪での運用を図るとともに、関連する法制度も最大限活用する等、都市景観の形成を総合的に推進するための計画です。

- ② 「豊中市総合計画」と関連する諸計画の方針に基づく景観面からの施策体系の確立

本市の最上位計画である「豊中市総合計画」や関連計画に位置づけられた内容、施策をふまえ、良好な都市景観形成に向けた施策体系を確立するとともに、相互の連携による取り組みを示した計画です。

- ③ 市民・事業者・NPO・行政の協働と連携による取り組みのための指針

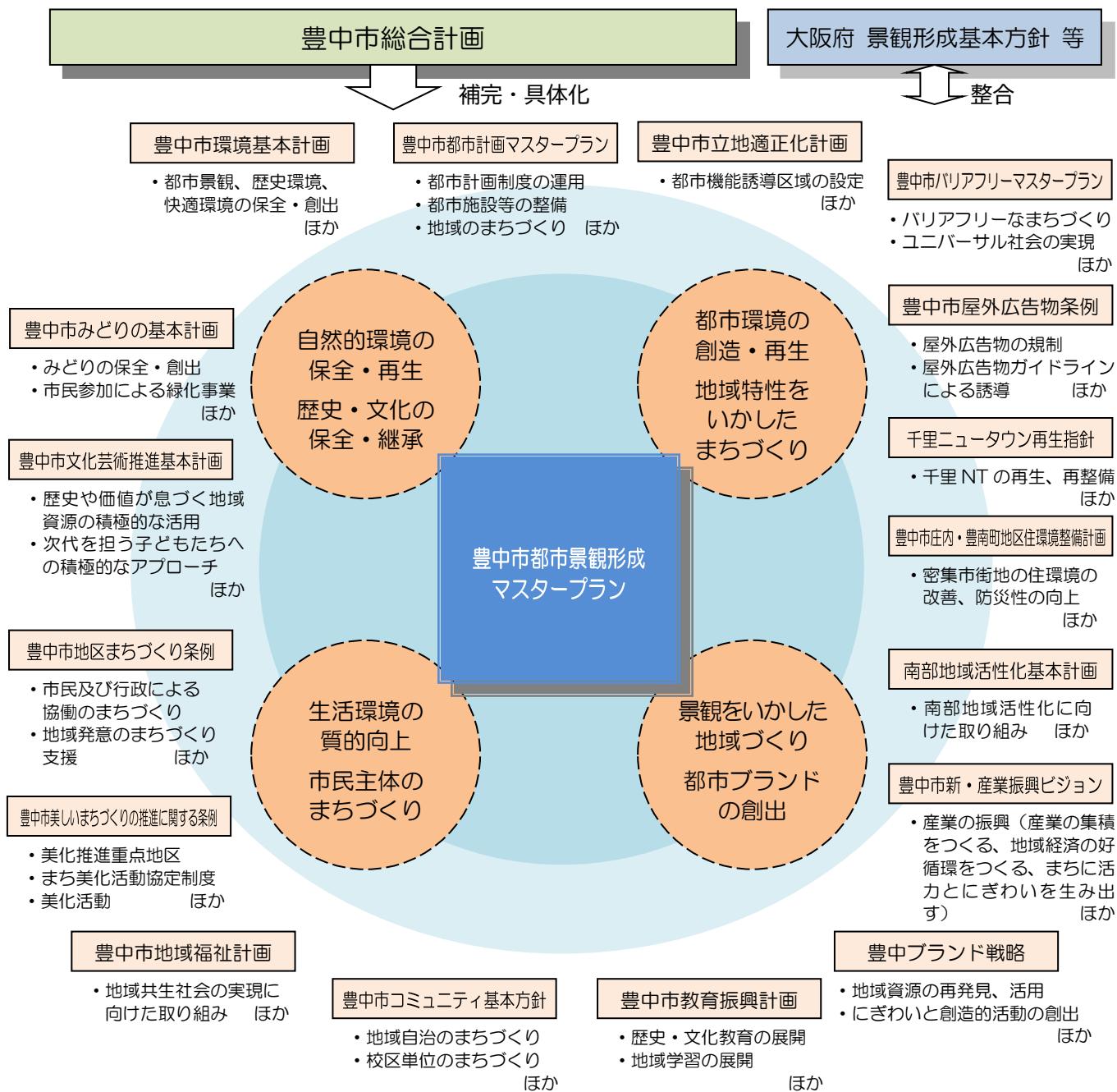
地域の景観まちづくりに市民・事業者・NPOが主体的に関わり、協働で取り組むことのできる計画として、地域のさまざまな取り組みが景観まちづくりへと展開できるよう、支援・誘導方策を明記した計画です。

3

計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「豊中市総合計画」の示すまちづくり目標に沿って策定された「豊中市環境基本計画」、「豊中市都市計画マスターplan」、「豊中市立地適正化計画」、「豊中市みどりの基本計画」、「豊中市文化芸術推進基本計画」、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市コミュニティ基本方針」等の計画・方針、「大阪府景観形成基本方針」等の府の計画・施策等とも相互に、かつ有機的に連携を図るものであります。

具体的には本計画で明記した景観上の重要な要素や都市景観形成の考え方を各分野別計画・事業に反映を求めていくとともに、各種関連計画における景観形成に関わる部分を本計画に取り込んでいます。



【都市景観形成マスターplanと関連計画・方針等との関係】

4

計画の構成

(1) 計画全体の構成

本計画は、市全域を対象とした計画です。

「豊中市都市景観条例」を根拠とした「基本計画」と、「景観法」を根拠とした「景観計画」からなり、この2つを統合した一対の計画を「都市景観形成マスターplan」と呼びます。

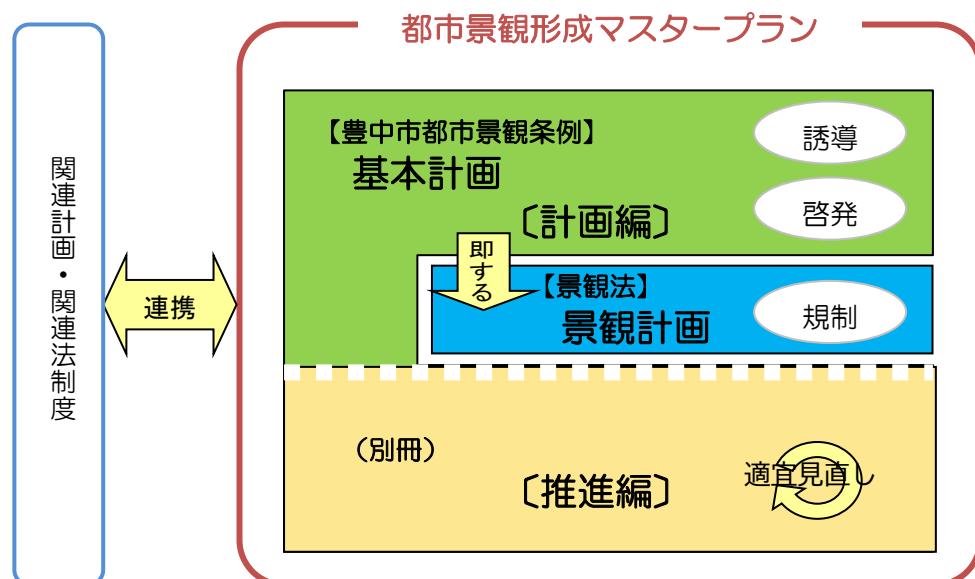
- 基本計画：「豊中市都市景観条例」に基づく計画で、条例では「市長は、都市景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者と市がともに協力して、その目標を実現するための指針となる基本計画を策定しなければならない。」と定められています。

※基本計画では、都市景観に関わるさまざまな施策を総合的、体系的に取りまとめており、都市景観形成の総合的な方向性を示す【計画編】と、推進方策や推進プログラム等を示した【推進編】で構成されています。また、【推進編】については、課題や状況に応じた取り組みや見直しが柔軟に行えるよう分冊化しています。

- 景観計画：「景観法」に基づく計画で、法では「景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。」ものとされています。

※「景観計画」は、「景観法」において「環境基本計画」との調和及び「都市計画マスターplan」との適合が求められ、また、「豊中市都市景観条例」第6条（景観計画の策定）では、景観計画は基本計画に即して定めるものとしています。

※「屋外広告物条例」は、屋外広告物法において、「景観計画」に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた場合は、その内容に即して定めるものとされています。



【基本計画、景観計画の関係】

(2) 計画の構成と内容

序章 計画の背景と目的

第1章 計画の意義

- 1 都市景観とは
- 2 都市景観形成とは
- 3 都市景観形成の対象領域

第2章 豊中市の都市景観

- 1 景観のなりたち
- 2 景観の特性

第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針

- 1 都市景観形成の基本目標
- 2 都市景観形成の基本方針

第4章 めざすべき姿

- 1 骨格景観
- 2 地域別景観

第5章 良好的な都市景観の形成に向けて

- 1 基本的な考え方
- 2 活動範囲に応じた景観形成

第6章 重点的な地区の景観形成

- 1 重点的に取り組む景観形成
- 2 各種法制度を活用した総合的な取り組み
- 3 重点的な地区の景観形成のステップ

第7章 各主体の役割・取り組み体制

- 1 市民・事業者・行政の役割
- 2 都市景観形成に向けた体制
- 3 計画の進行管理

第8章 景観法に基づく事項等 (※法定事項)

- 1 景観計画区域
- 2 良好的な景観の形成に関する方針
- 3 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- 5 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項
- 6 景観重要な公共施設の整備に関する事項
- 7 都市景観形成推進地区

第1章 策定にあたって

第2章 推進方策・推進プログラム

第3章 とよなかの景観まちづくり

〔緑色〕 : 基本計画

〔赤色〕 : 景観計画

- ・ 基本的・普遍的事項として、計画の意義や、本市の景観の特性、それらをふまえてめざすべき基本目標・基本方針を記載しています。

- ・ 本市の骨格となる景観、及び7つの地域に分けた地域別の景観のめざすべき姿を記載しています。

- ・ 第3章・第4章で示した景観像の実現に向けた取り組みの基本的な考え方と、都市景観条例及び景観法等の運用ならびに関連法制度に関する事項を記載しています。

- ・ 第3章・第4章で示した景観像の実現に向けた重点的な取り組みとして、重点的な地区の考え方・進め方を記載しています。

- ・ 各主体の基本姿勢、審議会の役割分担、計画の進行管理等、基本的事項を記載しています。

- ・ 景観法に基づく景観計画に定める内容を記載しています。

- ・ 都市景観形成推進地区を定めた場合には、その方針・地区基準を記載します。

- ・ [第1期推進編] の進捗状況の確認と課題の抽出、さらに課題をふまえた基本的な考え方を記載しています。

- ・ 計画編に示す考え方のもと、市が主体的に取り組む施策について記載しています。

- ・ 「とよなかの景観まちづくり」を推進していくにあたり、特に市民や事業者のみなさんに読んでいただきたい内容を記載しています。

※ [第2期推進編] は別冊として策定

第1章 計画の意義

1 都市景観とは

○都市景観とは“まちの風景”

- ・“都市”は「まち」、「景観」は「風景、外観、けしき、ながめ」を表す言葉です。特に、景観の“観”は「見えるさま、様子、状態」という意味を持ちます。
- ・『都市景観』を言い換えれば「まちの風景」となります。「景観」という言葉を使うのは“みる人(つまり私たち)がいる”ことを明らかにするためで、人と風景の関わりがあって都市景観がなりたちます。



○都市景観は自然がベースになっている

- ・風景は、丘陵や平地、川等の自然の地形が基礎（ベース）になっています。都市景観は、自然の風景の中に、建築物や道路等が形成されています。
- ・風景を大切にし、それに合わせたデザインを行い、時間をかけて整えながらそだてていくことによって優れた都市景観となります。



○都市景観は“まちのイメージ”を伝える

- ・閑静な住宅街、にぎやかな商業地といった都市景観のさまざまな状況は、見た感じや、音、香り等、人間の五感を通して私たちに伝わります。これが、まちのイメージをつくっていきます。
- ・よいイメージのまちに対して、私たちは好ましい印象を持つ等、魅力的な都市景観はまちのイメージを高めることにつながります。



○都市景観とは“まちの文化”の現れ

- ・都市景観は、まちの文化の現れであり、地域社会におけるまちづくりの歴史や、そこで暮らしてきた人々の価値観が積み重なったものともいえます。
- ・魅力的なまち、文化の香り高いまちは、市民の生活へも良い刺激をもたらし、日々の生活を豊かにします。住んでよかった、このまちに育ってよかったと実感できる、そして最も定住意向を高める要素が都市景観です。



2

都市景観形成とは

○地域の特徴豊かな景観をまもり、つくり、そだて、いかすこと

- ・都市景観の形成とは、他のまちの美しい景観をまねることではありません。
- ・それぞれの地域が持つ特徴的な景観をさらによいものへと質を高めること、「豊中らしさ」あふれる都市景観へと、まもり、つくり、そだて、いかしていくことです。



桜並木と調和したまちなみ（永楽荘）

○美しく飾るだけでなく、住みよいまちにすること

- ・都市景観の形成は、見た目を美しく飾ることと誤解されがちですが、五感のすべてから心地よさを感じるまちにすることが大切です。
- ・そのことが“住んでよかった”と実感できるまち、安心して暮らせるまちにもつながります。



デザインのまとまりが心地よいまちなみ
(中桜塚)

○時をかけて、形成するもの

- ・まちにはたくさんの建築物等があります。一つだけが優れても、良い都市景観にはなりません。まちの中で見えるすべての要素が、美しく、バランス良く見えることが大切です。
- ・都市景観の形成は、たくさん的人が関わって、一つひとつの要素を長い年月をかけて整えてこそ、すばらしいものとなります。



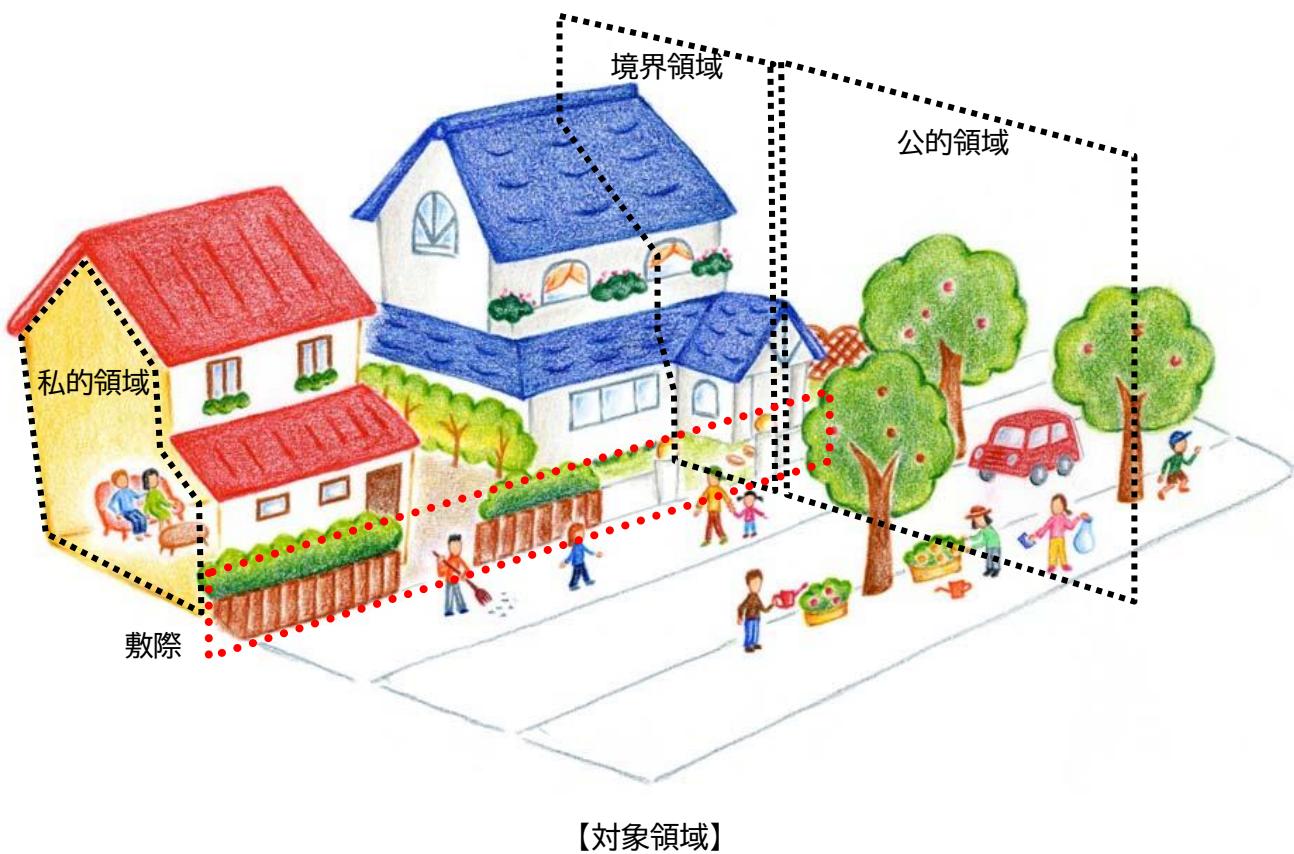
建築物や緑等が調和したまちなみ
(千里中央地区から南方向を望む)

3

都市景観形成の対象領域

都市景観の形成は、道路や公園等の公共空間だけでなく、景観として認識でき、景観に影響を及ぼすものすべてを対象にすることが必要です。

都市空間は、下図のように公的領域、境界領域、私的領域の3つに分けることができますが、本計画では、「公的領域」と「境界領域」を対象とします。



【対象領域】

①公的領域	<p>○公共の空間で、不特定多数の人が行き交う、使う、眺める場所です。都市景観を形成する主な空間となっています。</p> <p>○公的領域の維持・管理は、行政が主となって行っていましたが、「みんなの空間」として、市民・事業者・NPOも参加・協力し、清掃・緑化・整備計画づくり等、さまざまな場面から景観形成に取り組むことが大切な場所です。</p> <p>(公的領域の例)</p> <div data-bbox="403 1724 854 2023"></div> <div data-bbox="536 2023 841 2055" data-label="Caption"><p>広場、歩道と調和した公共施設</p></div> <div data-bbox="940 1724 1391 2023"></div> <div data-bbox="1200 2023 1384 2055" data-label="Caption"><p>緑豊かな道路空間</p></div>
-------	--

<p>②境界領域</p>	<p>○公的領域と私的領域の間です。建築物の屋根、外壁、垣や柵、玄関、アプローチ、擁壁、屋外広告物（看板）等、外部に面する建築物や外構の要素が含まれます。</p> <p>○その中で、道路・歩道に接する境界領域は「敷際」と呼ばれ、道行く人が間近に眺める部分のため、まちの印象を良くも悪くもする等、景観形成に大きく関わる部分です。</p> <p>○近年、玄関先や窓辺、敷際等を花やみどり、照明等で飾り、外を通る人の目を楽しませている事例も多く見られます。</p> <p>（境界領域の例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>公共施設の敷際 豊中まちなみ市民賞受賞作品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>住宅地の敷際 豊中市都市デザイン賞受賞作品</p> </div> </div>
<p>③私的領域</p>	<p>○民間施設や公共施設の屋内空間等、外から見えない部分です。</p> <p>○プライベートな空間であり、所有者・利用者の手によって維持・管理される空間です。</p> <p>○屋内は景観に影響を及ぼすものではありませんが、快適な屋内空間の設計にあたっては、景観を積極的に活用することもできるため、関連づけて考えることが大切です。</p> <p>（私的領域の例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>建物低層部からの眺め</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>建物中高層部からの眺め</p> </div> </div>

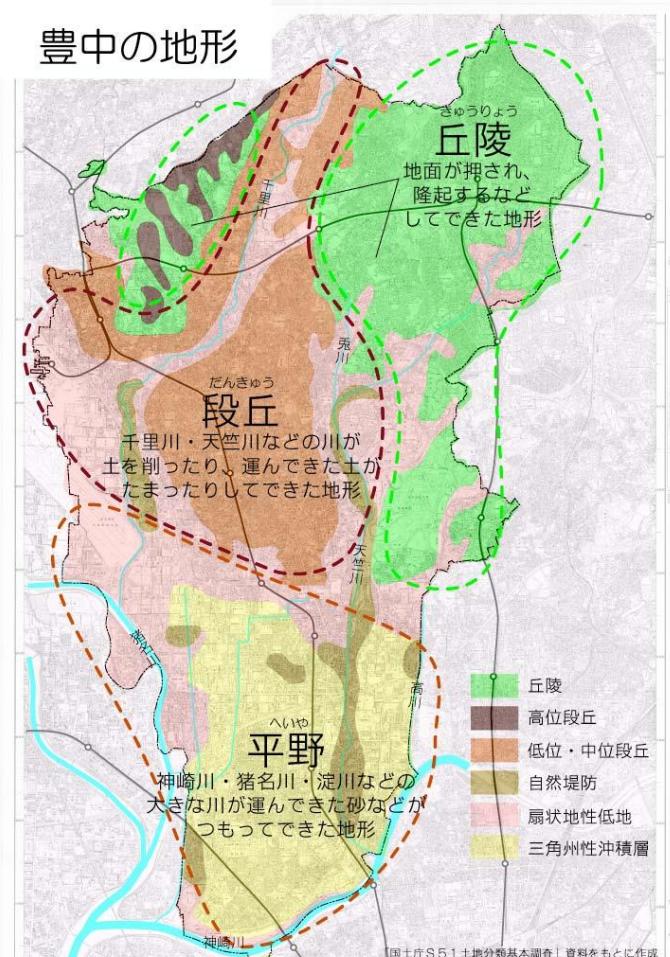
1

景観のなりたち

本市のまちなみは、自然を基礎に、人々の暮らしや生産活動の歴史が積み重なって形成されたものであり、都市景観の形成にあたっては、これらをいかすことが大切です。

(1) 自然

- 北東部を中心に丘陵、中部の段丘、南部の平野（沖積低地）の3つの地形によってなりたち、北から南に向かって猪名川、千里川、天竺川、高川が流れ、東から西に向かって神崎川が流れています。
- かつて、丘陵や段丘にはため池が数多く分布し、平野には水路網が整っており、水田や畠のほかタケノコの生産や花桃等の園芸作物の栽培等が行われていました。丘陵には、竹林やアカマツ・コナラ等の林が分布し、豊かなみどりに囲まれていました。
- 現在は服部緑地、天竺川・高川沿い、島熊山、千里ニュータウンの公園・緑地、猪名川や千里川の河川敷等が、豊かな自然の風景に親しむことのできる貴重な資源となっています。



川沿いの緑や段丘の地形がよみとれるまちなみ



天竺川沿いの豊かな自然

(2) 市街地形成の歴史

<戦前～戦中>

- ・大正時代まで、能勢街道沿いに町家が分布する以外は農地と集落が広がっていました。
- ・大正から戦前にかけて、鉄道の開通に合わせた玉井町、末広町、岡町、東豊中での郊外住宅地の開発、桜塚での豊中第一土地区画整理事業によって、住宅都市の基礎が築かれました。
- ・猪名川沿いの平地をいかして飛行場が整備されたのもこの時期です。



<戦後～昭和40年代前半>

- ・戦後から高度経済成長期にかけて、緑丘や永楽荘、宮山町などで開発が進む等、住宅地が全市域に拡大しました。また、庄内駅の開設にあわせて、文化住宅や小規模な戸建て住宅等が多く建設されました。
- ・日本住宅公団（現UR都市機構）等により旭丘、東豊中等に大規模な住宅団地が建設され、千里丘陵にニュータウンが開発されました。
- ・大阪国際空港や名神高速道路といった国土幹線交通網の整備も進みました。



<昭和40年代後半～平成初期>

- ・大阪中央環状線、新御堂筋（国道423号）・北大阪急行、阪神高速道路大阪池田線が開通し、利便性の高い都市を形成するにつれ、ほぼ全市域にわたり市街化が進行しました。
- ・骨格的な都市基盤や住環境を整えるために、阪急宝塚線連続立体交差事業、大阪モノレール事業、庄内再開発事業、空港周辺整備事業の4大プロジェクトを実施しました。



<平成初期以降>

- ・西泉丘や少路、野田地区において土地区画整理事業が行われました。
- ・既成市街地では団地の建替え等の更新事業も行われています。また、大規模な敷地を有する戸建住宅において敷地の分割や集合住宅の建設が見られたり、工場跡地において商業施設や集合住宅等への土地利用転換も行われるようになっています。

市街化の時期の凡例	
■	～明治 18 年
■	～昭和 22 年
■	～昭和 42 年
■	～昭和 51 年
■	～平成初期以降



本市は、住宅地を中心とする都市として発展し、まちづくりへの住民参加も盛んになってきました。その結果、次のような景観の特性が見られます。

①暮らしやすい生活都市

- ・戦前からの住宅地や千里ニュータウンに代表される良好な住環境、永楽荘や新千里南町等の活発な市民活動等により、暮らしやすい生活都市のイメージが強い。

②モザイク状に広がる景観

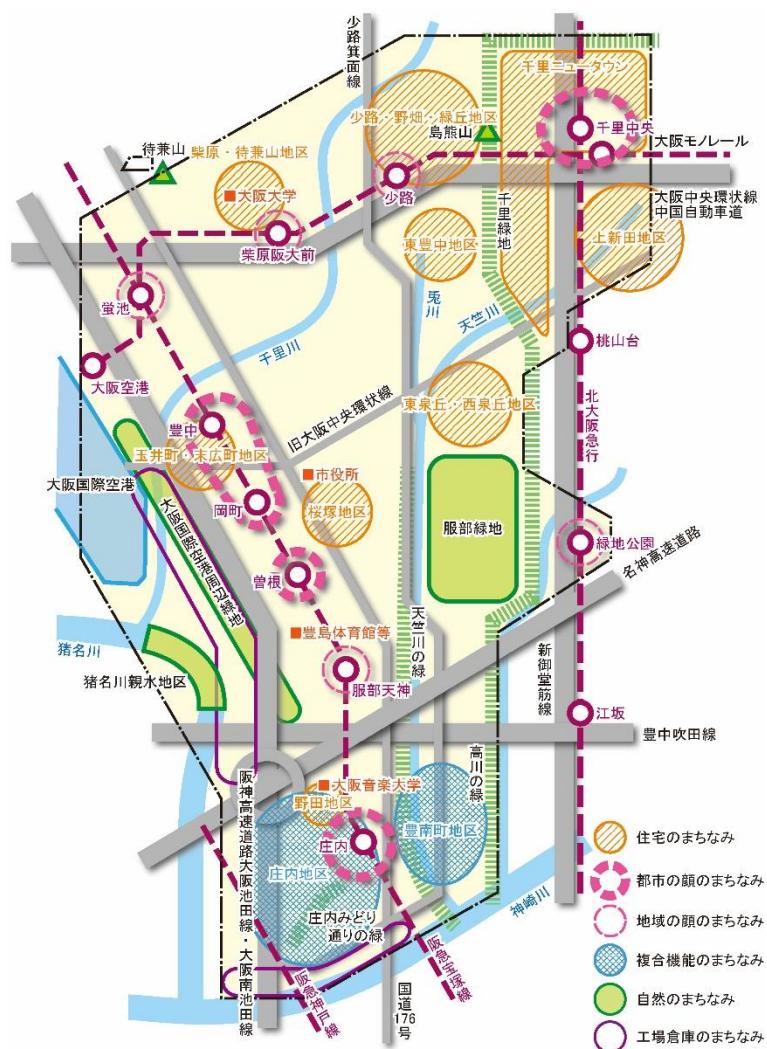
- ・自然条件や市街地形成の時期等の違いによって地域ごとに異なる景観がモザイク状に広がっている。

③アクセントになる骨格的要素

- ・住宅地を中心とする市街地が面的に広がるなかで、点・線・面の景観要素がアクセントになっている。

④景観まちづくりへの取り組み

- ・景観に対する意識が高まり、住民主体によるさまざまな景観まちづくりの活動が展開されている。



1

都市景観形成の基本目標

本市は、住宅地を中心とする都市として発展し、さまざまな暮らし・生活が多様な都市景観として現れ、現在に至っています。“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できる、愛着と誇りを持てるまちづくりを、景観面から市民・事業者・NPO・行政が協働して取り組んでいくため、都市景観形成の基本的な目標として次の3つを定めます。

(1) 心地よく活気のある都市空間の創出

市域の中で最も大きな面積を占めているのは、私たちが日々暮らしている住宅地です。住まいの周辺といった身近な空間が心地よいものであれば、私たちは心にゆとりや安らぎを感じることができます。また、活気のある景観は、事業活動の活性化につながります。

このため、市民・事業者・NPO・行政が協働のもと、住宅地等の暮らしに身近な空間や、市民・事業者等がさまざまな活動を展開する都市空間において、アメニティの向上や環境との調和及び共生を図り、心地よく活気のある都市空間の創出をめざします。



身近にアートを楽しめる「千里アートロード」
(新千里西町)

(2) 心に響く文化空間の創造

年月を経て培われてきた地域の文化や、まちに伝わり、残されてきた歴史資源は、地域の共有財産です。また、地域福祉や生涯学習、まちづくり等のさまざまな場面から新たなまちの文化も生まれています。これら新旧の文化や歴史の感じられる風景は、私たちの心に色濃く残り、人が成長する過程で大切なものです。

このため、文化活動の拠点や歴史資源等を対象とした景観の形成に取り組み、私たちの心に響く文化空間の創造をめざします。



地域の歴史を伝えるまちなみ（中桜塚）

(3) 都市の顔づくり・地域の顔づくり

都市にも地域にも、さまざまな顔があります。そして、その顔にふさわしい個性や特徴を高めることは、都市や地域のイメージを豊かにします。

このため、市内の都市活動の拠点となる空間を対象に、魅力的な都市の顔・親しみのある地域の顔となる景観の形成をめざします。



ガラス屋根とカリヨンが印象的な空間
(豊中駅前)

2 都市景観形成の基本方針

都市景観形成に係る3つの基本目標をふまえ、基本的な方針として次の4つを定めます。

(1) まもる

市域を特徴づけ、市民の共有財産となっている自然や歴史等の景観資源や、良好な景観を形成している住宅地等を保全し、景観の継承を図ります。

また、景観に関わるルールを市民・事業者・NPO・行政の協働によりまもります。

～良好な景観をまもる～ ～良好な景観のためのルールをまもる～



ため池の自然環境を保全した二ノ切池公園
(東豊中町)

(2) つくる

開発や再整備等の事業においては、魅力ある景観を創出するよう努めます。また、魅力的な景観資源のネットワーク化を図ります。

そして、市民・事業者・NPO・行政の協働と連携のもと、地域の将来イメージやまちなみのルールづくりにも取り組みます。

～魅力的な景観をつくる～ ～まちのイメージやルールをつくる～



建替えにより新たな景観を創出
(UR千里東グリーンヒルズ東町)

(3) そだてる

地域の歴史や文化、環境等の特徴をいかし、景観の維持・管理、育成または改善を図ります。

また、景観形成を進める人材の育成を行う等、新しい市民文化の醸成を図ります。

～特徴的な景観をそだてる～ ～景観に関わる人をそだてる～



緑化リーダー会による花いっぱいの
まちづくり

(4) いかす

歴史や文化、特徴的な景観資源、景観に関わる活動はもとより、景観形成に寄与する取り組み等も積極的に景観形成にいかします。

また、景観形成の取り組みを地域のまちづくりや事業活動を含めた社会活動の活性化等にいかし、景観まちづくりへつなぎます。

～積極的に景観をいかす～ ～景観まちづくりにいかす～



歴史資源をいかしたまちづくり
(原田しろあと館・羽室家住宅)

第4章 めざすべき姿

1 骨格景観

本市の都市景観は、市域の景観構造をなす骨格景観に、面として広がる地域別の景観が組み合わさって形成されており、良好な都市景観の形成にあたっては、『骨格景観』と『地域別景観』の双方を読み解きながら考えていくことが求められます。

そのため、骨格景観では、「拠点景観」「軸景観」「地区景観」を位置づけ、それぞれが有する景観資源としての大切さを明らかにするとともに、特性に応じたふさわしい景観形成の考え方や進め方を示します。

拠点景観 「景観の核となるもの」

- ◇市域を代表する景観資源や都市景観のアクセント・ランドマーク（自然地、公園、史跡、公共施設等）を対象に設定



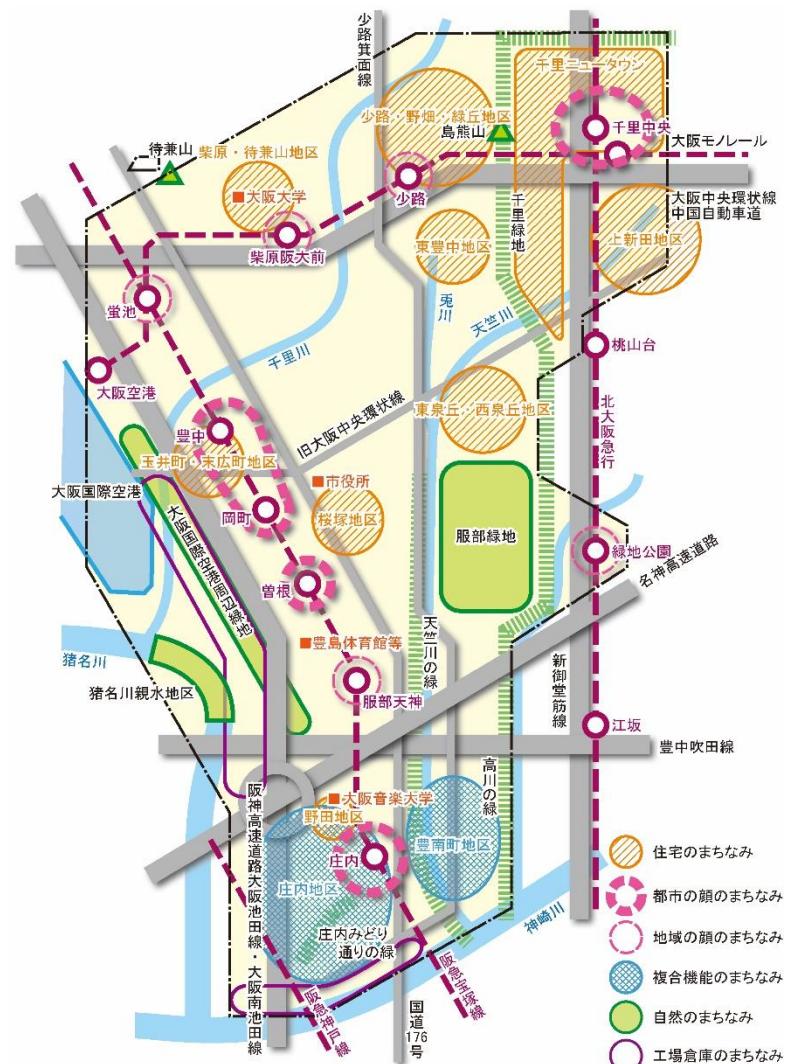
軸景観 「連なりのある特徴的景観」

- ◇線的な特徴のある景観を形成する河川、緑地、道路等を対象に設定



地区景観 「特徴ある地区的景観」

- ◇面的に広がる市街地の中から、自然・地形的条件、土地利用の現況、景観特性等をふまえ、特徴ある景観を持つ地区を設定



(1) 拠点景観

市域を代表する景観資源や都市景観のアクセント、ランドマークとなるものを「拠点景観」として設定し、個性豊かな景観の形成をめざします。

①自然系

【対象：千里中央公園、二ノ切池公園、豊島公園、野田中央公園、千里丘陵の竹林、羽鷹池公園、三ツ池、青池公園、島熊山公園、春日神社保安林、どんぐり山、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区 等】

- 市域に残る自然（樹林地、小河川、ため池等）は、環境問題への意識の高まりから、生物の生息環境として、また、まちなみによるおいや安らぎをもたらすものとして大切な要素です。
- 市域に残る自然系の資源の保全に努めるとともに、公園の整備等にあわせて、地域の住民等との協働により、自然に親しめるような場所づくりを進めます。

②まちなみ系

【対象：千里中央地区の高層ビル群、大阪国際空港、生活情報センター「くらしかん」、豊中市役所、文化芸術センター・アクア文化ホール・中央公民館、原田下水処理場・スカイランドHARADA・クリーンランド、青少年交流文化館いぶき・武道館「ひびき」・豊島体育館・豊島温水プール、ローズ文化ホール・庄内体育館・ザ・カレッジ・オペラハウス、庄内コラボセンター「ショコラ」、グリーンスポーツセンター、高校野球発祥の地記念公園、大阪大学、大阪音楽大学 等】

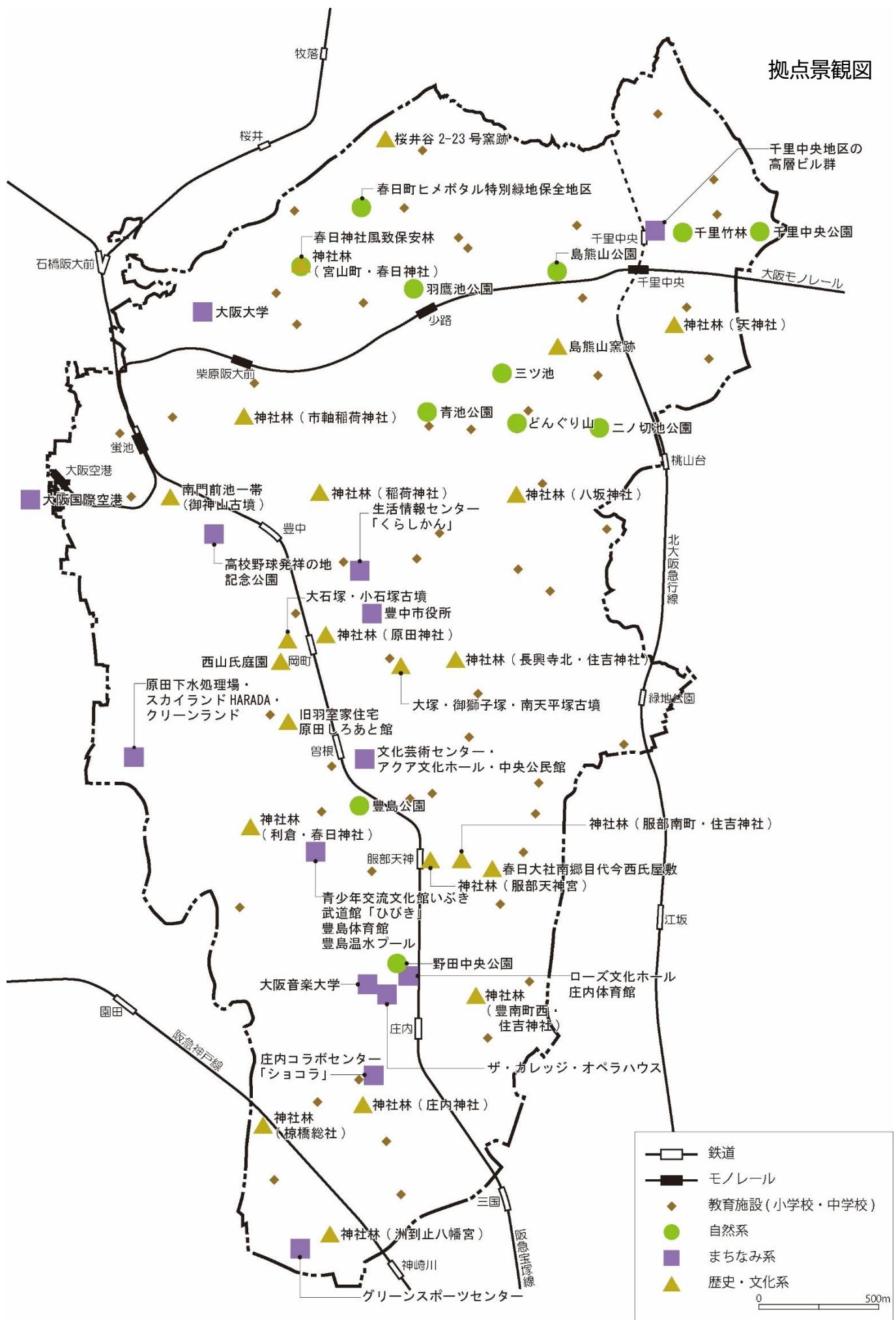
- 生活や産業等が営まれる都市空間において、建築物がつくるまちなみは、まちの特徴やイメージを形づくる大切な要素です。とりわけ、多くの人が利用する施設とその周辺において整ったまちなみや親しみのわく景観が形成されると、住んでいる人や訪れる人にとってもよい印象をもたらすことができ、まちへの愛着にもつながります。
- 公共建築物の整備等においては、まちなみの特徴を読み取り、周辺と調和する景観形成を進めます。また、多くの人が利用する拠点としてふさわしい、にぎわいや風格のある景観形成を進めます。
- まちなみのアクセントやランドマークとなる建築物や施設等については、地域の景観形成を先導し、都市ブランドの形成にも寄与するような良好なデザイン等への配慮を促します。
- 建築物等への配慮に加え、敷際の緑化や開放的なしつらえ等、まちなみ全体に寄与する取り組みも促します。

③歴史・文化系

【対象：神社林、桜井谷2-23号窯跡、島熊山窯跡、南門前池一帯、大石塚・小石塚古墳、西山氏庭園、大塚・御獅子塚・南天平塚古墳、原田しろあと館、春日大社南郷目代今西氏屋敷 等】

- まちの中に息づく歴史・文化資源は、まちの個性やよりどころとして重要であり、現在も地域の住民のお祭り等を通じて、歴史・文化資源との関わりが継承されています。また、地域の歴史・文化を学ぶことができる場所として大切な要素です。
- 市域に残る歴史・文化資源を、所有者等の理解を得ながら保全に努めるとともに、地域住民等と協働でそれらをいかしたまちづくりを進めます。また、庄内幸町にある郷土資料館では豊中市の歴史、文化資源に関わる情報を発信しています。
- 歴史・文化資源の周辺においては、歴史的なたずまいや雰囲気を損なうことのないよう、景観上の配慮を促します。

拠点景観図



(2) 軸景観

線状に連なった特徴的な景観を有する河川、緑地、道路等を対象に「軸景観」として設定し、連續性をいかした景観の形成をめざします。

①緑地軸

【対象：千里緑地軸、天竺川緑地軸、高川緑地軸、庄内みどり通り緑地軸 等】

- まとまった緑地が残る緑地軸は、みどり豊かなまちのイメージを高める上で大切です。
- 緑地軸としての連續性が保たれるよう、保全に努めるとともに、緑地軸に調和する景観形成を進めます。
- 地域の住民等との協働により、散歩道等、自然に親しめる空間としての活用も進めます。

②親水軸

【対象：千里川親水軸、猪名川親水軸、神崎川親水軸、新豊島川・中央幹線景観水路親水軸、天竺川・兎川親水軸 等】

- 川筋がつくる広がりや見通しの良い景観は、すがすがしさや明快な印象をもたらし、河川等の親水空間は、身近に自然に触れられる場所として大切です。
- 安全性に配慮しながらも親水性の向上を図るとともに、見通し等の確保や周辺の建物が調和する良好な景観形成を進めます。

③眺望軸

【対象：千里眺望軸、大阪中央環状線・大阪モノレール眺望軸、阪急宝塚線高架眺望軸、天竺川眺望軸、神崎川眺望軸 等】

- 地形の起伏や形状等によって良好な見晴らしが得られる眺望軸においては、まちの広がりを見わたせ、なりたちやまちの様子を意識することができる空間として大切です。
- 眺望軸においては、見通しの確保や、みどりや市街地が見わたせる方向を意識した景観形成を進めます。

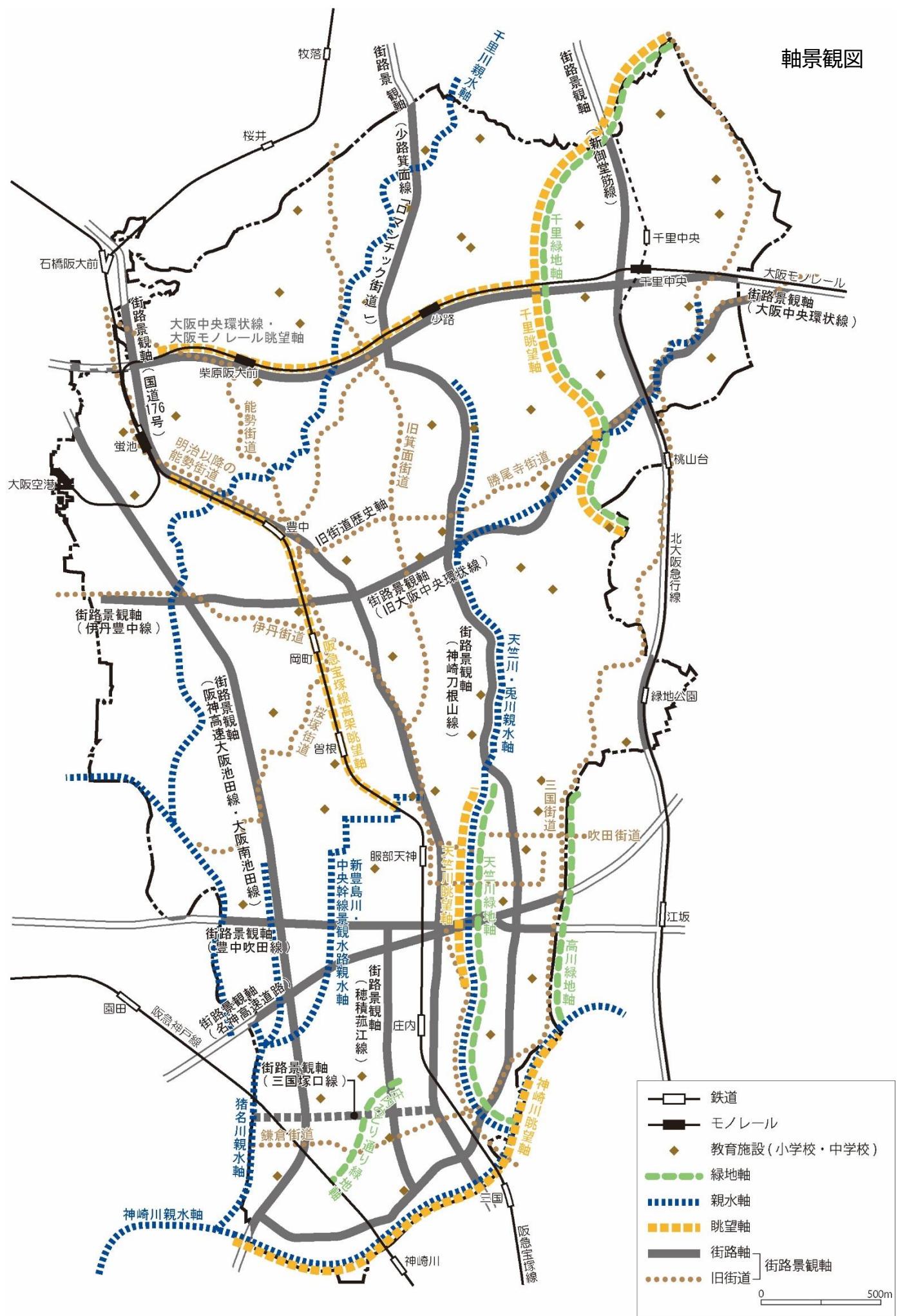
④街路景観軸

【対象（街路軸）：新御堂筋線、少路箕面線（ロマンチック街道）、国道176号、阪神高速道路大阪池田線・大阪南池田線、大阪中央環状線、神崎刀根山線、旧大阪中央環状線、三国塚口線、名神高速道路、豊中吹田線、穂積菰江線 等】

【対象（旧街道軸）：能勢街道、明治以降の能勢街道、旧箕面街道、箕面街道、三国街道、吹田街道、勝尾寺街道、伊丹街道、鎌倉街道、桜塚街道 等】

- 沿道の土地利用とあいまって特徴ある街路景観が形成されている街路軸では、その特徴をいかした景観形成が大切です。
- 沿道のまちなみの特徴を読み取り、それと調和した景観形成を進めます。あわせて、街路樹等、沿道のうるおいある景観形成に寄与する要素等の適切な維持・管理に取り組みます。
- 旧街道軸は、歴史を伝える古い建築物等が点在し、いにしえの趣を残す等、史料としても大切な要素です。
- 歴史を伝える街路軸として、特徴ある建築物等の保全や街道のスケール感をいかした景観形成等、歴史性の継承につながる景観上の配慮を促します。

軸景観図



(3) 地区景観

自然・地形的条件、土地利用の現況、景観特性等をふまえ、まとまりや特徴のある地区を抽出して「地区景観」として設定し、その地区の有する特色をいかしながら、個性豊かで、魅力あふれる地区の景観形成をめざします。

①住宅のまちなみ

【対象：千里ニュータウン地区、少路・野畑・緑丘地区、柴原・待兼山地区、上新田地区、東豊中地区、東泉丘・西泉丘地区、玉井町・末広町地区、桜塚地区、野田地区 等】

- 本市の大半を占める住宅地は、良好な住宅都市である本市の特徴を形づくる都市景観として大切であり、今後ともその景観の保全・継承に努める必要があります。本市の住宅地の景観は、住宅等の建物だけではなく、埠・生垣等の外構や敷地内の植栽のほか、街路樹等に、時代ごとに特徴あるしつらえが施されており、まちなみ特性として現れています。そのため、建物等の計画にあたっては、まちなみの特性を十分に読み取りながら、これまで培われた景観をまもり、いかしていくことが大切です。
- 地域の住民等との協働により、住宅地の環境保全のための取り組みや、ルールづくり等を促します。
- 新たな住宅地においては、良好な住宅地の景観となるようさまざまな工夫や配慮を取り入れていくことが大切です。
- 新たに住宅地等として一定のまとまりをもって整備される場合においては、地区計画や景観形成協定等のしくみを用いながら、周辺にも配慮した都市景観の形成を促します。



みどりに包まれた集合住宅地のまちなみ（上新田）

②都市の顔のまちなみ

【対象：千里中央地区、豊中・岡町駅周辺地区、曾根駅周辺地区、庄内駅周辺地区 等】

- 千里中央地区や豊中駅・岡町駅周辺地区、曾根駅周辺地区、庄内駅周辺地区は、駅前に多数の商業・業務施設、公共施設が集積し、本市の顔となるまちなみであり、市内のみならず市外から多くの人々が訪れます。顔となるまちなみの印象が都市全体の印象を左右することもあり、顔としてふさわしい景観をつくっていくことが大切です。
- 都市の顔となる地区においては、活力があふれ、訪れる人を気持ちよく迎えることのできる景観の形成に取り組みます。



整備された都市の顔となるまちなみ（新千里東町）

③地域の顔のまちなみ

【対象：少路駅周辺地区、柴原阪大前駅周辺地区、蛍池駅周辺地区、緑地公園駅周辺地区、服部天神駅周辺地区 等】

- 周辺の住民が利用する商業・業務施設等が集積し、地域の顔となるまちなみは、日々住民が目にする景観でもあり、地域への親しみ・愛着を育む上でも、その場所を印象づけ、心地よさをもたらす景観形成を進めていくことが大切です。
- 地域の人が集い、利用する地域の顔となる地区においては、ふれあいと親しみのある景観形成に取り組みます。



柴原阪大前駅の地域の顔となるまちなみ (柴原町)

④複合機能のまちなみ

【対象：庄内地区、豊南町地区】

- 庄内地区や豊南町地区は、住宅と商店、工場等が混在した複合機能を有するまちなみであり、相互が調和した暮らしやすい景観形成を進めていくことが大切です。
- 複合機能のまちなみにおいては、防災まちづくりの促進にあわせて、緑化やオープンスペースの確保等を進め、地区全体としてうるおいや心地よさのある景観形成に取り組みます。



道路整備でつくられたうるおい空間 (庄内幸町)

⑤工場・倉庫のまちなみ

【対象：空港周辺、神崎川周辺 等】

- 工場や倉庫、流通施設が集積する地区においては、機能中心につくられた建屋等により無機質なまちなみになりがちですが、働きやすい環境づくりにもつながるうるおいある景観形成を進めていくことが大切です。
- 建屋のデザインや配置を工夫したり、緑化を施したり等、うるおいあるまちなみの形成を進めていきます。



うるおいある工場・倉庫のまちなみ (二葉町)

⑥自然のまちなみ

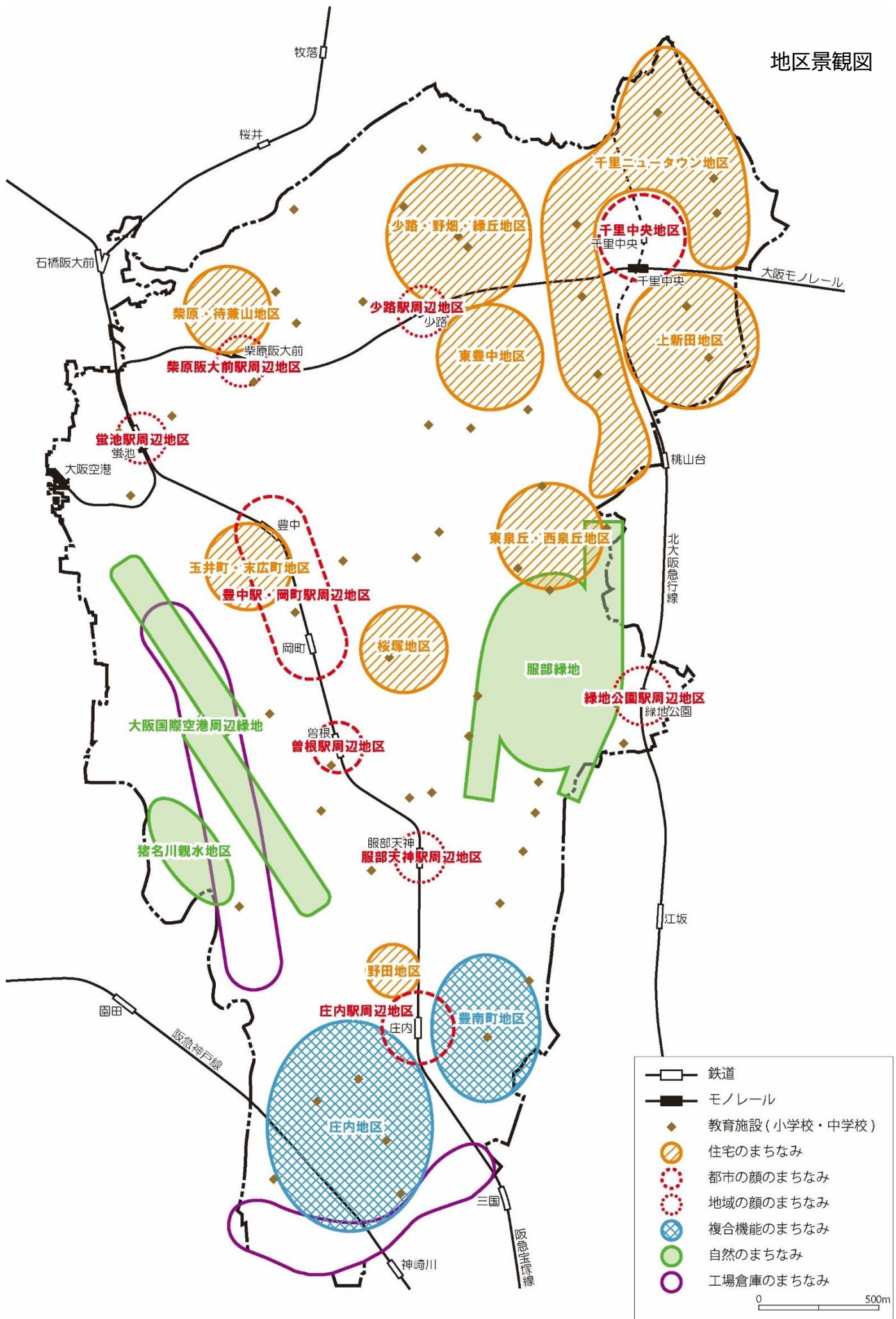
【対象：服部緑地、大阪国際空港周辺緑地、猪名川親水地区 等】

- 大規模な空間を有する緑地等は、都市の中でうるおいを感じられる空間として、また自然の中でレクリエーションが楽しめる空間として大切です。
- 多くの市民が利用し、親しめる場所として、オープンスペースや親水性等をいかした環境整備を進めるとともに、市民・事業者・NPOとの協働による適切な維持・管理を進めていきます。



水辺や緑が楽しめる自然のまちなみ (服部緑地)

地区景観図



骨格的な景観の総括図



2

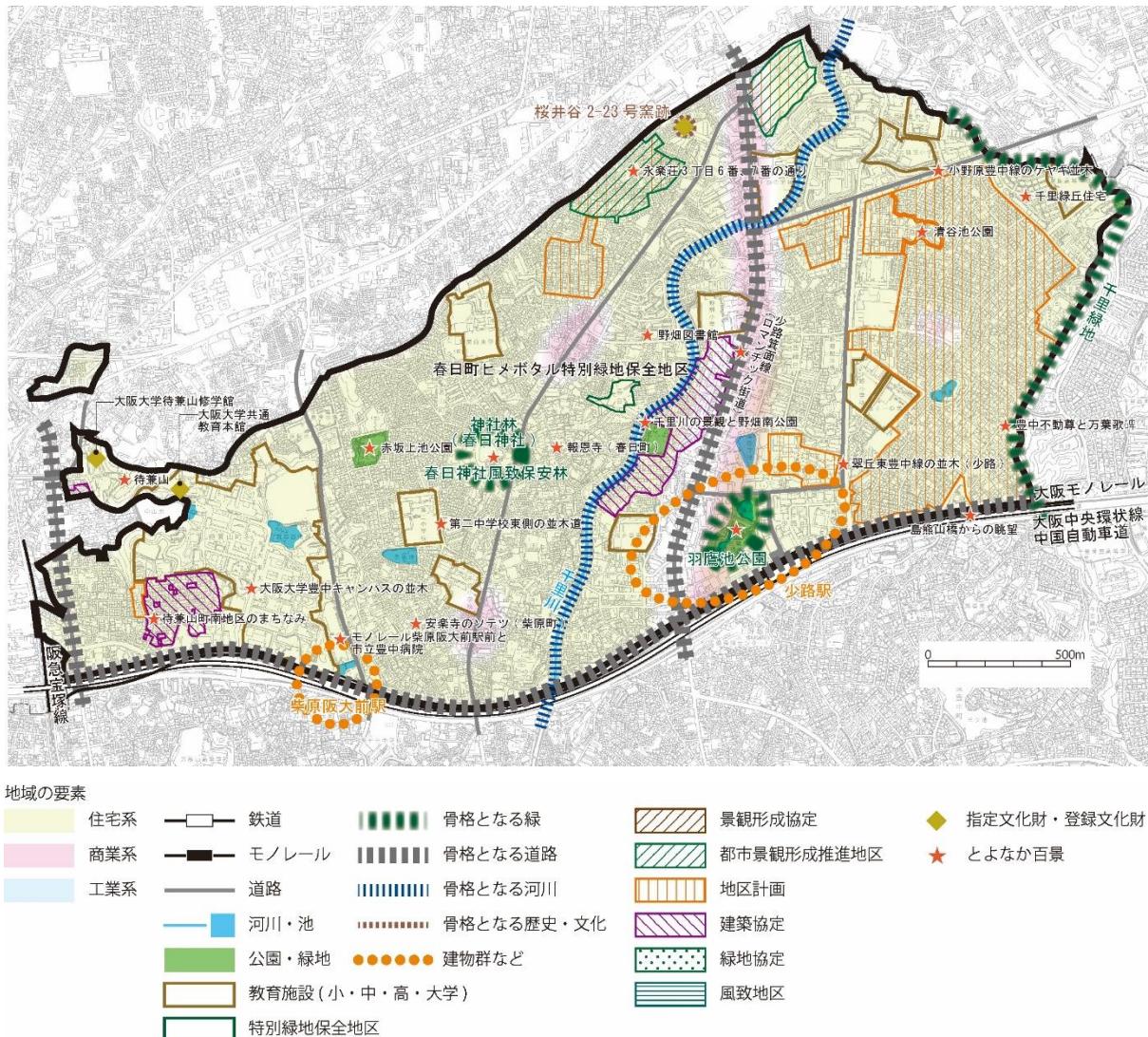
地域別景観

本市の都市景観は、自然条件や市街地形成の違いによって、地域ごとに異なる景観がモザイク状に広がっており、地域ごとの景観特性の把握が難しい場合もありますが、まちへの愛着を高め、またブランド力の向上や活性化を図っていくためには、市民共有の財産である地域景観の特性を読み解き、それらをいかした都市景観形成が求められます。

そのため、地域別景観では、「豊中市都市計画マスター プラン」で示す7つの地域に区分し、それぞれの地域でめざす将来イメージやまちなみの特徴、大切にしたい景観を示すことで、景観形成の主役となる市民・事業者等が地域の景観を理解するための糸口とし、具体的な建築行為等の際にまちなみを読み解く手がかりとします。



(1) 北部地域



【大切にしたい景観】

- 千里川や市域の北辺をふち取る丘陵のみどり等、自然が豊かに感じられる地域です。
- 春日町から桜の町等、千里川の谷筋には古いまちなみも残っています。
- 古くからの環境の良い住宅地を含め、箕面や六甲山への眺望に優れた自然感にあふれた風景が広がっています。
- 地域内では都市景観形成推進地区や地区計画、建築協定、特別緑地保全地区、自治会申し合わせ等の取り組みも見られます。
- 整った戸建て住宅地のまちなみや、住宅地のみどり、自然（水辺）の風景、幹線道路（ロマンチック街道）沿いや駅前商業地のおしゃれなまちなみが特徴です。



都市景観形成推進地区指定で
良好な景観を育むまち（永楽荘）



良好な自然環境を守るために指定した
春日町ヒメボタル特別緑地保全地区

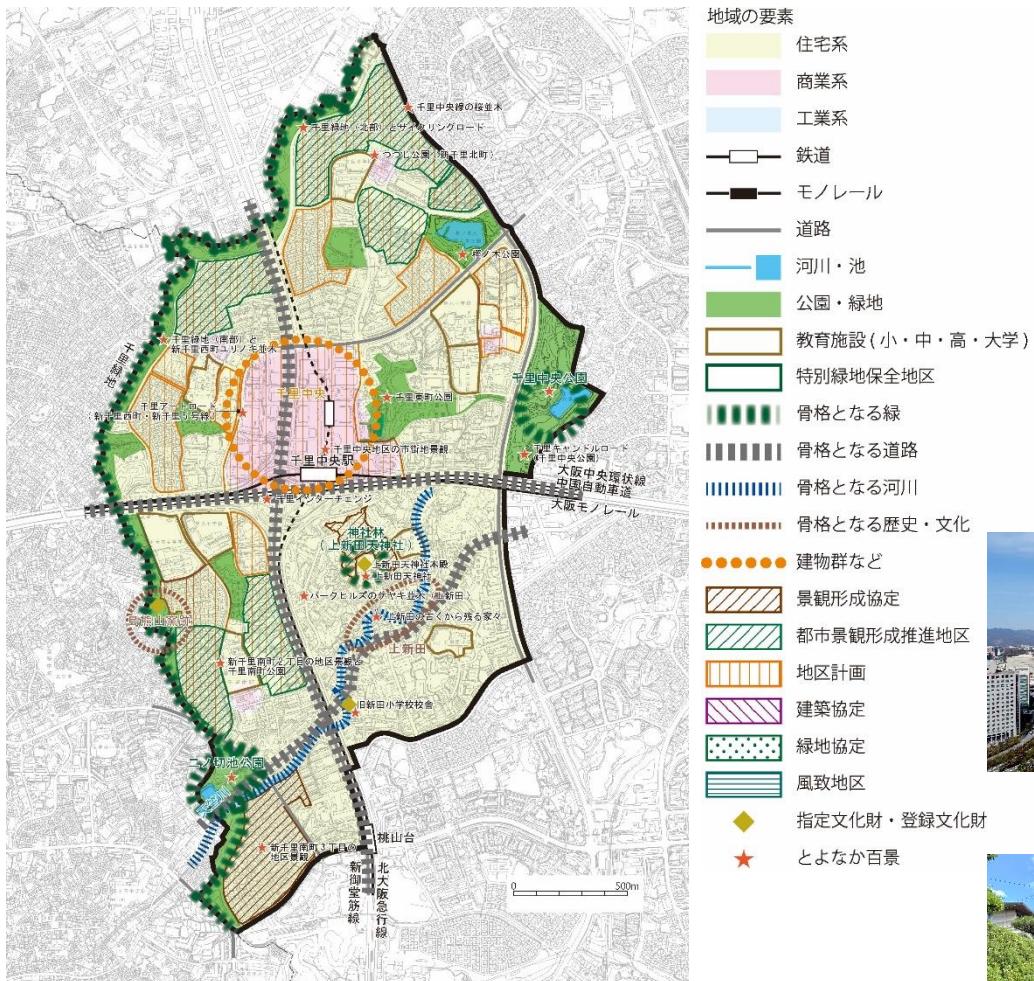


地区計画で良好な景観を
まもるまち（緑丘）



しゃれた外観の店舗等が並ぶ
ロマンチック街道（西緑丘）

(2) 北東部地域



再整備が進む千里中央地区
(新千里東町)



都市景観形成推進地区指定で
良好な景観を育むまち
(新千里西町)



歴史を伝える旧新田小学校校舎
(上新田)

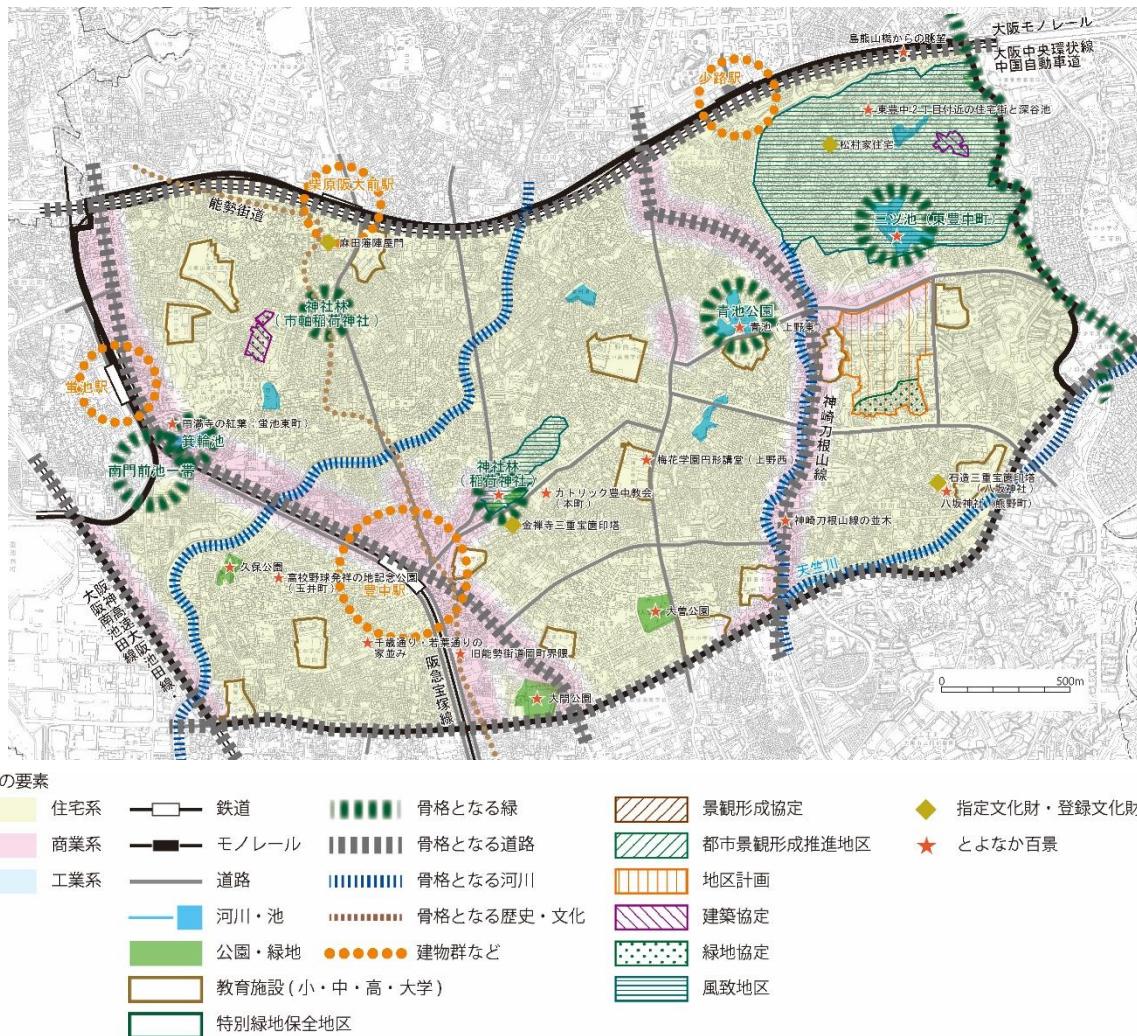


みどりあふれる千里中央公園
(新千里東町)

【大切にしたい景観】

- 千里丘陵のみどり豊かなまちで、千里ニュータウンと上新田地区からなる地域です。千里中央地区は北部大阪の都市拠点になっています。
- 千里ニュータウンの住宅地は、周辺にある自然的環境、公園や街路樹によるみどり、計画的につくられたまちなみが特徴です。
- そして、これまで培われたまちなみを継承するため、「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」を定めて誘導を図るだけでなく、都市景観形成推進地区や地区計画、景観形成協定、自治会申し合わせの取り組みも見られます。
- 千里中央地区では、「千里中央地区再整備ビジョン」に基づき再整備事業が行われています。今後も商業施設の老朽化による建替えや、北大阪急行電鉄の延伸等により、駅周辺の利用環境が変わることが予想され、地区の一層の活性化に向け「千里中央地区活性化基本計画」に基づき、バスターミナルの再整備や、道路の再編等を官民連携して行うなど、まちの新たな魅力を創出するためのさまざまな取り組みが予定されています。
- 上新田地区は古くからの集落景観と集合住宅が並ぶ新しいまちなみが見られます。中でも旧新田小学校校舎は道路からもよく眺められ、歴史的まちなみを印象づけています。

(3) 中北部地域



【大切にしたい景観】

- 台地・丘陵地の上に形成された市街地で千里川・兎川、三ツ池・青池・箕輪池等の水辺のうるおいを感じる地域です。
- UR 都市機構の団地の建替えでは、既存樹木等を極力残す他、再生地に建築協定や緑地協定を定め、魅力ある景観形成が行われています。
- 東豊中の住宅地では風致地区や建築協定、自治会申し合わせの取り組みが見られ、風致に富んだ良好な景観が守られています。
- 駅周辺のにぎわいをさらにいかすため、豊中駅周辺では、豊中駅周辺再整備構想とあわせて地区環境整備に向けた取り組みが進められています。
- 歴史資源や点在するおしゃれなお店が地域を特徴づけています。



水面に映る住宅群も美しい
三ツ池（東豊中町）



建物デザインに工夫が凝らされた
UR シャレール東豊中（東豊中町）

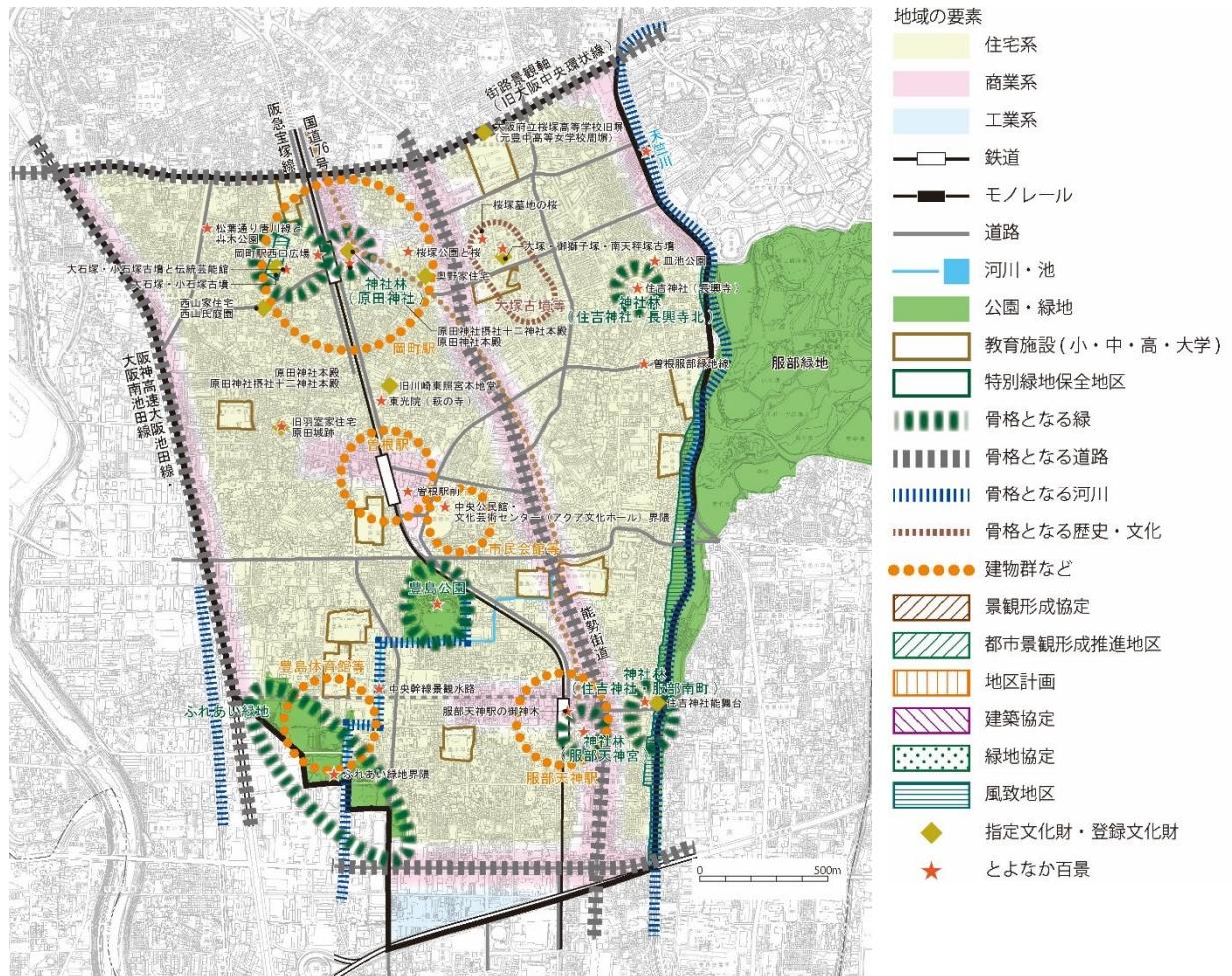


たくさんの人でにぎわう七夕まつり
(豊中駅前の商店街)



いにしえのたたずまいを
残す町家（岡上町）

(4) 中部地域



【大切にしたい景観】

- ・桜塚古墳群等の遺跡や、能勢街道、原田神社等の歴史資源、文化芸術センターーやアクア文化ホール等の公共施設、豊島公園や豊島体育館のスポーツ・レクリエーション等、人をひきつける資源の豊かな地域です。
- ・段丘端部のみどりが点在して残っているほか、曾根駅前から服部緑地に続く街路や水路の景観整備が行われています。
- ・駅周辺にぎわいをさらにいかすため、岡町・曾根駅周辺では、地区環境整備に向けた取り組みが進められています。
- ・服部天神駅では、駅前における地域の顔としての魅力的な広場空間の確保と、駅利用者の安全性や利便性など、交通結節点としての機能強化を図るために駅前広場の整備が進められています。



花いっぱいの豊島公園
(曾根南町)



歴史・文化の活動拠点・
原田しらあと館 (曾根西町)

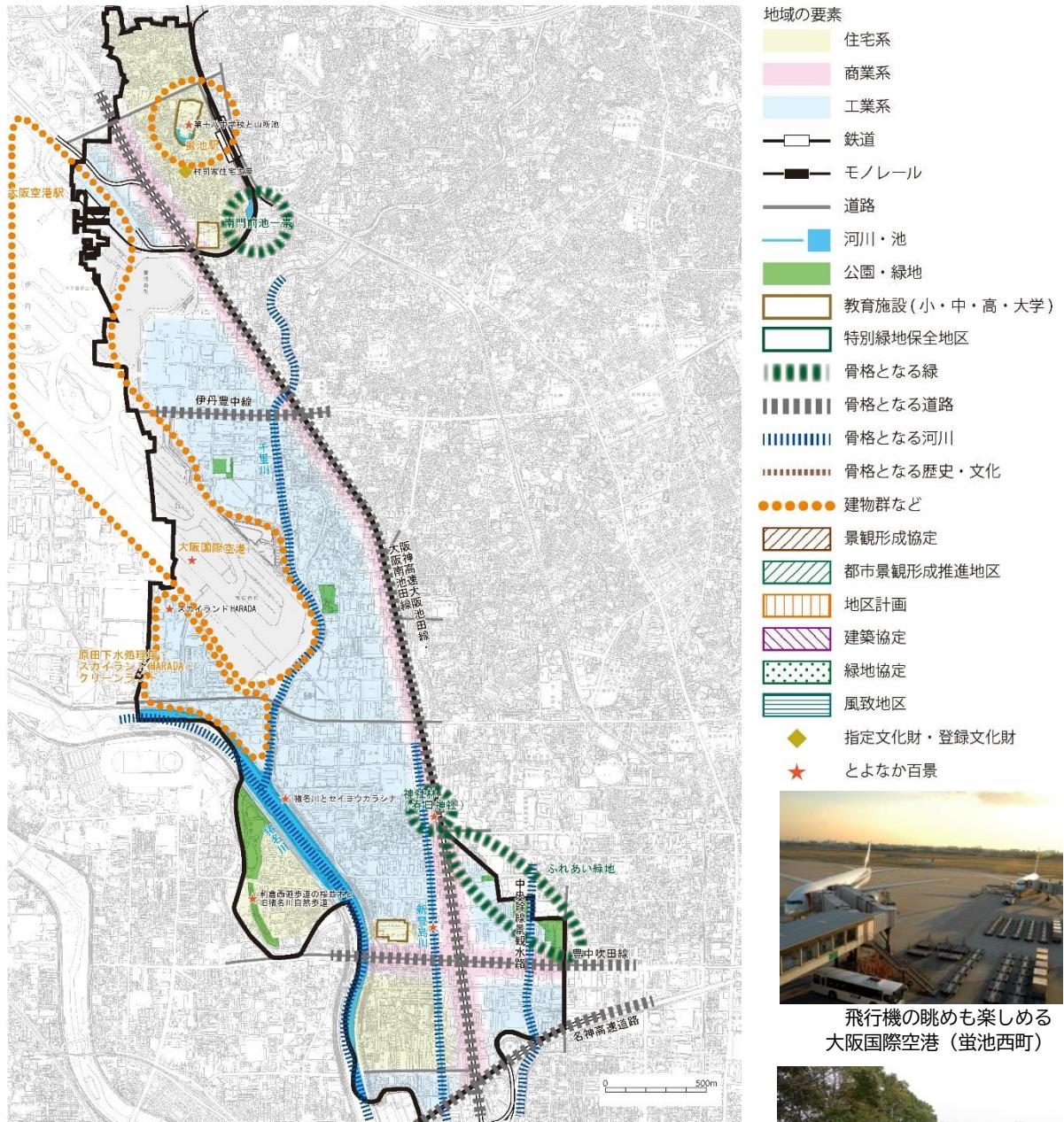


駅舎と調和した駅前広場
(曾根駅)



身近に歴史を学べる
御獅子塚古墳 (南桜塚)

(5) 西部地域



【大切にしたい景観】

- ・大阪国際空港、名神高速道路豊中インター チェンジ、阪神高速道路大阪池田線・大阪南池田線等の交通至便地の特性から、流通施設や工場が多く立地しているほか、利倉や勝部等の古いまちなみも残る地域です。
- ・空港周辺の自然的環境（みどり、川）や、空港関連のダイナミックな景観が特徴です。



壁面緑化と敷際緑化でうるおい
豊かな焼却施設（原田西町）

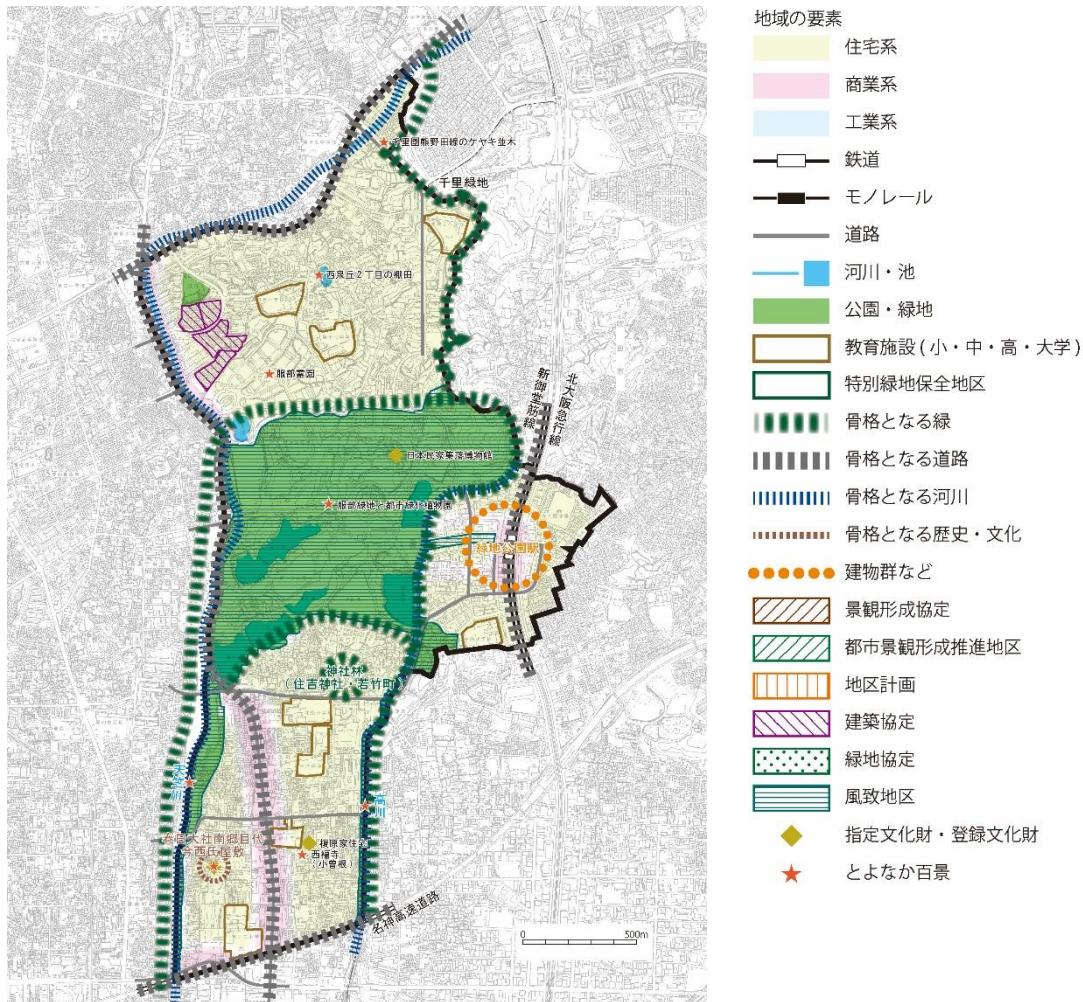


緑道整備された河川敷跡
(勝部)



広々としたみどりの空間・
ふれあい緑地（服部寿町）

(6) 東部地域



- 服部緑地、天竺川、高川が骨格となった自然的環境が豊かな地域です。服部緑地のみどりが面状に広がっており、服部緑地周辺では、農地等も残り、みどり豊かな印象をもたらしています。
- この地区では風致地区や建築協定の取り組みにより、良好な景観が守られています。
- 服部緑地では、民間事業者のノウハウを活用した公園の管理手法がとられ、新しい設備の整備や、運営により公園空間の魅力向上の取り組みが進んでいます。
- 服部緑地以南の北条町や小曾根地域では、平坦な地形に市街地が広がり、天竺川・高川の並木が連なって見える印象的な景観を形成しています。



サクラとユキヤナギが
みどりに映えて美しい天竺川



水辺やみどりが美しい服部緑地

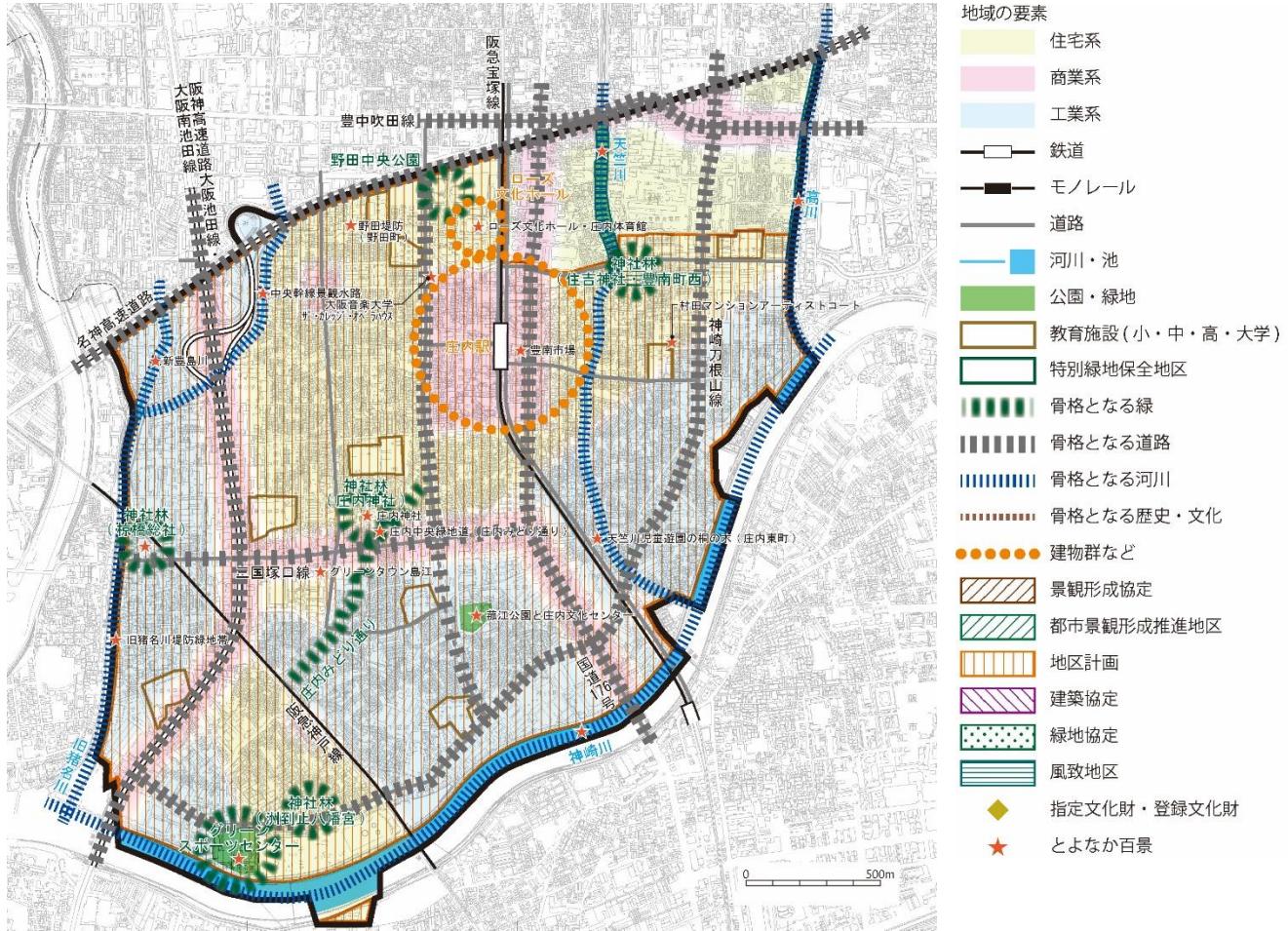


住宅地の敷際の緑化



風格のある門構えが印象的な
春日大社南郷目代今西氏屋敷（浜）

(7) 南部地域



【大切にしたい景観】

- ・高度経済成長期に急速に市街化が進み、住・商・工の混在する地域です。
- ・庄内駅周辺は、都市拠点として、にぎわいのある商業・業務地を形成しています。
- ・穂積菰江線、三国塚口線の整備が進み、開放的な環境整備が進められています。
- ・地域の公共施設を統合した、庄内コラボセンター「ショコラ」は市民の活動拠点として親しまれています。
- ・庄内神社や椋橋総社等の歴史的遺産や、その周辺には古いまちなみが残るほか、神崎川の水辺の風景等が特徴です。
- ・庄内・豊南町地区では、防災街区整備地区計画のほか、住環境整備計画に基づき、災害につよいまちづくりが進められています。



洗練されたデザインの大坂音楽大学ザ・カレッジ・オペラハウス（庄内西町）



にぎわう買い物客でつくられる
にぎわいの景観（庄内東町）



夕日も美しい神崎川



庄内コラボセンター「ショコラ」
(庄内幸町)

1

基本的な考え方

(1) 自主的・自発的に取り組む都市景観の形成

都市景観は、建築物と敷際を彩る生垣や垣、暮らしに必要な情報を提供する屋外広告物、あるいはまちなみをつなぐ道路、街路樹、公園等、さまざまな要素から形づくられており、それらは市民・事業者・NPOや行政等、各主体の取り組みの成果が目に見える形になって現れたものです。

ひとりひとりがわがまちをよくしていこうとする意識を持ち、自主的・自発的に日々の活動にいかすことができれば、おのずから良好な都市景観の形成につながります。できること・できる場所から取り組みをはじめていきましょう。



緑化スペースを十分配置したマンション
都市デザイン賞を受賞（豊南町西）

(2) 相互協力のもと取り組む都市景観の形成

良好な都市景観は、取り組む主体や世代等の違いをこえて景観の重要性を認識し、お互いの立場を理解しながら協力することで形成されていきます。

ひとりではできないことでも、仲間が集まれば大きな力となります。最初はお互いの考え方や主張に違いがあっても、わがまちをよくしていこうとする目標は共通しているはずです。立場が異なればなおさら、互いの意見に耳を傾けながら対話を重ね、進むべき方向性を共有しながら、互いの力を発揮し協力のもと取り組んでいきましょう。



地域のみなさんで取り組む
美化活動（新千里西町）

(3) 総合的な都市景観の形成

① 状況に応じた都市景観形成

市民・事業者・NPOや行政等が自主的・自発的に、また互いに協力しながら取り組みを進めていくためには、景観の重要性を認識することが最も肝要なことから、市は理解や関心を深めてもらえるよう「PR・啓発」に取り組みます。

また、建築物の建設等に際しては、質の高いデザインを施すことが建築物等の価値を高めるだけでなく、地域全体の魅力の向上につながることを理解してもらいながら、良好な景観形成への意欲を引き出す「誘導」を進めることや、景観を悪化させないよう「規制」を行うこと等、これらを適切に組み合わせながら、時に柔らかく、時に厳しい景観形成に取り組みます。



歴史を感じさせる古いまちなみ（庄内東町）

② 関連施策の活用による都市景観形成

都市景観は、土地利用や道路、公園・緑地、歴史・文化やコミュニティ、さらには商工業等、さまざまな分野の取り組みが有機的に結合して形づくられてこそ、心地よいまちなみとなるだけでなく、まちに活力を与え地域の魅力を高めることにもつながります。

そのため、景観法や豊中市都市景観条例に基づく施策はもちろんのこと、景観形成に関連する法制度や施策を効果的に活用し、市の関連部局だけでなく国や府、近隣市等との連携を図りながら総合的な取り組みを進めています。

③ 地域の特性に応じた都市景観形成

本市の住宅地は、歴史を感じさせるまちなみから、洋風デザインのまちなみまでさまざまな特徴を有しており、また駅前等の活気ある商業地や工場・倉庫のまちなみ等、土地利用や地域ごとに特徴ある景観が形成されています。

まちの愛着を高め、都市としてのブランド力の向上につながる地域の特性に応じた景観形成に向けて、市が先導的に取り組む場合の他、市民・事業者等が地域単位でのまちづくり活動等をきっかけとして、約束事やルールづくりが進められるように支援する等、協働の取り組みを進めます。



工場のまちなみ（稻津町）

2

活動範囲に応じた景観形成

景観形成は、ひとりひとりが取り組むものから、地域・地区単位で取り組むもの、全市域を対象に取り組むものまで多岐にわたります。そのため、取り組む内容の段階を大きく3つの活動範囲（身近な範囲、地域・地区の範囲、全市域の範囲）に分け、市民・事業者・行政等がそれぞれの役割を担いながら、熟度に応じ効果的な施策を選択の上、進めていくことが大切です。

- 身近な景観は、ひとりひとりやご近所さんで意識して取り組む、家の周りや通勤・通学路といった日常的な生活空間に着目して示します。
- 地域・地区の景観は、自治会、あるいは商店会等が中心となって取り組む、わがまちの範囲として認識できる一定のまとまりをもった空間に着目して示します。
- 全市域の景観は、本市内のどこでも必要な取り組みを示します。



(1) 身近なところからの景観形成

身近な景観は、まちで暮らす人々、あるいは事業を営む人々が生み出すものであり、私たちの普段の暮らしや事業活動において「身近な環境を美しくしよう」「気持ちよく過ごせるようにしよう」という心がけの積み重ねが、うるおいある心地よい景観を形づくる上でとても重要です。庭を美しく手入れしたり、事業所の周辺の清掃に取り組むといったごく身近なことから、周辺に配慮したデザインを施すことまで、心がけ次第で良好な景観形成に寄与することができます。

私たちが身近にできるところから一步一歩広げていきましょう。



玄関まわりの花飾り

①身近な景観を良くする取り組みの推進

- 身近なところに意識を向け、日々の取り組みが景観形成につながっていることを理解し、日常的な行いに思いやりの心をもって、あるいは楽しみと結びつけながら景観形成に取り組んでいきましょう。

②身近な景観形成につながる情報の発信・PR及び共有化

- 市は、本市の良好な景観や、市内で展開されている良好な都市景観の形成に向けた取り組み・活動を積極的に発信・PRします。
- 身近な景観形成の活動等の情報を市民・事業者・NPO・行政が共有し理解を深めていきましょう。

③市民・事業者・NPOが主体となった活動の支援

- 市は、良好な景観形成に寄与する活動・物件を顕彰するとともに、景観形成に関わる活動の経済的な援助、技術的な支援に努めます。

④景観に関する意識の醸成

- 市は、景観セミナー等の学習の機会や、まちあるきイベント等、景観に触れ楽しむ機会を増やします。積極的に参加し、景観に関する意識を高めていきましょう。
- また、市は、学校等の教育機関とも連携しながら、本市の景観に関する教育・学習を進めます。大人からこどもまで、将来の豊中の景観形成に向けた意識を高めていきましょう。

(2) 地域・地区での景観形成

地域・地区の景観形成につながる活動（景観まちづくり）は、そこで生活や事業を営み、個性を最も良く知っている住民や事業者のみなさんのが主役となります。地域・地区にふさわしい空間づくりや、建物等により形づくられる景観をよりよいものにしていくためには、みなさんがまちを大切に思う心をもって取り組みを始め、良好な景観形成の課題や取り組み方について話し合い、方向性を共有していくことが求められます。

ご近所や自治会、商店会、各種協議会等、地域・地区の人たちが集まって力をあわせ、景観まちづくりを進めましょう。また、こうした取り組みに対して市は、支援等による協働のもと進めていきます。

①活動の展開

- 地域・地区の住民・事業者等が主体となった、“わがまちの活動”をはじめましょう。わがまちを美しくする清掃・美化活動や、まちなみを再発見するタウンウォッキング（まちあるき）等、みんなで楽しみながら活動しましょう。
- 市は、地域・地区のみなさんが主体となった景観まちづくり活動に際して専門家の派遣等の支援を行います。



身近なまちのタウンウォッキング

②状況に応じた取り組み

- ごみのないまちをめざして、アダプト活動に取り組んだり、花・みどりあふれるまちにするために花いっぱい運動を展開したりと、地区の状況や課題に応じた取り組みを進めていきましょう。
- 市は、美化・緑化等を推進するさまざまなしくみを用意し、支援していきます。
- 景観に特化しなくとも、まちが元気になる、まちを良くしていくための活動は良好な景観形成につながります。地域・地区の活動として、イメージアップにつながるイベントの開催等も効果的です。



地域で取り組む美しいまちづくり
(アド・リバーア・少路(桜の町))



地域の住民や学校の生徒で花いっぱい運動に
取り組む法面(新千里東町)

③景観形成に関するルールづくり

- 地区の景観の保全や育成を図るためにには、そこでお住まいのみなさんがまちの将来のすがたを話し合い、住民の合意のもと問題や課題の解決に向けて必要なルールづくりを行うことが最も効果的です。地区の住民や事業者のみなさんが主体となって、わがまちの景観について話し合い、自主的な方針や法的根拠を持つ基準を定める等の取り組みを進めましょう。
- 地区で定めるルールには、地区での合意形成を前提として、法的根拠をもつもの（都市景観形成推進地区、地区計画等）や、お互いの信頼関係を大切にするもの（豊中市都市景観条例にもとづく景観形成協定、豊中市地区まちづくり条例にもとづく地区まちづくりルール等）が用意されています。地区の状況に合わせて活用しましょう。
- 地区の良好な景観形成の推進には、法・条例の規定にあてはまらない、ご近所づきあいといったソフトな取り組みや地区のみなさん自らが運用する緩やかな申し合わせ事項等も有効です。地域のコミュニティ活動と一緒に景観まちづくりを進めていきましょう。



都市景観形成推進地区を定めた地区
(新千里西町3丁目地区)



都市景観形成推進地区を定めた地区
(永楽荘地区)

④市民・事業者・NPO・行政が相互理解を図る場づくり

- 市は、さまざまな立場の人があとに景観形成について考え、相互理解を図るために努めます。
- 地域・地区の景観を良くしていくためにも、お互いの考え方等を把握できる情報収集の場を積極的に活用していきましょう。



開放された企業の緑地（稻津町）



さまざまな立場の人があとに協力して実現している
にぎわいの景観形成（豊中駅周辺）

(3) 全市域を対象とした景観形成

本市の都市景観は、拠点景観や軸景観等のほか、景観を特徴づける公共施設、建物や屋外広告物等から形成されるまちなみや、自然や歴史・文化資源等、さまざまな要素から構成されており、その一つひとつを次世代にも継承できる価値のあるかけがえのないものとしていくことで、市全体としてのすばらしい都市景観が形成されていきます。

そのため、全市域を対象とした景観形成においては、市民・事業者・行政等が相互に調整・連携・支援し合うだけでなく、それぞれの立場を理解しながら積極的に良好な景観形成に取り組んでいきます。

① 公共施設の景観形成

公共施設はまちの景観の骨格を形づくる重要な要素であり、さまざまな景観要素をつなぐものとしてとても大切です。とりわけ、第4章の骨格景観として示したもののうち、拠点景観、軸景観については、公共事業のあり方が良好な景観形成に大きく影響するものです。

また、公共建築物はまちのイメージを高め、民間建築物のデザインにも良い影響を及ぼす波及効果が期待できるものです。

公共施設の整備、維持・管理にあたっては、引き続き景観への配慮を十分に行い、景観形成の先導的な役割を担っていきます。

ア 公共施設の整備における先導的な景観形成

○ 本市では、大半の公共施設整備が完了しており、今後は維持・管理が中心となるなか、道路、河川、公園緑地、公共建築物においては、先導的に良好な景観を形成する整備、事業の実施だけでなく、維持・管理においても景観に配慮した整備を進めます。

【道路】

- 道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となり、地域の景観を印象づける等、重要な役割を担っています。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和した道路景観整備に努めます。
- 道路の整備にあたっては、街路樹によりうるおいや防災性を高めるとともに、街路灯や付属施設等においては、周辺のまちなみと調和した一体的な景観の形成に努めます。
- 特に軸景観をつくる幹線道路においては、軸としての連續性を保つとともに、沿道建築物との一体的な空間づくり等を進めるための誘導に努めます。また、旧街道においては、歴史的な建築物等や街道のスケール感をいかし、歴史性の継承や、落ち着いたたたずまいへの配慮等の誘導に努めます。



公共施設の景観形成（庄内コラボセンター「ショコラ」）



敷地内のみどりと公園のみどりが
うるおいをもたらす道路

- ・ 道路等の公共施設の適切な維持・管理においては、地域の住民・事業者とも協働しながら、質の高い道路景観の形成に努めます。

【河川】

- ・ 河川は、まちの景観の骨格を形成するとともに、豊かな自然にふれあえる水辺空間を提供しています。このため、河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、市民の憩いの場となる親水性を有する空間や、連続性のある緑化、水面を楽しむ遊歩道の設置等、質の高い河川景観の形成に努めます。



自然にふれあえる千里川の親水空間

【公園・緑地】

- ・ 公園・緑地は、地域住民の憩いやふれあいの場として親しまれる等、地域の景観形成において重要な施設です。このため、樹木や樹林地をいかす等、市民が愛着を持ち、大切にしていく公園・緑地づくりに向けて、地域住民等と協働で公園・緑地の保全・育成に努めます。
- ・ まとまった緑地が残る緑地軸、河川等の親水軸等、骨格となる自然資源の保全に努めます。



千里中央公園の広場

【公共建築物】

- ・ 公共建築物は、地域活動の拠点やランドマークとなる等、地域の景観形成において重要な役割を担います。そのため、地域の特性や周辺の景観に調和あるいは質的向上に資する施設整備に努めます。
- ・ 公共施設の改修・補修等にあたっては、良好な景観が維持できるよう、整備後も適切な維持・管理に努めます。



二ノ切温水プールとエントランス空間

イ 連携のとれた公共事業の実施

- 公共事業の実施にあたっては、都市デザインアドバイザーのしくみを活用するほか、関係部局等との協議等を行い、景観形成を先導する質の高い取り組みとなるよう連携を図ります。
- 公共事業にあたっては、景観重要公共施設のしくみを活用する等し、本市の都市景観形成の方向性に合致した取り組みとなるよう、実施主体にはたらきかけていきます。



文化芸術センター

② 建築物等による景観形成

優れた景観を形成していくためには、周辺の景観と調和する建築物等を「つくる」ことが求められます。建築物や工作物をつくる、開発行為でまちをつくるといった行いは、良好な景観を形成する一大機会であり、50年、あるいは100年通じる景観を形成することが必要です。また、周辺の景観に配慮した優れたデザインの建築物等は、まちの一部として永く残り、周辺住民等からも愛されるものとなります。

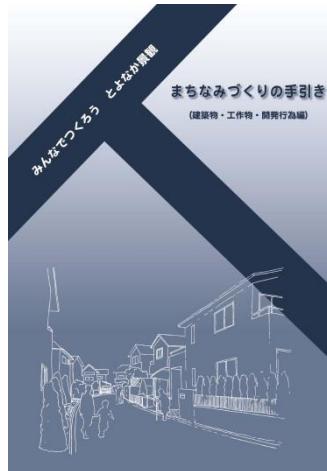
建築物等をつくるときには、周辺の景観の特徴に応じた配慮や良好な景観形成に資する取り組みを進めましょう。



デッキ部分などの植栽とレンガ壁の調和が
生み出す景観 (SENRITO)

ア 景観を意識した建築物等の「自主的配慮」～いいものをつくりましょう～

- 建築物等の計画・設計にあたっては、自らの考え方やセンス等をいかしつつ、周辺環境やまちなみとに調和するよう配慮し、より優れた景観を形成していきましょう。
- 市では、豊中市都市景観条例に基づき景観への配慮事項を「景観配慮指針」として示すほか、景観形成上のさまざまな工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」や都市デザインアドバイザーによる相談制度を用意しています。これらを活用し、景観形成への配慮について考え、工夫を取り入れていきましょう。



まちなみづくりの手引き
(建築物・工作物・開発行為編)

イ 豊中市都市景観条例に基づく大規模建築物等の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な建築物等は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工夫が求められます。
- 市では、一定規模以上の建築物等に対し、よりよい建物づくりにむけ、豊中市都市景観条例に基づく「景観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求める助言・指導を行うほか、景観形成上のさまざまな工夫をまとめた手引書「まちなみづくりの手引き（建築物・工作物・開発行為編）」の活用により、事業者等に景観面での工夫を促すとともに、また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を受けながら、質の高い建築物等となるよう、誘導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方を積極的に取り入れ、よりよい建築物等をめざしましょう。

ウ 景観法に基づく大規模建築物等の「規制」

～悪いものとならないように一定の水準を確保します～

- 市は、大規模建築物等を計画・設計するにあたって景観形成上最低限まもるべきルールを、景観法に基づく「景観形成基準」（「第8章 景観法に基づく事項等」を参照）として定めます。基準に適合しない等、景観形成に悪影響を及ぼす事業・計画等に対しては、景観法に基づく勧告、変更命令を行い、是正を促し、景観の維持と改善に取り組みます。
- 最低限まもるべきルールとして遵守し、周辺の景観と調和した建築物等を計画していきましょう。

③屋外広告物による景観形成

屋外広告物は、効果的に掲出することでまちのにぎわいや活気の演出にも寄与しますが、その一方で、乱雑・過剰な広告物の掲出は景観を阻害することになります。

屋外広告物も都市景観を構成する重要な要素として認識し、周辺景観との調和等にも配慮した屋外広告物の掲出を進めていきましょう。

ア 景観を意識した屋外広告物の「自主的配慮」～いいものを作りましょう～

- 建築物だけではなく、屋外広告物の掲出にあたっても、自らの取り組みが景観の一部を形づくっていることを認識して、周辺景観への配慮や調和を心掛けましょう。
- 市では、景観形成上のさまざまな工夫をまとめた「まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」を作成しています。これらを活用し、まちの魅力を高める屋外広告物を掲出しましょう。



まちなみづくりの手引き
(屋外広告物編)

イ 豊中市都市景観条例による屋外広告物の「誘導」

～よりよいものをめざしましょう～

- 大規模な屋外広告物は景観に大きな影響を及ぼすため、景観形成においてより一層の創意工夫が求められます。
- 市では、大規模な屋外広告物のデザイン・設計に対しては、豊中市都市景観条例に基づく「景観配慮指針」に基づき、周辺の景観への配慮等を求めるほか、「まちなみづくりの手引き（屋外広告物編）」の活用による景観面での工夫や配慮を促します。また、計画・設計の早い段階で事前協議を行い、必要に応じて都市デザインアドバイザーからのアドバイスをうけながら、助言・指導を行います。このような良好な景観形成につながる考え方も積極的に取り入れ、まちの魅力を高めるような屋外広告物をめざしましょう。

ウ 屋外広告物法・屋外広告物条例に基づく屋外広告物の「規制」 ～悪いものとならないよう一定の水準を確保します～

- 市では、良好な景観の形成及び公衆への危害防止のため、屋外広告物法に基づく豊中市屋外広告物条例を制定し、最低限まもるべきルールとして具体的な制限内容や許可基準等を定め、一定の水準の確保に取り組みます。
- ルールを遵守し、周辺の景観と調和するとともに、危害等を及ぼさない安全な屋外広告物等を設置していきましょう。

エ 屋外広告物の「活用」

- 屋外広告物は商業環境の活性化に役立ちます。地域で大きさや設置位置を揃える等のルールを設けたり、デザインを工夫しあう等、屋外広告物をまちの魅力づくりに活用することもできます。屋外広告物に関する協定を結ぶ等、商業環境のまちづくりに積極的にいかすことを考えていきましょう。
- のれんやバナー等の屋外広告物も、効果的に掲出することで、にぎわいや雰囲気づくり、季節感の演出等に役立ちます。また、デザインや材質もさまざまに工夫できるものです。まちなみの表情とあわせた屋外広告物の掲出で、まちに彩りを添え、歩いて楽しくなる空間づくりに役立てましょう。
- 屋外広告物は、商店等にとっては、店名だけでなく店や商品のイメージも発信するツールでもあります。また、企業にとってはCI（コーポレート・アイデンティティ）のツールであり、企業イメージを表現するものです。良好な屋外広告物を掲出することは、結果的に企業イメージの向上につながります。地域に根づいた商店・企業であることを屋外広告物を通じてアピールする等、地域への貢献を表現しながら、良好な屋外広告物景観をつくっていきましょう。



良好な屋外広告物の例



良好な屋外広告物の例

④景観資源の保全・活用による景観形成

本市のさまざまな場所に位置する歴史的あるいは景観上特徴のある資源、市民に永く親しまれている景観資源を保全するとともに、それらを積極的に景観形成にいかしていくことも大切です。

ア 景観資源の保全に向けた「意識の醸成」

- 歴史的な景観資源や景観上特徴があり、周辺住民等からも愛される景観資源は、本市の「共有資産」としての価値が認められるものですが、保全に向けては所有者の理解が欠かせません。
- 所有者及び周辺住民等で景観資源の重要性を認識・共有し、大切にしていきましょう。



地域に息づく景観資源（大塚古墳）

イ 景観資源の「保全」

- 所有者等の理解が得られた景観資源について、豊中市都市景観条例や景観法、その他の制度の活用等により、保全していきます。

A) 豊中市都市景観条例に基づく都市景観形成建築物等の指定による「保全」

- 都市景観の形成上、保存する価値があると認められる重要な建築物、工作物その他の物件の保全・活用には、豊中市都市景観条例に基づく「都市景観形成建築物等」のしくみが使えます。
- 指定物件の維持・管理においては経済的・技術的支援が受けられます。

B) 景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定による「保全」

- 景観上重要な建築物や工作物、樹木等の保全には、景観法に基づく「景観重要建造物・景観重要樹木」のしくみもあります。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木は景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。
- 指定物件の維持・管理には法に基づく景観整備機構の助力を得られたり、税制面での優遇措置を受けることができます。

C) その他文化財やみどり関連制度による「保全」

- 指定文化財や登録文化財等の文化財関連の制度や、保護樹木・保護樹林等のしくみも景観資源の保全に役立ちます。所有者等の意向をふまえ、適したしくみを運用します。

ウ 景観資源の「活用」

- 市では、市民が大切にしている景観資源に関する情報発信や、景観資源を生かした活動を開催する等、景観資源をまちづくり等に積極的にいかす等し、歴史・文化をいかしたまちづくりを進めます。

第6章 重点的な地区の景観形成

1 重点的に取り組む景観形成

本市の全ての地区で良好な景観を感じてもらうことができるようになるためには、それぞれの地区的特性や課題に応じてまもるべきまちのルールを定め、そのルールに沿って着実に景観形成に取り組んでいく「重点的な地区」を増やしていくことが効果的です。

そのため、住民や事業者等が自ら主体的に取り組む地区や、市が積極的に景観形成を推進する必要のある地区について、協働の取り組みのもとルールづくりを進め、隣接する地区や、特性等の類似する地区への波及をめざします。

(1) 市民・事業者等の取り組み

重点的な地区として良好な景観を形成していくためのルールづくりを進めていくためには、そこで暮らす人や事業活動等を通じて、地区の特性や課題をよく知る住民や事業者等が主体となった景観形成の取り組みが求められます。

そのため、市はそれぞれの地区にふさわしいルールづくりが進められるように、必要な助言や支援を行う等の協働の取り組みを進めます。

①市民・事業者の主体的取り組み

- 地区の景観に着目し、景観形成の重要性や景観まちづくりの必要性を考えてみましょう。
- 地区の市民・事業者等が話し合えるテーブル（場）や問題意識を共有する仲間づくりと合わせて、地区全体に景観形成の機運を広げていきましょう。
- 協議会等での話し合いを通じて、地区の景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等について考えてきましょう。
- 地区内の合意形成を経てまとめたルールを担保するため、地区の実情や合意形成の状況に応じて適切な手法やしくみを選択し、活用していきましょう。
- 本市の景観特性に応じて景観形成を積極的に図っていくことが求められる地区においては、本計画の考え方に基づきながら、市が積極的に市民・事業者等に景観形成の取り組みを働きかけます。協働の取り組みにより、地区の特性に応じたルールづくり等をめざしましょう。
- 駅周辺の商店街における協議会が主体となったにぎわいの景観まちづくりや、工場地における企業の協議会が主体となったうるおいのある景観まちづくり等もルールづくりにつながります。景観をきっかけににぎわいの創出や地域環境の改善につなげる取り組みを進めましょう。



良好な住環境保全に向けて都市景観形成推進地区の指定、地区計画を決定した永楽荘地区



住民発意のもと、地区計画の決定がされた緑丘地区

②地区の状況に応じたルールの見直し

- 現在、まちのルールを有している地区においても、まちの状況や変化に対応するため、市の支援策を活用しながら、良好な景観形成に資するルールを将来にわたって継続・発展させましょう。

〔発展的なルールの見直し例〕

- ・自治会申し合わせ等の緩やかなルールを法や条例等の法的根拠のあるルールに高めていく
- ・現在、締結している景観形成協定のルールを期間終了後も継続する
- ・現在地区計画が策定されているものの、景観の変化に対応すべく新たに景観形成基準を取り入れる
- ・建築協定の一人協定を地区住民の主体的な取り組みへと発展させる



自治会の申し合わせから都市景観形成推進地区へと発展させた新千里北町2丁目地区

(2) 市が先導する取り組み

再開発や土地区画整理、大規模住宅団地の建替えといった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市が将来のまちづくりの方向性を考慮した上で、景観形成のルールづくりを地権者等に働きかけ、効果的なしくみの活用を推進する等の取り組みを進めます。

- 市では、大きなまちなみの変化が伴う機会をとらえて、地権者等との協議を進めることで、周辺環境への配慮や良好な景観形成へつながる取り組みを行います。
- 協議を経て地権者等との合意がなされたルール等は景観計画等に位置づけ、建替えや土地利用の変更、所有者の変更がなされた場合にあっても、良好な景観形成が継承されるよう必要な事項を担保していきます。



地区の再整備にあわせて都市景観形成推進地区を指定した北緑丘1丁目地区

2 各種法制度を活用した総合的な取り組み

良好な景観を形成していくためのルールづくりには、景観法や豊中市都市景観条例に基づくもののほか、都市計画法や建築基準法、都市緑地法、文化財保護法等さまざまな法制度を総合的に組み合わせながら活用していくことが効果的なものとなります。

そのため、それらの法制度を総合的に組み合わせながら、地区の特性や課題に応じたルールづくりを進めていくため、景観部局だけでなく分野ごとに分かれている施策に関連する部局との連携を図るとともに、市民・事業者等の取り組みに対して支援を行います。

(1) 各種法・条例によるしくみ

良好な景観形成を効果的に進めていくためのルールには、以下のような法・条例によるしくみが活用できます。

- ① 景観形成協定（豊中市都市景観条例）
- ② 景観協定（景観法）
- ③ 景観計画・都市景観形成推進地区（景観法・豊中市都市景観条例）
- ④ 景観地区（景観法・都市計画法）
- ⑤ 地区計画（都市計画法）
- ⑥ 建築協定（建築基準法）
- ⑦ 緑地協定（都市緑地法）

(2) 住民発意による申し出制度

本市では、住民のみなさんや事業者の方の発意により、法的な根拠に基づくルールを定めていくためのしくみとして、景観法に基づく景観計画に建築物等の色彩や形態等に関する基準を定める都市景観形成推進地区の案となるべき事項を申し出すことのできる制度や、敷地の大きさや壁面位置、建築物の高さ等に関する地区計画の案となるべき事項を申し出することのできる制度があります。

また、住民発意の取り組みを支援するため、活動助成や専門家派遣等の支援制度のしくみを用意していますので、積極的に活用ていきましょう。

各種法制度を活用した地区の事例



永楽荘地区都市景観形成推進地区
永楽荘地区地区計画



新千里南町3丁目住宅自治会地区景観形成協定



ドリームハウス旭丘建築協定



待兼山町南地区建築協定



東豊中町6-1地区緑地協定



東豊中第一団地地区地区計画



千里中央地区地区計画



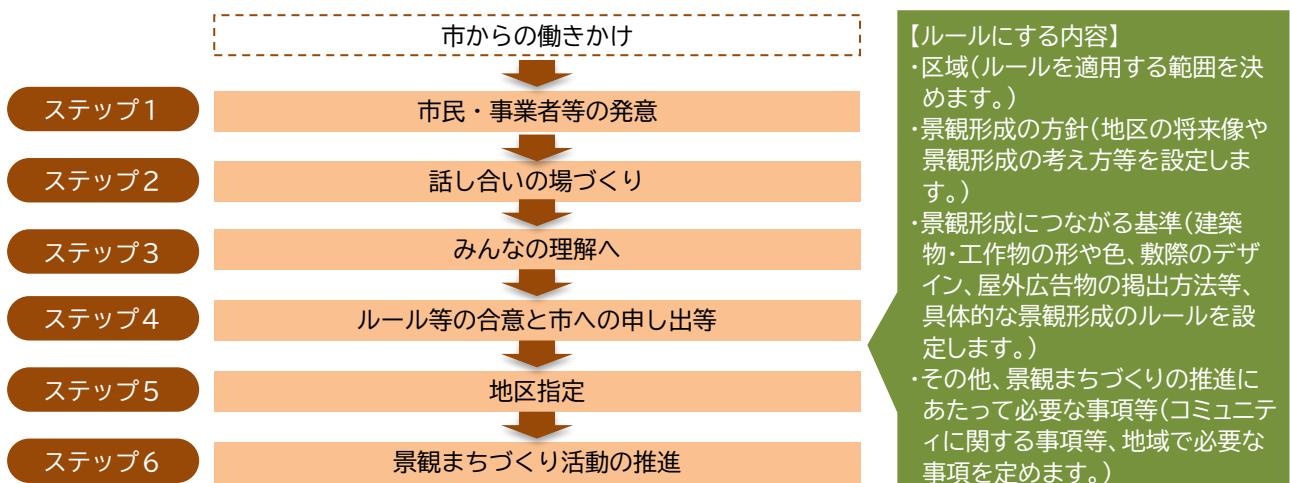
東豊中風致地区

3

重点的な地区の景観形成のステップ

重点的な地区としてルールを定めるための取り組みは、土地や建物の所有者、住民等の合意に基づき進めていく必要があり、下図にあるようなステップを基本に進めていきます。

(1) 市民・事業者等が発意する取り組みのステップ



景観形成のステップ（市民・事業者等が発意する取り組み）

①ステップ1：市民・事業者等の発意

- 住みごこちを良くしたい、何か楽しいことを始めてみたい・・・思いついたら、まず、となり近所や地域のみなさんで気軽に話し合ってみましょう。
- 地区の特性に応じた景観形成を積極的に図っていくことが求められる地区では、地区の状況に応じて市から地区内の住民や事業者等に働きかけていきます。

②ステップ2：話し合いの場づくり

- 地区等で継続して話し合うためのテーブル（場）や協議会等の組織づくりを進めましょう。井戸端会議のような、気軽に話し合う場でも構いません。

③ステップ3：みんなの理解へ

- 活動を盛り上げていくための取り組み（例：ニュースの発行、勉強会や視察の開催、まちあらきの開催等）、あるいは自ら楽しく景観に関わる活動（例：清掃、花植え、祭り・イベントの実施等）を通じて、みんなの理解がえられるように取り組みを進めましょう。

④ステップ4：ルール等の合意と市への申し出等

- 協議会等での話し合いを通じて、地区の景観形成の目標や方針、具体的な基準等をルールとしてまとめています。
- 地区内で関係者の合意を得てまとめられたルールは、定める内容に応じて市に申し出等を行っていきます。

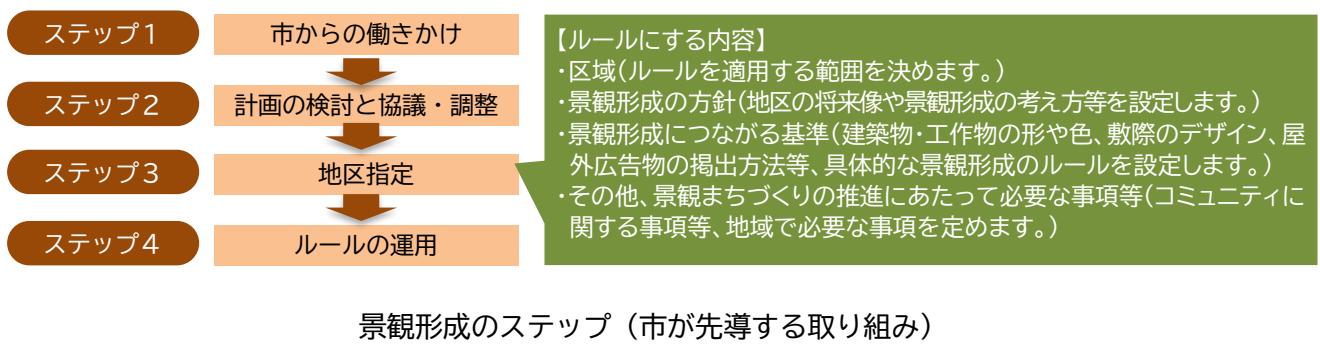
⑤ステップ5：地区指定

- 申し出等をもとに市で検討を行い、ルール等を担保するために景観計画や地区計画等に定めます。

⑥ステップ6：景観まちづくり活動の推進

- ルールができたら景観まちづくりが終了、というわけではありません。計画策定以降も引き続き、楽しさも加味しながら地区での景観まちづくり活動を続けていきましょう。

(2) 市が先導する取り組みのステップ



①ステップ1：市からの働きかけ

- 再開発や土地区画整理、大規模住宅団地の建替えといった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市から地権者等へ働きかけを行います。

②ステップ2：計画の検討と協議・調整

- 市で地区周辺のまちづくりの方向性や、周辺の状況を鑑みて、景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等を検討し、地権者等と協議・調整を行います。

③ステップ3：地区指定

- 地権者等との合意を得てまとめられたルールを担保するために、景観計画や地区計画等に定めます。

④ステップ4：ルールの運用

- ルールを運用し、良好な景観形成を進めるとともに、将来的なまちなみの変化に備えます。
- 土地利用や社会経済状況の変化等、必要に応じてルールの付加・充実等を検討し、良好なまちなみが形成されるような誘導を行います。

1

市民・事業者・行政の役割

良好な景観をまもり、つくり、そだて、いかし、次世代に継承していくには、市民・事業者・NPO・行政等が、それぞれ景観に対して深い関心と共通の認識を持ち、互いに心を通わせ対話と協力をしながら、自主的かつ自発的に取り組むことを基本として、協働の景観まちづくりの推進にむけ、市民・事業者等の役割に応じた取り組みを行っていきましょう。

(1) 市民の役割

【地域の景観を知りましょう】

- 市民は、まちの「主役」として地域の環境に関心を持ち、自らの家も景観をつくる要素の一つであることを認識しましょう。
- 住まいのまわりや、身近な地域にどのような自然・歴史・文化があるのかを調べてみましょう。
- わがまちの景観を楽しみましょう。

【景観に配慮しましょう】

- 家の周りや地域の清掃、緑化等に取り組みましょう。
- 外壁や塀等の汚れや傷みも景観を乱します。良好なまちなみを保つためにも適切な維持・管理に努めましょう。
- ごみのポイ捨て、違法駐車や路上駐輪等の迷惑行為も景観を乱します。身近な生活行動も景観に影響することを再認識し、マナーをまもりましょう。
- 決められたルール・申し合わせ等をまもるとともに、新築・改築・修繕等にあたっては地域の景観との調和に配慮しましょう。

【景観の質を高めましょう】

- 玄関や窓辺を花で飾る、適度な灯りの照明で夜景を演出する等、生活空間を彩りましょう。
- 景観まちづくりを実践する活動、景観形成のルールづくり等の活動に自主的に参加しましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

【大人からこどもまで、みんなで協力して景観形成に取り組みましょう】

- 世代を超えて、大人からこどもまで、景観に親しみ、楽しく関わっていきましょう。
- ご近所で、あるいは気の合う仲間を募り、緑化、歴史・文化の発見等、共通の話題やテーマを持つものどうしがみんなで協力する等、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。

(2) 事業者の役割

【地域の景観を知りましょう】

- 事業者は、企業市民として地域の景観に関心を持ちましょう。
- 景観資源を地域の共有財産としてとらえ、大切にしていきましょう。

【景観に配慮しましょう】

- 新たな建築行為や開発行為の際は、地域の景観を十分に把握し、良好な景観の形成及び周辺との調和に努めましょう。
- 事業所等の施設や屋外広告物等の美観維持に努めましょう。

【景観の質を高めましょう】

- 市民に親しまれる事業所・商業施設等にしていきましょう。
- 事業所等の施設も、地域景観を形成する重要な要素であることから、景観形成のためのルールづくりに住民とともに参加し、取り組みましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

【事業者同士で協力して景観形成に取り組みましょう】

- 事業者で構成する団体等で協力しながら、美化やにぎわいの創出に寄与するイベント等の実施、地域の演出を通じて、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。

(3) 行政の役割

【先導的役割を担います】

- 各種公共事業においては良好な景観形成の先導的役割を担います。

【景観の形成を支援・誘導します】

- 市民や事業者が主体となる景観形成に向けた活動を促すため、景観の形成に関わる活動の支援を行います。
- 景観への配慮を促すため、事業者の建築・開発行為等に対する指導・誘導・規制を行います。

【景観の形成に総合的に取り組みます】

- 優れた景観の顕彰等、市民・事業者等の景観形成に対する意識の醸成を図ります。
- さまざまな場面で景観意識の醸成に役立つ啓発を行う等、広範囲にわたる景観形成への取り組みを進めます。
- 都市計画、文化財、みどり、コミュニティ等、景観に関する部局が相互に連携して良好な景観形成に取り組みます。
- 豊中らしさのある景観形成に向け、歴史・文化・伝統の継承に努めます。
- 本市の良好な住宅地に代表される都市景観のイメージを積極的に発信し、都市ブランドの構築や定住の促進等につなげる取り組みを進めます。

2

都市景観形成に向けた体制

良好な都市景観の形成にあたっては、取り組みを推進していくための体制整備が必要となります。そのため、景観に関する事項について専門的に審議する体制とあわせて、庁内での施策推進のための体制の整備を進めます。また、市民・事業者・NPOの取り組みを支援する体制の整備を進めます。

(1) 審議体制

①都市景観・屋外広告物審議会

- 市長に意見を述べる機関として、景観行政及び屋外広告物行政の方向性やあり方等に関して審議を行うとともに、景観に関する事項の調査や研究、検討を行います。また、本計画が適切に運用されているか進行管理の審査役を担うとともに、計画や施策等の見直し等に関する助言等を行います。

②都市計画審議会

- 都市景観は都市計画との連携も必要であり、景観計画の策定及び変更（本計画の第8章が該当）に際して、「都市計画審議会」の意見を聞くことが景観法で規定されていることから、景観計画については都市計画の観点からの意見を反映させていきます。

(2) 専門家・団体

①都市デザインアドバイザー

- 建築物等の計画・設計にあたって、専門的な見地から助言を行うことを目的に設置しており、景観法に基づく届出に対する助言、公共事業におけるデザイン調整のほか、市民からの景観まちづくり相談等、景観まちづくり全般にわたる助言を行います。

②景観整備機構

- 景観法に基づく「景観整備機構」として専門組織やNPO等を指定することを検討し、専門性をいかした調査・研究や、研修会・勉強会の開催、景観重要建造物の管理等、各団体の得意とする能力や技術力をいかし、市と協働で景観形成に取り組みます。

(3) 庁内体制

- 部局間の連携から、事務・事業段階での連携・調整等、各段階に応じた効果的な組織体制をととのえます。
- 景観形成に対して庁内での施策の調整、連携事項の検討等を行う体制を整備し、都市景観・屋外広告物審議会や都市デザインアドバイザー等と連携しながら施策の推進を図ります。

(4) 関係団体等との連携

- 広域の景観は市域・府域を超えて連担するものであり、大阪府や隣接する近隣の自治体、景観形成に関連する関係機関((独)都市再生機構(UR都市機構)、大阪府住宅供給公社、警察等)とも、景観施策の協調・連携を図ります。

(5) 市民・事業者・NPOの取り組みとの連携

- 市民・事業者・NPOが景観について関心を持ち、自ら景観形成に取り組んでいくにあたって、協力しやすい体制づくりを促します。必要に応じて、市民や事業者・行政、関係機関等により構成する景観協議会のしくみも活用します。
- 地域単位での自治会や協議会での活動、テーマに沿った各種グループ単位での活動、さらには市全体での情報交換・交流の活動について、環境やみどり、コミュニティ等各分野での支援体制と連携を図り、具体的な活動への支援とルールづくり等景観形成の取り組みのステップアップを促します。
- 教育部局等と連携を図り、景観に関する教育・学習の機会づくりに協働で取り組みます。

3

計画の進行管理

具体的な景観形成の施策・事業等を計画(Plan)し、効果的に実施(Do)し、その実施状況・結果を確認、検証(Check)した上で、次期計画にその成果を反映し改善の取り組みへつなげる(Action)「PDCAサイクル」を用いて進行管理を行います。

- 本計画は、基本的・普遍的事項を中心とした計画であることから、大きな社会経済情勢やまちづくりの変化等のない限り、景観形成の長期的視点に立った計画として運用していきます。
- 基本計画の別冊として策定する「豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕」は、市民・事業者・NPO・行政による景観まちづくりの取り組みの進み具合や、課題や状況に応じて「PDCAサイクル」を用いて見直す等、柔軟な取り組みができるようにします。
- 「PDCAサイクル」による進行管理においては、「豊中市都市景観・屋外広告物審議会」において検証し、計画や施策等の見直しに反映します。

平成20年	3月31日	豊中市告示第	60号
変更	平成26年	2月	3日豊中市告示第
変更	平成26年10月	1日	豊中市告示第450号
変更	平成27年10月	1日	豊中市告示第403号
変更	平成28年10月	2日	豊中市告示第474号
変更	令和2年	3月21日	豊中市告示第121号
変更	令和2年10月	1日	豊中市告示第471号
変更	令和3年10月	1日	豊中市告示第511号
変更	令和3年12月24日	豊中市告示第652号	

景観法に基づく「景観計画」として本章を定めます。

本章に定める「景観計画」の内容は、景観法第8条第2項に必須事項として規定されている景観計画の区域、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に加え、選択事項として、屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項を示します。

なお、景観計画区域内に地区の特性に応じた事項を定める場合には、「都市景観形成推進地区」として、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を別途示すものとします。

1 景観計画区域

豊中市全域を景観計画区域として設定します。(次ページ参照)

2 良好的な景観の形成に関する方針

第3章に掲げる都市景観形成の基本目標、基本方針を、良好な景観の形成に関する方針として定めます。

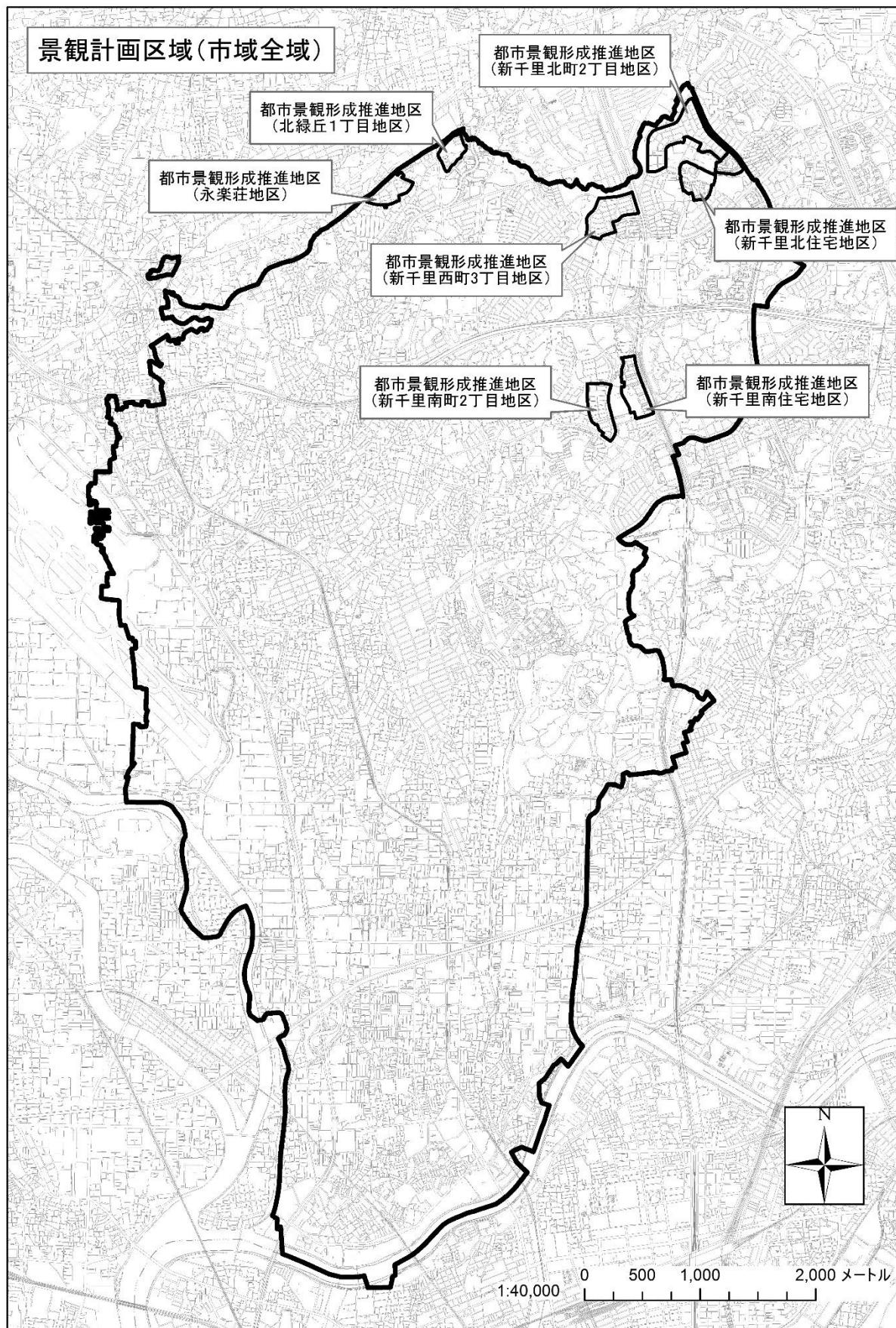
3 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

全市を対象とした建築物・工作物等の行為の制限に関する事項を以下に定めます。

(1) 届出対象行為

届出をする行為は次に掲げる行為とします。

- i 高さが10メートルを超える建築物又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。)



【景観計画区域図】

(2) 行為の制限（景観形成基準）

①共通事項

良好な都市景観の形成に向けて周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちのなりたち等の地域特性をふまえ、大規模建築物や大規模工作物等の配置や規模、形態、色彩、その他の意匠等について、地域全体として調和のとれたものとする。

②新築等に関する制限の内容

対象内容	景観形成基準											
配置・規模・形態	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺のまちなみを把握し、配置・規模・形態について周囲との調和を図る。 ○壁面位置を後退させる等、道路やまちかどに面してゆとり空間を確保する。 ○壁面の分節化やデザインの工夫により、単調さや威圧感を和らげる。 											
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td><td>8以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>8以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下	無彩色(N)	8以下	—
	明 度	彩 度										
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	8以下	6以下										
無彩色(N)	8以下	—										
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。												
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td><td>4以上9以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>6以上9.5以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
	明 度	彩 度										
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	4以上9以下	4以下										
無彩色(N)	6以上9.5以下	—										
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。												
<p>①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。</p> <p>②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の4分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>												
バルコニー・テラス	<ul style="list-style-type: none"> ○洗濯物やエアコン室外機等が通りから見えないよう、腰壁、手摺り、釣金物の位置や構造を工夫する。 											
屋外階段・エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ○建物と一体的なデザインを施す等、建物に調和させる。 											
屋上設備・屋上工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根または壁面の立ち上げ、ルーバーを用いて隠す等、通りから見えないように設置する。 											
広告物 (建築物に付随する広告物)	<ul style="list-style-type: none"> ○建物との一体化を図る、建物の外壁と調和する地色にする等、建物や周辺に調和させる。 											

対象内容	景観形成基準
外構 (門・塀・玄関・アプローチ・生垣・フェンス)	○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。
擁壁	○デザインや素材に配慮し、周辺景観に調和させ、圧迫感を和らげる。
植栽	○道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。
舗装	○建物や周辺の道路等と色彩や材料を揃える等、調和させる。
駐車場・駐輪場	○建物配置の工夫や生垣・フェンスで囲う等により、自動車や自転車が通りから目立たないようにする。 ○出入り口やシャッターのデザインに配慮し、建物等と調和させる。
屋外設備・ごみ置き場	○安全上支障がない限り、建物と一緒にしたデザインを施す等、建物等と調和させる。

③大規模な工作物の新設等に関する制限の内容

対象	景観形成基準
工作物	○周囲との調和に配慮して、突出した状態を避け、違和感を与えないようなデザインにする。 ○汚れにくく耐久性のある材料を使用する。 ○周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩を避ける。

4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

【景観重要建造物】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた建造物
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物

【景観重要樹木】

- ① 道路その他の公共の場所から眺められる歴史的又は文化的に価値の高いと認められた樹木
- ② 道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木

5 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示等に係る考え方と方針

① 基本的な考え方

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。このため、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を景観計画に位置づけ、建築物や工作物等の行為の制限とあわせて総合的に運用し、良好な都市景観を形成していきます。

具体的には、市全域の屋外広告物を対象に豊中市屋外広告物条例に基づく誘導・規制を行うとともに、屋外広告物景観の質的向上を図るために、豊中市都市景観条例に基づく届出により誘導・規制を行っていくものとします。

② 行為の制限に関する方針

屋外広告物の表示等に係る行為の制限については、以下の方針に基づいて行うものとします。

今後、良好な都市景観の形成に向けた新たな課題が生じた場合には、本方針の見直し・充実を図るものとします。

- 良好な都市景観の形成に向けて、周辺のまちなみを把握し、地域の歴史やまちのなりたちなどの地域の特性をふまえ、建築物や工作物等とともに地域全体として調和のとれたものとする。
- まちなみや地域の特性に応じて制限内容を定める。
- 地域の特性に配慮し、周辺景観に調和した設計・計画となるよう、地域・地区での許可基準を定める。
- 景観に影響を与える車体利用広告を制限する。
- 屋外広告物景観の質的向上を図るため、屋外広告物の色彩や電光表示を用いた表現、窓面広告などに関しても良好な都市景観の形成の観点からあり方を示すことをめざす。
- その他、屋外広告物の表示等に際し下記の点に配慮する。
 - ・ 周囲との調和に配慮した、必要最小限の大きさにする。
 - ・ 敷地内に設置するものとする。
 - ・ 設置される場所と一体感のある形態を工夫する。
 - ・ 広告物の整理を図り、集合化する。
 - ・ 汚れにくく耐久性のある材料を使用する。
 - ・ 周囲との調和に配慮し、けばけばしい色彩やコントラストの強い配色を避ける。
 - ・ すっきりとした、分かりやすい表現方法・表示内容を工夫する。
 - ・ 支柱や照明器具などの見え方にも配慮し、周辺に調和させる。
 - ・ 周囲に悪影響を与えない照明方法にする。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

① 豊中市屋外広告物条例に基づく行為の制限

市全域を屋外広告物の制限を行う地域として設定し、誘導・規制を行います。

ア 屋外広告物の表示・掲出の禁止、許可等

- ・屋外広告物の表示・掲出を原則として禁止する「禁止地域」を第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等を対象に指定する。
- ・「禁止地域」以外の地域では、屋外広告物を表示等する場合に許可が必要となる「許可地域」を指定する。許可地域は、都市計画上の用途地域によって、3区域に分けて設定する。
 - I 重点制限区域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
 - II 一般制限区域 重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
 - III 制限緩和区域 商業地域及び近隣商業地域
- ・「禁止広告物」(どのような場所にも表示等を行ってはならない広告物)、「禁止物件」(原則として広告物の表示等を行ってはならない物件)を指定する。
- ・バス・電車等の車体を利用する広告や、電柱・バス停を利用した広告に対し、表示方法の制限を設ける。
- ・許可地域や屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積、個数等に関する基準を設定する。

イ 事前協議

- ・許可申請が必要な屋外広告物は、許可申請の前に市と協議を行う。

② 豊中市都市景観条例に基づく行為の制限

豊中市都市景観条例に基づく届出を要する屋外広告物を設定し、屋外広告物景観の質的向上に向けた誘導を行います。

ア 届出対象行為（豊中市屋外広告物条例の規定による協議を行う場合は除く）

- i 高さが10メートルを超える建築物に付属して設けられる広告物であって、表示面積が30平方メートルを超えるものの表示又は当該表示された広告物の色彩の過半の変更
- ii 高さが4メートルを超える広告物又は広告物を掲出する物件（当該物件に掲出される広告物を含む。）の設置、改造、移転又は色彩の過半の変更

イ 制限の内容

届出が必要な屋外広告物は、景観配慮指針に基づき、事前協議を行う。

6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

- 道路、河川、公園・緑地、公共建築物等、本市の骨格景観をなし、景観上重要な公共施設においては、管理者との協議・調整を行い、合意の得られたものから順次、景観重要公共施設に位置づけ、良好な景観の形成を進めていくものとします。
- また、重点的な地区の景観形成等にあたっては、必要に応じて景観重要公共施設のしくみを活用し、景観に配慮した公共施設の整備を行うものとします。

(2) 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項

景観重要公共施設を指定し、整備に関する事項を定めた場合は、新たに追加していくものとします。

7 都市景観形成推進地区

都市景観形成推進地区を指定し、区域及び方針ならびに行為の制限に関する事項等を定めた場合は、新たに追加していくものとします。

(1) 都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）

(平成26年(2014年)10月1日告示)

1 区域

右図の豊中市新千里南町2丁目の区域
(新千里南町2丁目地区)を都市景観形成
推進地区として設定します。



2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に
関する方針に基づき、都市景観形成推進地区
(新千里南町2丁目地区)において色彩等の制限
を定めることにより、これまで培われてきた良
好な景観を形成している住宅地を保全し、景観
の継承を図ります。

3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区(新千里南町2丁目地区)において届出を要する行為は次に掲げる
行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の
色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定
する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準											
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td><td>6以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>7以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下	無彩色(N)	7以下	—
	明 度	彩 度										
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下										
無彩色(N)	7以下	—										
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。											
外壁・塀	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。 											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP</td><td>4 以上 9.5 以下</td><td>4以下 6以下 4以下 2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>4 以上 9.5 以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				明 度	彩 度	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
	明 度	彩 度										
有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下										
無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—										
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。											
	<p>①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。</p> <p>②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。</p>											
外構 (門・塀・ 玄関・アプ ローチ・生 垣・フェン ス)	<ul style="list-style-type: none"> ○開放的なデザインや、透視性を確保する等、圧迫感を和らげる。 ○花や緑を取り入れる等、彩りや潤いを高める。 ○道路側に設置される塀・擁壁その他のこれらに類するもの（以下「塀等」という。）について、当該塀等と接する土の面から塀等の上部までの高さは1.3m以内とすること。ただし形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。 ○門にかかる横架材の高さの合計は1.3m以内としなければならない。ただし、形態・構造等が高さ1.3mのものと同等の視覚的開放性を有すると認められる場合はこの限りでない。 											
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ○道路に面する敷際に植栽帯を確保する等、潤いを高める。 											

(2) 都市景観形成推進地区（永楽荘地区）

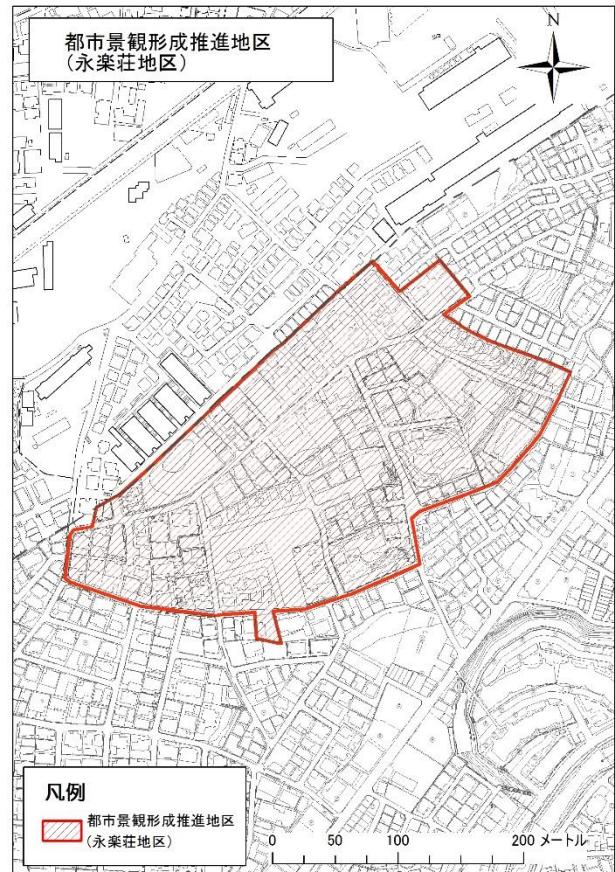
(平成27年(2015年)10月1日告示)

1 区域

右図の豊中市永楽荘3丁目、永楽荘4丁目の区域（永楽荘地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。



3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（永楽荘地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

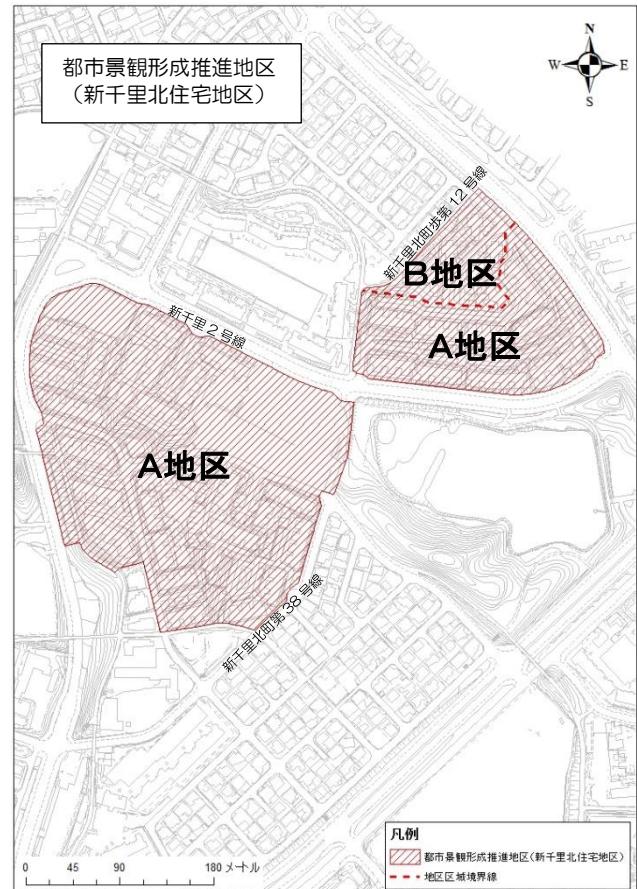
対象内容	景観形成基準										
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td><td>6以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>7以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下	無彩色(N)	7以下	—
	明 度	彩 度									
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6以下	6以下									
無彩色(N)	7以下	—									
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。										
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP</td><td>4 以上 9.5 以下</td><td>4以下 6以下 4以下 2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>4 以上 9.5 以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
	明 度	彩 度									
有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4 以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下									
無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—									
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。 ①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。										

(3) 都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）

（平成28年（2016年）10月2日告示）
変更（令和3年（2021年）10月1日告示）

1 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目及び新千里北町3丁目の区域（新千里北住宅地区）を都市景観形成推進地区として設定します。



2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A 地区

対象内容	景観形成基準													
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色(Y,YR,R)</td><td>8以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>有彩色(その他)</td><td>8以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>8以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下	有彩色(その他)	8以下	4以下	無彩色(N)	8以下	—
	明 度	彩 度												
有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下												
有彩色(その他)	8以下	4以下												
無彩色(N)	8以下	—												
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。													
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色(Y,YR,R)</td><td>4以上9以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>有彩色(その他)</td><td>4以上9以下</td><td>1.5以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>6以上9.5以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
	明 度	彩 度												
有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下												
有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下												
無彩色(N)	6以上9.5以下	—												
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。													
	①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。													

B 地区

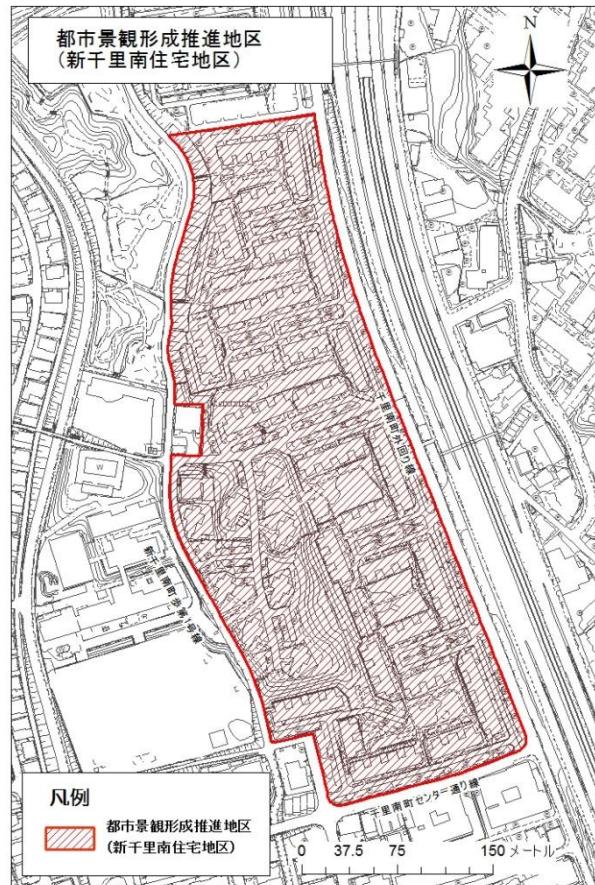
対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。		
	○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	明 度 6 以下	彩 度 6 以下
無彩色(N)			
7 以下 — ※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。		
	○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	明 度 4以上 9.5 以下	彩 度 4以下 6以下 4以下 2以下
無彩色(N) 4 以上 8.5 以下 — ※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

(4) 都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）

(平成28年(2016年)10月2日告示)

1 区域

右図の豊中市新千里南町1丁目及び新千里南町2丁目の区域（新千里南住宅地区）を都市景観形成推進地区として設定します。



2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。

3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準												
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色(Y,YR,R)</td> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>有彩色(その他)</td> <td>8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>8以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下	有彩色(その他)	8以下	4以下	無彩色(N)	8以下	—
	明 度	彩 度											
有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下											
有彩色(その他)	8以下	4以下											
無彩色(N)	8以下	—											
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。													
外壁	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色(Y,YR,R)</td> <td>4以上9以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>有彩色(その他)</td> <td>4以上9以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>6以上9.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下	無彩色(N)	6以上9.5以下	—
	明 度	彩 度											
有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下											
有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下											
無彩色(N)	6以上9.5以下	—											
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。 ①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。													

(5) 都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）

(令和2年(2020年)3月21日告示)

1 区域

右図の豊中市北緑丘1丁目の区域（北緑丘1丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを目指すとともに、当該地区的良好な景観の形成を図ります。



3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

A 地区

対象内容	景観形成基準												
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色(Y,YR,R)</td> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>有彩色(その他)</td> <td>8以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>8以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下	有彩色(その他)	8以下	4以下	無彩色(N)	8以下	—
	明 度	彩 度											
有彩色(Y,YR,R)	8以下	6以下											
有彩色(その他)	8以下	4以下											
無彩色(N)	8以下	—											
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。													
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色(Y,YR,R)</td> <td>4以上9以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>有彩色(その他)</td> <td>4以上9以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>6以上8.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下	有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下	無彩色(N)	6以上8.5以下	—
	明 度	彩 度											
有彩色(Y,YR,R)	4以上9以下	4以下											
有彩色(その他)	4以上9以下	1.5以下											
無彩色(N)	6以上8.5以下	—											
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。													
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。													

B 地区

対象内容	景観形成基準		
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	明 度 6 以下	彩 度 6 以下
	無彩色(N)	7 以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。		
	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	明 度 4以上 9.0以下	彩 度 4以下 6以下 4以下 2以下
	無彩色(N)	4 以上 9.0以下	—
※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。			
①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。			

(6) 都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）

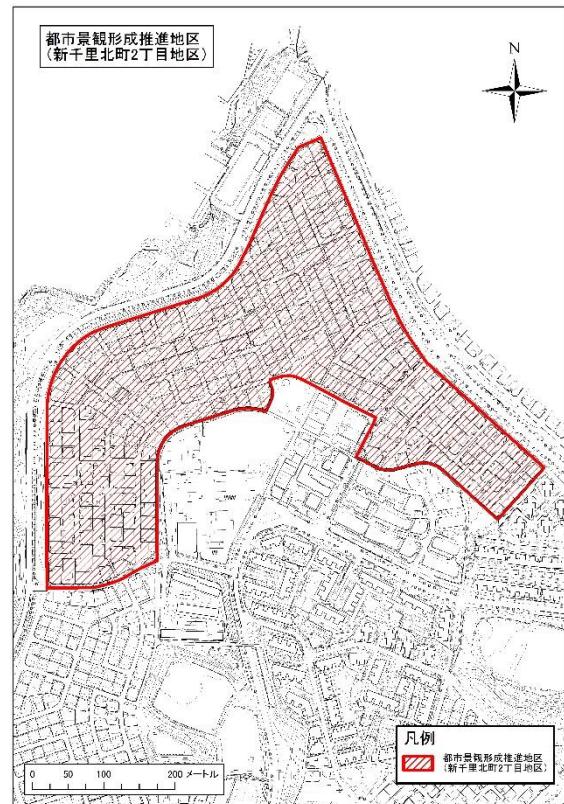
(令和2年(2020年)10月1日告示)

1 区域

右図の豊中市新千里北町2丁目の区域（新千里北町2丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。



3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準										
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td><td>6 以下</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>7 以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下	無彩色(N)	7 以下	—
	明 度	彩 度									
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下									
無彩色(N)	7 以下	—									
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。										
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP</td><td>4以上 9.5 以下</td><td>4以下 6以下 4以下 2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>4 以上 9.5 以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
	明 度	彩 度									
有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下									
無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—									
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。										
	①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。										

(7) 都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）

(令和3年(2021年)12月24日告示)

1 区域

右図の豊中市新千里西町3丁目の区域（新千里西町3丁目地区）を都市景観形成推進地区として設定します。

2 方針

豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）において色彩等の制限を定めることにより、これまで培われてきた良好な景観を形成している住宅地を保全し、景観の継承を図ります。



3 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）において届出を要する行為は次に掲げる行為とします。

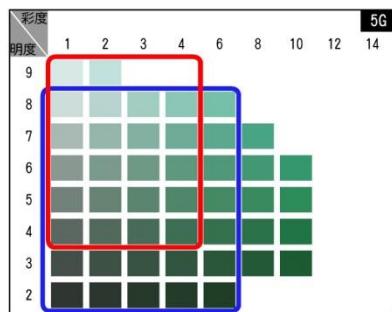
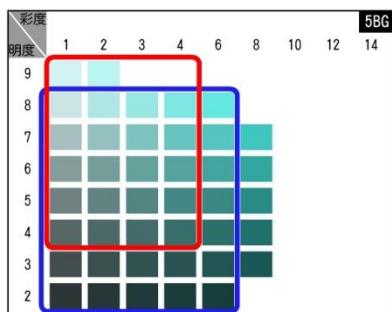
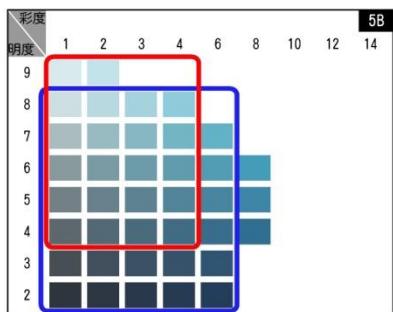
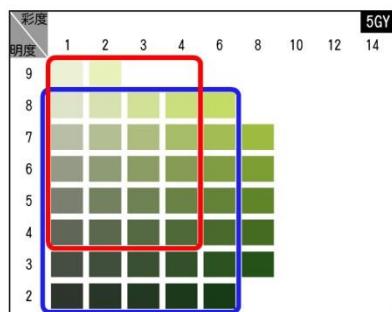
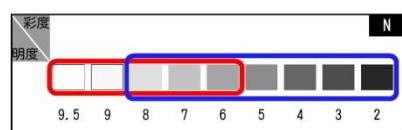
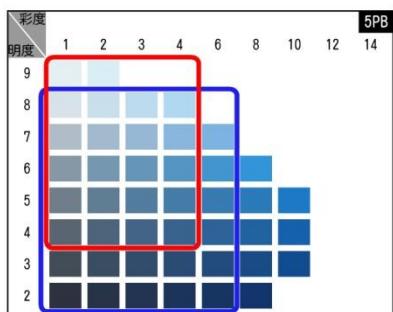
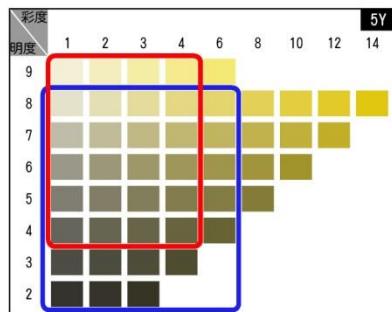
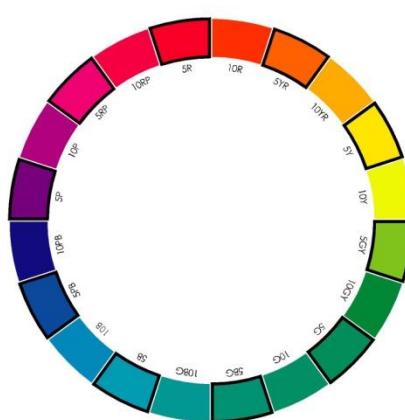
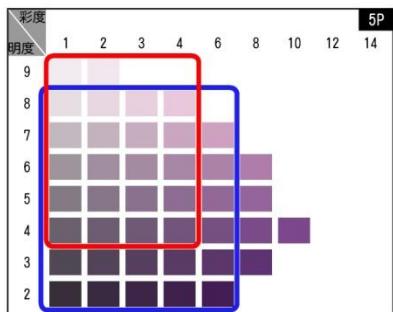
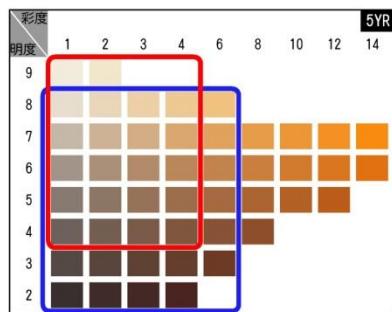
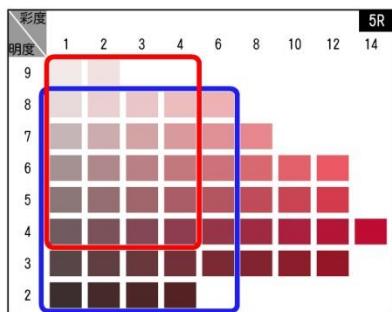
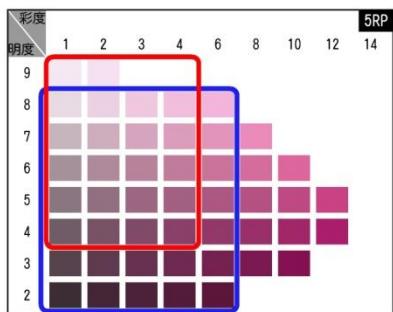
- i 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii 1,000 平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

(2) 行為の制限（景観形成基準）

都市景観形成推進地区（新千里西町3丁目地区）においては、全市を対象とした行為の制限（景観形成基準）を基本とし、次に掲げる対象内容を以下のように定めます。

対象内容	景観形成基準										
屋根	○周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させる。 ○屋根の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)</td><td>6 以下</td><td>6 以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>7 以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下	無彩色(N)	7 以下	—
	明 度	彩 度									
有彩色 (R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)	6 以下	6 以下									
無彩色(N)	7 以下	—									
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。										
外壁・塀	○周囲の建物等と壁面線や高さ、色彩、素材等を調和させる。 ○外壁・塀の基調色として用いる色彩の範囲は、次のとおりとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP</td><td>4以上 9.5 以下</td><td>4以下 6以下 4以下 2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色(N)</td><td>4 以上 9.5 以下</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			明 度	彩 度	有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下	無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—
	明 度	彩 度									
有彩色 1R~5R 6R~5Y 6Y~10Y GY,G,BG,B,PB,P,RP	4以上 9.5 以下	4以下 6以下 4以下 2以下									
無彩色(N)	4 以上 9.5 以下	—									
	※日本産業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。										
	①着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。 ②見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の 10 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。										

(参考) 屋根及び外壁の色彩基準のカラーチャート



※実際の色彩は色票により確認して下さい。

資 料

＜目 次＞

策定経過	資-1
豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿	資-2
豊中市都市景観形成マスタープラン (基本計画／景観計画)〔計画編〕の諮問・答申文	資-3
令和5年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での 主な意見集	資-4
豊中市都市景観形成マスタープラン(素案)に 対する意見集	資-5
平成26年度(2014年度)策定当時の資料	資-6
都市景観形成に関わる動き(年表)	資-19
用語集	資-21



策定経過

●豊中市都市景観・屋外広告物審議会

※審議会後作成予定

●都市計画まちづくり委員会

※都市計画・まちづくりに関する事項を検討・調整する府内の組織

※審議会後作成予定



豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿

氏名	所属	選任区分
伊丹 絵美子	大阪大学大学院 工学研究科 准教授	学識経験者 委員 (8名)
岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 教授	
加我 宏之	大阪公立大学大学院 農学研究科教授	
加藤 晃規	関西学院大学 名誉教授	
佐野 こずえ	近畿大学 建築学部 講師	
田中 一成	大阪工業大学 工学部 教授	
林 倫子	関西大学 環境都市工学部 准教授	
水野 優子	武庫川女子大学 生活環境学部 准教授	
石川 哲朗	大阪屋外広告美術協同組合 副理事長	事業者委員 (4名)
大路 昌幸	豊中商工会議所 副会頭	
加藤 精一	一般社団法人大阪府建築土事務所協会	
材寄 法子	公益社団法人大阪府建築土会	
石那田 幾子		市民委員 (2名)
元永 崇弘		
馬場 博之	大阪府都市整備部 住宅建築局建築環境課 課長	市長が適當と認める委員



豊中市都市景観形成マスターplan（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問・答申文

(諮問文)

※審議会後作成予定

(答申文)

※審議会後作成予定



令和5年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集

※審議会後作成予定



豊中市都市景観形成マスタープラン（素案）に対する意見集

○パブリックコメント：令和5年〇月〇日～〇月〇日

※パブコメ後作成予定



平成 26 年度（2014 年度）策定当時の資料

[策定過程]

● 豊中市都市景観・屋外広告物審議会

	開催日時	審議項目
平成 24 年度（2012 年度）		
第1回	平成 24 年 8 月 24 日（金） 午前 10 時～12 時	○会長の選出について ○会長の職務を代理する者の指名について ○都市景観形成基本計画の見直しについて ・これまでの経過 ・検討の視点・考え方 ・都市景観形成マスタープラン検討の枠組み（構成、手順等）
第2回	平成 24 年 11 月 5 日（月） 午前 10 時～12 時	○都市景観形成基本計画の見直しについて ・都市景観形成マスタープラン〔計画編〕（骨子素案） （普遍的事項、景観形成の方針、重点施策の考え方）
第3回	平成 25 年 1 月 18 日（金） 午前 10 時～12 時	○豊中市上新田 1 丁目及び 2 丁目地区景観形成協定の認定について ○都市景観形成基本計画の見直しについて ・都市景観形成マスタープラン〔計画編〕素案 ・〃 [推進編] 骨子案
第4回	平成 25 年 3 月 22 日（金） 午後 2 時～4 時	○都市景観形成マスタープラン〔計画編〕の諮問 ○〃 [推進編]（素案）について
平成 25 年度（2013 年度）		
第1回	平成 25 年 8 月 26 日（月） 午前 10 時～12 時	○都市景観形成基本計画の見直しについて ・パブリックコメント等の結果について ・都市景観形成マスタープラン〔計画編〕 諮問
第2回	平成 25 年 10 月 11 日（金） 午前 10 時～12 時	○諮問第 1 号 豊中市都市景観形成マスタープラン （基本計画／景観計画）〔計画編〕に対する答申について 審議の上、妥当である旨答申 ○豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕について
第3回	平成 25 年 11 月 22 日（金） 午後 2 時～4 時	○諮問第 2 号 豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕に について 審議の上、妥当である旨答申
第4回	平成 26 年 1 月 27 日（月） 午前 10 時～12 時	○都市景観形成マスタープラン策定の報告

● 豊中市都市計画審議会

	開催日時	審議項目
平成 24 年度（2012 年度）		
第1回	平成 24 年 11 月 15 日（木） 午前 10 時～12 時 25 分	（都市景観に関するもの） ○都市景観形成基本計画の見直しについて（報告）
第2回	平成 25 年 2 月 8 日（金） 午前 10 時～12 時	（都市景観に関するもの） ○都市景観形成基本計画の見直しについて（報告）
平成 25 年度（2013 年度）		
第1回	平成 25 年 11 月 11 日（月） 午前 10 時～12 時	○諮問第 15 号 豊中市都市景観形成マスタープランにおける 景観計画の変更について 審議の上、妥当である旨答申

● 都市計画まちづくり委員会

※都市計画・まちづくりに関する事項を検討・調整する府内の組織

	開催日時	検討項目
平成 24 年度（2012 年度）		
第1回	平成 24 年 8 月 9 日（木） 午前 9 時半～11 時半	○都市景観形成基本計画の見直しについて ・これまでの経過 ・検討の視点・考え方 ・都市景観形成マスタープラン検討の枠組み（構成、手順等）
第2回	平成 24 年 10 月 29 日（月） 午前 9 時半～11 時半	○都市景観形成基本計画の見直しについて ・都市景観形成マスタープラン〔計画編〕（骨子素案） （普遍的事項、景観形成の方針、重点施策の考え方）
第3回	平成 24 年 12 月 27 日（木） 午前 9 時半～11 時半	○都市景観形成基本計画の見直しについて ・都市景観形成マスタープラン〔計画編〕素案 ・〃 [推進編] 骨子案
第4回	平成 25 年 2 月 26 日（火） 午前 9 時半～11 時半	○都市景観形成基本計画の見直しについて ・都市景観形成マスタープラン〔計画編〕素案 ・〃 [推進編] 素案
平成 25 年度（2013 年度）		
第1回	平成 25 年 5 月 22 日（水） 午後 1 時半～3 時半	○都市景観形成基本計画の見直しについて (マスタープラン（素案）及び今年度の予定 ほか)
第2回	平成 25 年 8 月 13 日（火） 午前 9 時半～11 時半	○都市景観形成マスタープランについて (素案説明会・パブリックコメント等の報告ほか)
第3回	平成 25 年 9 月 19 日（木） 午前 9 時半～11 時半	○都市景観形成マスタープランについて (仮称) 景観ガイドラインについて

[豊中市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿]

氏名	所属	選任区分
伊東 康子	YS Life Academy 主宰	学識経験者 委員 (9名)
井野瀬 久美惠	甲南大学文学部教授	
木多 道宏	大阪大学大学院工学研究科教授	
下村 泰彦	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	
久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授	
福田 知弘	大阪大学大学院工学研究科准教授	
藤崎 浩治	近畿大学理工学部非常勤講師	
藤本 英子	京都市立芸術大学大学院美術研究科教授	
若本 和仁	大阪大学大学院工学研究科准教授	
福盛 康友	豊中商工会議所副会頭	事業者委員 (3名)
松下 雄一郎	一般社団法人大阪府建築士事務所協会	
宮田 哲	公益社団法人大阪府建築士会	
山東 健		市民委員 (2名)
高瀬 泰彦		
多田 純治	大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課参事	市長が適當と認める委員

[豊中市都市計画審議会委員名簿]

氏名	所属	選任区分
伊東 康子	YS Life Academy 主宰	学識経験者 委員 (8名)
加藤 晃規	関西学院大学教授	
國貞 真司	豊中商工会議所会頭	
鈴木 育	大阪大学大学院准教授	
田中 みさ子	大阪産業大学准教授	
的場 智子	細川・的場法律事務所	
吉田 長裕	大阪市立大学大学院講師	
渡邊 義明	農業委員会会長	
新居 真		市議会議員 (6名)
今村 正		
大田 康治		
神原 宏一郎		
北川 悟司		市民委員 (2名)
酒井 弘行		
奥田 尚爾		
前川 恒子		

[豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問・答申文]

(諮問文)

豊都計第121号
平成25年（2013年）8月14日

豊中市都市景観・屋外広告物審議会
会長 久 隆浩 様

豊中市長 淩利 敬一郎

豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の諮問について
のことについて、下記案件を貴審議会に諮問します。

記

1. 豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕を別添のとおり策定する。

(答申文)

平成25年（2013年）10月11日

豊中市長 淩利 敬一郎 様

豊中市都市景観・屋外広告物審議会
会長 久 隆浩

豊中市都市景観形成マスタープラン（基本計画／景観計画）〔計画編〕の策定について（答申）

平成25年（2013年）8月14日付豊都計第121号で諮問された標記の件について、審議の結果を別紙の通り答申します。

答 申

1. はじめに

豊中市では、平成15年（2003年）3月に、“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを、景観面から市民・事業者・NPO・行政が協働して取り組んでいくための指針として「豊中市都市景観条例」に基づく「豊中市都市景観形成基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、良好な都市景観の形成に向けた取り組みを推進してきましたが、計画期間の10年を経て中間見直しの時期を迎えております。

この間、平成20年（2007年）3月に景観法に基づく「豊中市景観計画」（以下、「景観計画」という。）の策定により、法的根拠・強制力を持った規制を導入するとともに、平成24年度（2012年度）には中核市移行に伴う屋外広告物規制の権限が市に移譲され、「豊中市屋外広告物条例」を新たに制定する等、規制誘導に関わる状況が変化してきました。

また、市を取り巻く状況や景観の変化に加え、地域における「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という市民主体の活動が広がりつつある中で、個々の地域の有する特性や課題に応じた景観まちづくりの取り組みを広げていくことが重要となってきており、市民・事業者・行政が協働し、関連する法制度も活用しながら、総合的・計画的に景観まちづくりを推進していくことが求められてきています。

こうした状況をふまえ、これからの中核市良好な景観形成をさらに推進していくためにも、「基本計画」に「景観計画」を融合させるとともに、中核市移行に伴って整備した屋外広告物の誘導規制のしくみや、都市計画等の関連法制度を連携させ、総合的、体系的に取り組むことのできる新たな指針となる「豊中市都市景観形成マスターplan」として、とりまとめていこうとするものです。

そして、「豊中市都市景観形成マスターplan」は、景観形成を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるように、景観に関わる様々な施策を総合的、体系的に取りまとめ、都市景観形成の総合的な方向性を示す〔計画編〕と、推進方策や推進プログラム等を示した〔推進編〕とに分冊されて構成されるものとなっており、このうち〔計画編〕について、当審議会の意見を求められたものです。

2. これまでの審議内容

「豊中市都市景観形成マスターplan〔計画編〕」の審議にあたっては、本計画が基本的・普遍的事項を中心とした、景観形成の長期的視点に立った計画であることをふまえ、次に示す内容を主な論点として審議してきました。

- ・これまで取り組んできた都市景観行政の到達点と課題をふまえた、これからの方向性について
- ・計画策定にあたっての景観法と豊中市都市景観条例の位置づけ・役割分担のあり方について
- ・今後の都市景観形成のめざすべき姿と、取り組みに向けた考え方について
- ・屋外広告物や公共施設の景観形成の方向性について
- ・各分野・部局との連携による総合的な景観形成のあり方について

そして、その論点を基に「豊中市都市景観形成マスターplan〔計画編〕」(案)は、当審議会における各委員からの意見や提案、また地元説明会における市民の方々からのご意見等をふまえ、次の内容について整理を進めながらとりまとめられました。

- ・アーバンデザインから環境、景観の時代と、景観を取り巻く状況を先取りしながら景観施策を展開してきた豊中市の歩みをふまえた上で、今後の都市景観形成の方向性を示す計画として構成する。
- ・豊中市都市景観条例を根拠とした「基本計画」に景観法を根拠とした「景観計画」を融合させ、双方の長所を発揮しながら総合的、体系的に取りまとめた計画とする。
- ・(第1～2章) 現行の「基本計画」で位置づけられている基本目標、基本方針を継承する。
- ・(第3～4章) 市民・事業者などに対して市の考え方を理解してもらえるよう、豊中市の骨格となる景観や7つの地域別の景観のめざすべき姿をよりわかりやすく提示する。
- ・(第5章) 良好的な景観形成を進めていくため、活動範囲に応じた景観形成など、取り組み方に応じて景観施策や関連する施策等を構成し直すとともに、連携・協働して取り組む方向性を明示する。
- ・(第6章) 特に、景観形成に関するルールを定める重点的な地区指定に向けた考え方、住民主体の景観まちづくりを促進するためのあり方について具体的なステップと活用できる施策を明示する。
- ・(第7章) 各主体の役割や、審議会・専門家等の推進体制、府内の連携体制や市民・事業者・NPOとの連携体制を明らかにしながら位置づけるとともに、計画の進行管理を着実に進めるための考え方を明示する。
- ・(第8章) 中核市移行に伴い屋外広告物に関する権限が移譲されたことをふまえ、屋外広告物による景観形成の考え方を位置づけるとともに、骨格を形成し先導的役割を担う公共施設に関する景観形成の考え方を新たに位置づける。

3. 審議結果

諮詢された「豊中市都市景観形成マスターplan〔計画編〕(案)」については、これまでの審議の内容をふまえて精査されたものであり、これからの中核市良好な景観形成の方向性を示すものとして妥当であると認めます。

4. 今後に向けて

今後は、「豊中市都市景観形成マスターplan〔計画編〕」の考え方を共有し、その実現に向け、市民・事業者・NPO・行政等が相互に理解を深め、協働のもとで景観形成に取り組むことが重要です。

そのためにも、本計画に示す考え方や施策について、各主体に良く理解してもらえるよう、さまざまな方法や機会をとらえながら、積極的な情報発信を行ってもらうことが必要と考えます。

[平成 24 年度 豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集]

主な意見	対応方針
計画全般について	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画名称を「都市景観形成マスタープラン」とする意義を共有する必要がある。 	→基本計画と景観計画を一元化した総合的な計画という趣旨で使用するが、法・条例に基づく計画であることを表紙に文字で表記し分かるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ・法定計画はどの部分に当たるのか、審議の手続き等と合わせた整理が必要である。 ・全体を景観法に基づく景観計画として位置づけるのか、分けて取り扱うこととするのが良いのか整理が必要である。 	→法定部分は「第8章 景観法に関する事項等」が該当し、当該部分を都市計画審議会に諮る前に都市景観・屋外広告物審議会にも諮る。それ以外は条例に基づく基本計画として位置づける。
<ul style="list-style-type: none"> ・前計画の構成（「基本計画」と「推進計画」）とどのように変わったのかがわかりにくい。 	<p>→条例に基づく「基本計画」に景観法に基づく「景観計画」を融合、「都市景観形成マスタープラン」として一元化。</p> <p>→普遍的・基本的事項を〔計画編〕に記載。</p> <p>→具体的なアクション等を〔推進編〕に記載の上、柔軟な見直しが可能となるよう分冊化。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・マスタープランの取り組み期間や目標年次はどのように設定するのか。 	<p>→〔計画編〕は目標年次の設定を行わず、相当な環境変化に応じて見直す。</p> <p>→〔推進編〕は課題や状況に応じて柔軟に見直しできるよう短期～中期（3年程度）のスパンで見直す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・前基本計画でどのような景観像を設定し、めざしてきたのか分からぬ。時系列や将来像への進捗度等のチェックが必要である。 ・今までの取り組みでの進捗度や問題点、改訂の背景、目標とする景観の姿等もビジュアルに示すべき。 ・元々の基本計画をそのまま移行するのではなく、原理・原則や変わること等を上手く振り分ける方が良い。 	→〔推進編〕の資料に「景観形成の課題」として取りまとめる。
<ul style="list-style-type: none"> ・狭い範囲の計画を住民の方々と一緒につくり、地区計画等に結びつけるプログラム等、実効性のある計画にしていくことが重要である。 ・全国的に代表できるような景観形成が重要。テーマを掲げて未来に残るものを期待している。 ・「この 10 年間はこれをやっていく」というのが分かりやすく示せればよい。 ・「きれいだな、こういうまちづくりがしたいんだな」と理解してもらえるように、注意を払って撮影することが必要である。 ・こどもにとって飛行機や電車などは景観要素として重要であり、目を引くもの（飛行機がはっきり映る写真など）として入れていただきたい。 ・景観は、道路から見える空間を対象としているものだが、校庭の芝生化の事例も景観に該当するのか。 	→〔推進編〕で重点的な取り組みとして記載。
<ul style="list-style-type: none"> ・豊南小学校の校庭緑化の取り組みは、環境や景観教育につながるとともに、緑化後のメンテナンスにも地域ぐるみで取り組まれ、緑あふれる景観づくりがまち全体に広がるものとして評価し、第6回豊中市都市デザイン賞（活動部門）を授与している。 ・校庭の芝生はまちの景観ではないが、活動が広がることで景観形成により影響を与えるものとして期待できるのではないか。 	→市民・事業者のみなさんが景観形成に意識を向け、その重要性を感じもらえるような写真と差し替え。
	→地域で小学校に緑をつくり、育っていく取り組みは景観形成につながるものと考えている。今後も他校へのより一層の広がりや地域での良好な維持管理活動の継続がなされることを期待して、景観まちづくりの事例の一つとして掲載。

主な意見	対応方針
〔計画編〕について	
全般について	<p>・豊中市の市花（バラ）・市木（キンモクセイ）が市民にも知られていないし、この計画で触れられていない。特に公共施設に植樹されている例が少ないと感じており、「市花・市木を植えましょう」という文言が出てきても良いと思う。</p> <p>・市花・市木を決めているのであれば、意識してシンボルとなる樹木を植えていきましょう、という考え方を示す余地はある。</p> <p>・二ノ切池公園にもバラ園があるが、表から見えないので、「外部から見えるように植栽しましょう」とも言えるのではない。</p>
序章 計画の背景と目的	
<ul style="list-style-type: none"> これまでの景観行政の反省や課題をもとにこのように見直したということがよりわかりやすい資料を用意すべき。 	<p>→これまでの都市景観形成の取り組みを、時代を追って、序章の1.これまでの豊中市の都市景観形成の取り組みに整理。</p> <p>→〔推進編〕の資料に「景観形成の課題」として取りまとめ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 体制変化に伴う取り組み強化の方向性として、法制度に基づいた規制・誘導と、よりソフトな景観まちづくりの推進の双方が大切である。 時代の流れと豊中市の景観行政のあり方、将来の展望を整理すると今後の方向性等が明らかになる。 	<p>→序章でこれまでの都市景観形成の取り組みを整理。</p> <p>→〔推進編〕で重点的な施策等を記載。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 都市景観形成マスターplanと関係するものとして、美化推進の取り組み等のほか、連携が必要なものがある。 関連計画に屋外広告物についての記載がない。条例やガイドライン等入れておく方が良い。 各種計画との関連を具体的に示す必要がある。 	→美化、屋外広告物等関連する計画の取り組みを追加、連携の内容も記載。
第1章 計画の意義	
<ul style="list-style-type: none"> 私の領域も景観形成の一定の対象となり得る。景観への配慮は中の空間を形成する上でも得になるので、景観を活用したプランニングを事業者にも取り組んでほしい。 	<p>→屋外空間とのつながりを意識して室内空間をつくることも重要、との趣旨で対象領域に関する記述を修正。</p>
第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> 市民がまちに愛着を持つこと、豊中に住んでいるという誇りを醸成することも大事なことなので、「愛着と誇りの持てるまちづくり」も文章として記載すべき。 	→指摘の通り記述の修正。
第4章 めざすべき姿	
<ul style="list-style-type: none"> 景観形成の重要な要素である街路樹のあり方や重要性も示すことはできないか。 地域の景観まちづくりへと誘導するとともに活動の支援が重要ではないか。 既存の景観まちづくりの活動や、関連するまちづくりの動きの他、千里ニュータウン再生指針等、まちづくりの情報も各地域の情報として盛り込むべき。 	<p>→拠点景観や軸景観において街路樹等景観資源の必要性・重要性を記載。</p> <p>→協働のまちづくりの考え方を〔計画編〕に、具体的な取り組み方を〔推進編〕に記載。</p> <p>→各地域において景観形成協定や地区計画等の情報を追記。</p>
第5章 良好的な都市景観の形成に向けて	
<ul style="list-style-type: none"> 豊中市はこれまで法に基づく基準とそうでないものを絶妙に使い分けてきたが、法と連動した計画にするならば、誘導手法の使い分け等検討が必要。 身近な景観形成、地域・地区の景観形成、骨格の景観形成に関する記述内容の整理が必要。 スケールの問題と、だれが取り組むのかといった主体で整理すれば分かりやすい。 全市域の景観形成において骨格となる景観形成（自然的景観、緑地の保全等）の記述、拠点や軸の景観形成も示した方が良い。 	<p>→〔計画編〕第5章で法・条例・独自施策に基づく取り組みを組み合わせて進めていくことを記載。</p> <p>→ひとりひとりの活動が地域全体に広がり、地域で育まれた意識を全市域の取り組みへとつなげるという流れで内容を精査。</p> <p>→公共施設の景観形成や景観資源の保全・活用で全市対象の景観形成に追記。</p>

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の良好な景観の形成の観点や、「活用」について内容の充実が必要。 	→誘導・規制等に加えて、商業環境の活性化に資する活用の仕方を追記するとともに、第8章 景観法に基づく事項等に屋外広告物に関する事項を追加。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で景観をよくしようという活動が既にあれば、それを軸に景観まちづくりを進めていく考え方を打ち出すとよい。 ・まちづくりをトータルに考える中で、その延長上に景観を考える方が上手くいく。地区の計画づくりや活動の推進を他の条例等のしくみ等と組み合わせて上手く活用していくのが良い。 ・公共事業による先導的な景観形成を掲げているが具体的な成果が見えてこない。良好な景観形成の観点からデザインを評価することも重要である。 ・都市ブランドを構築する観点から、公共施設でもデザインの向上およびアピール力が必要である。 ・豊中市は各種施策に取り組んでいるが、連携が十分取れていない。他施策との役割分担、連携方法等を検討する必要がある。 	→景観に限定しないソフトな取り組み等も景観形成につながる旨を追記。
第6章 重点的な地区的景観形成	→公共施設においても都市景観デザイン相談を実施する等デザインの向上に努めており、今後も良好な景観形成に向けた努力を推進。
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物も、重点的制限路線を設定する等により重点的な取り組みを考えるべき。 	→地区の取り組みの中で必要に応じ検討。
第7章 各主体の役割・取り組み体制	
<ul style="list-style-type: none"> ・中高生世代であればまちに関心も持ち始めている。成人だけではなく子どもも対象とする等計画の対象年齢を下げるべき。 	→各主体の役割でこども世代も含め充実。
第8章 景観法に基づく事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法・条例に基づく内容の書き込みや誘導・規制の使い分け等も十分に検討が必要。 ・屋外広告物の制限に関しては、許可や届出が必要であることを考えると、参考ではなく制限内容を正確に書くべき。 ・公共施設の景観形成に取り組むことは高い効果が得られる。景観重要公共施設をしきみとして盛り込んでほしい。そのためには、府内での十分な検討や連携が必要である。 ・記載するからには、国・府道を対象に位置づけ、上位団体である国や府に基準をまもってもらうよう働き掛ける必要がある。 	<p>→法に基づき必要な事項（届出対象行為、制限内容）を記載。</p> <p>→景観重要公共施設の整備に関する事項を〔計画編〕に位置づけ。 →必要に応じて働きかけ、指定を推進。</p>
〔推進編〕について	
パート1について	
全体のキャッチフレーズ、ストーリーについて	
<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、「好感」とは「自分でいいなと思うもの」といったものであるなど、好感、共感が一体何かの説明を加えたら良いのではないか。 ・初動期だけでなく、活動中、継続中等、それぞれの段階で市はどういう支援をしてくれるのか、一覧できる図や、FAQのようなものがあるとわかりやすくて良い。 ・活動を継続していく中の課題を抱える組織に向けた情報提供も必要である。 ・景観形成協定の取り組みから自治会活動の活発化にまでつながった等良い事例があるので、詳しく紹介するのも良い。 ・清掃等、まちをきれいにしていくことから景観形成が始まるのではないか。 	<p>→「好感」「共感」の解説を追記。</p> <p>→段階的な道筋を明示するとともに、支援策等を記載。</p> <p>→活動団体へのインタビューで記載。</p> <p>→取り組みのヒントとして記載。</p>
市民・事業者に対する景観形成の意識付けについて	
<ul style="list-style-type: none"> ・フロー図のなかに、「身近な良さを『見い出し』楽しむことから始めてみましょう」といった内容を入れて、見い出していく部分を積極的に出せばよいのではないか。 ・大半の人が「いいな！」と思っても人に伝えていない現状を変え、「好感」として発信していくことが重要でないか。 ・一人ひとりの「好感」が組み合わさり、一体として見ている景観がみんなの「共感」になると思われ、「共感」と「好感」は違うものであり、ステップを分けても問題ないのでないか。 	→『「好感」「共感」の意味及び、取り組みの内容・展開の説明』、『取り組みの展開』、『2ページの「好感」「共感」のステップ』に関する記載を修正。

主な意見	対応方針
パート2について	
重点的な地区の景観形成について	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの成果を伝えやすい施策が必要で、重点的な地区の取り組みに力を入れてもらいたい。 景観を前面に出すのではなく、地域が一丸となった取り組みを、他の部署とも連携していくかに進めていくのかが重要。
<ul style="list-style-type: none"> 「重点的な地区の景観形成の推進」は一体どこで取り組むのかが書いていない。 何もせずに待っていても新たな動きにはならないので、積極的な働きかけが必要。この数年でどの地区に入ってルール化していくのか、考え方等はあるのか。 「重点的な地区の景観形成の推進」を記載しているが、どの地区を対象に取り組むのかが書かれていない。 どの期間でどの地区に入って、ルール化していくのか、計画書には書かないとしても作戦として持っておくことが重要。 	<p>→重点的な地区の記載を充実、目標を設定。 →具体的な連携体制を明記。</p> <p>→〔推進編〕では取り組みの考え方を記載するとともに、〔計画編〕50ページに挙げているような地区を対象に働きかけながら、地域の意向に応じて推進していく。</p> <p>→一人協定締結地区や自治会の申し合わせを締結している地区など、既に一定のルールがあるものの次のステップへの移行時期を迎えている地区に対して、関係部局と連携しながら働きかけを行い、景観形成につながるルールづくりにつなげていく。</p>
普遍的な取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> 重点的取り組みと普遍的取り組みは同じレベルで扱う必要がある。 「景観スタイルの育成」については、具体的に誰を対象として、どのような取り組みをしていくかが読み取れないので、具体的な事例案を示したらよい。
<ul style="list-style-type: none"> 景観教育に関する施策等を推進計画において充実させ、来年度以降、取り組んでもらいたい。 景観教育を取り組みステップの第3段階の重要な施策として位置づけるのがよい。 建築等の専門家団体でもこどもたちを対象にした活動をしており、連携しながらこどもたちの教育を積極的に取り組んでほしい。 こども向けの啓発事業は教育委員会との調整も重要。 こどもたちをひきつけるテーマ設定が重要。 	<p>→普遍的取り組みの内容を充実。</p> <p>→こどもの頃から景観に親しみ、景観に対する意識を高めてもらえるような施策を進めて行くため、関係部局との連携を図りながら、啓発のためのツールやイベントなどを実施。</p> <p>→重点的な取り組みで教育の取り組みを充実。 →体制に関連団体との協力も追加。</p> <p>→施策の実施を進めるなかで、主担部署との連携に加え、実際に活動されている地域団体との協働を検討。</p>
計画の目標設定と進捗管理について	<ul style="list-style-type: none"> 定量的評価指標が示されているが、それ自体が目的化しないように注意が必要。全ての施策に指標を設定しなくても良い。 例えば、定量的な指標は重点地区の数だけにする等、もっとメリハリをつけたら良い。 計画にタイムスケジュールが掲載されていないが、具体的にどの地区とまでいえなくとも、例えば2年でいくつ、5年でいくつといった数値目標があれば共通のイメージが持ちやすい。 10年間の計画で、タイムスケジュールが記載されていないが、例えば2年で何地区、5年で何地区と言った数値目標があれば、共通のイメージが持ちやすい。
その他、景観施策全般について	
計画策定後の景観施策の推進に関して	<ul style="list-style-type: none"> 上新田1丁目及び2丁目地区景観形成協定の取り組みは高く評価できるものと考えているので、今後、良好な景観づくりを実効性あるものにしていくためにも、行政の支援が大事である。
	<p>→建築等が行われる際には、地元の運営組織と共に景観形成協定の内容に沿った指導を行うと共に、必要に応じて都市デザインアドバイザーからの意見を頂きながら、良好な都市景観が形成されるよう働きかける。</p>

主な意見	対応方針
・能勢街道の景観形成が進んでいないので、イベントを通じて能勢街道に目を向けてもらい、機運を盛り上げる試みもあって良い。	→NPO法人や関係する部局とも連携し、楽しみながらの活動を景観につなげていく企画を検討。
・都市デザイン賞受賞物件や地域のランドマークとなっている建物などを対象に景観上重要な建築物等として保全にも取り組んでもらいたい。 ・景観重要建造物は、文化財を所管する教育委員会と両輪で検討を進めると効果的だと思う。	→景観重要建造物、登録文化財制度それに目的が異なっているが、今後、制度の活用方法を関係部局とも連携しながら、研究していく。
・豊中の知名度を上げるための景観形成が重要であり、足元をきれいにし、ごみのない美しいまちにしたり、路面をきれいに補修するなどを進めれば、最終的に良い景観が表れてくるのではないか。 ・眺めの良い、きれいな景観をつくるために、10年、15年先を見据えたランドマーク的なものをつくることに取り組むのも良いのではないか。	→豊中市が他市に誇れる特徴として、良好な住環境を持つ住宅地であるとともに、景観形成協定や住民発意の地区計画など、活発な市民活動が、豊中市の新たなシンボル的因素であると考えている。 そのため、さらに地域拡大に向けた取り組みを住民・事業者のみなさんと協働で取り組んでいきたいと考えている。

[平成25年度豊中市都市景観・屋外広告物審議会での主な意見集]

主な意見	対応方針
〔推進編〕について	
資料編について	
・景観まちづくりに役立つ情報は貴重な資料である。推進にあたって「この取り組みに興味がある」と思った時に役立つよう、事務局の連絡先等を書いておくなど、興味を持たれた方がアクセスする手立てがあると良い。	→活動の種類ごとに、所管する市の担当部局名や連絡先を追記。 →市民団体の登録情報の閲覧方法、団体の詳しい情報の入手方法等の案内を追記。
・既に活動に取り組んでいる団体・活動がリストアップされているが、この組織がどこで活動されているのか、図面にプロットし、空間的に示すことはできないか。 ・継続的な活動もあれば、期間限定の活動もあるかもしれないが、時間的な断面で捉え、活動を重ね、地図に落とし込んで見せるべき。	→アドプト・ロードおよびアドプト・リバーに係る団体が、活動する概ねの場所を特定できる図面を掲載。 →活動団体がエリアの全てを網羅していない場合もあり、活動団体の拠点的なポイントで表示。
計画策定後の景観施策の推進について	
・計画書は製本仕上げになると思うが、最近はホームページあるいはDVD媒体を活用し、リンクを貼って次の情報に飛べるような仕様も一般的になった。 ・紙媒体での示し方と、ホームページやDVDなどのデジタルデバイスを活用した示し方など、工夫が考えられるので、検討を。	→今後の情報発信等にあたっては、リンク設定を含めた仕様の充実が必要であり、より見ていただけるような工夫を検討。
・この計画が動き出した際には「一緒にやりませんか」という呼びかけで市民の皆さんに集まって頂き、意見交換をするような機会を増やしていくことが大切。	・本計画の策定後、積極的に情報発信を推進。 ・今後、計画策定とあわせて、市民や各種団体の方々に呼びかけて景観まちづくりについて意見交換を行う機会を検討。

[平成 24 年度豊中市都市計画審議会での主な意見集]

主な意見	対応方針
〔計画編〕全般について	
・景観はトータルの感覚が重要であり、組織を横断した形での対応が必要ではないか。	→全庁的に関係する部局で検討。 →府内体制の充実化を追記、横断的な連携による取り組みを推進。
〔計画編〕第8章 景観法に基づく事項等	
・マスタートップランの取り組み期間や目標年次はどのように設定するのか。	→〔計画編〕は目標年次の設定を行わず、相当な環境変化に応じて見直す。 →〔推進編〕は課題や状況に応じて柔軟に見直しできるよう短期～中期（3年程度）のスパンで見直す。
・届出対象行為を建築面積 1,000 m ² 超としているが、近年、小規模の商業施設が多くみられ、1,000 m ² を下回る物件が増加傾向にあると思われる。はたして 1,000 m ² 超が適切かどうか。	→全市的に見て周辺に及ぼす影響が大きい大規模建築物等を届出の対象行為として設定。 →重点的に取り組む地区では届出対象行為について地区ごとに適した規模を設定。
・屋根、外壁の色彩についての基準を定めているが、はたしてこうした規制にどれだけ意味があるのか。材料等も含めてトータルで考えるべき。 ・色彩も自由に使えるようにしておかないと、景観としておもしろみがなくなってしまうのではないか。	→景観形成基準は客観的な基準とし、豊中市都市景観条例に基づく景観配慮指針で総合的な協議及び指導を実施。 →色彩も景観配慮指針に基づき、その他の意匠の要素も含めた助言・指導を行いながら、まちなみとの調和やデザインの向上に努める。
・マンションの外廊下や建物の階段部分等裏面にあたる部分が景観上問題。具体的な対応策はあるのか。 ・景観重要樹木について今後どのように運用を図っていくのか、検討が必要ではないか。	→豊中市都市景観条例に基づく景観配慮指針で総合的な協議及び指導を実施。 →所有者の意向が第一、啓発・理解に努める。 →保護樹木・樹林の活用も含めみどり担当の部局と連携し検討。

[平成 25 年度豊中市都市計画審議会での主な意見集]

主な意見	対応方針
〔計画編〕第8章 景観法に基づく事項等	
・「景観重要建造物」について、道路や公共の場からながめられる歴史的文化的に価値の高いと認められる建築物は、豊中市ではどのようなものをいうのか。	→景観計画を定める上での必須事項として記載。 →今後景観まちづくりを進めていくうえでポイントとなるものについて、所有者の意向をふまえ指定を検討。
・従来、屋外広告物は都市景観条例による届出行為だった。屋外広告物条例の制定により許可となり、その前に事前協議を行うということだが、事業者と調整できなかった場合はどうなるのか。 ・「屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項」と書いてあり、行政が権限を持って制限するという概念と捉えられるが、それで良いのか。ガイドラインとは違うのか。	→事前協議の中で、景観に配慮してもらう事項を提案し、調整を図る。 →色彩など明確かつ客観的に判断できる基準をもとに勧告、変更命令が可能。

[豊中市都市景観形成マスタープラン（素案）に対する意見集]

- パブリックコメント：平成 25 年 6 月 7 日～6 月 27 日 → 意見の提出数 〇件
 ○説明会：平成 25 年 6 月 9 日～6 月 24 日、市内 5 会場で計 13 回開催 → 意見数 43 件
 ○説明会アンケート：説明会実施後に参加者にアンケート調査を実施。その回答から素案に関するものを抽出。 → 意見数 10 件

主な意見	対応方針
〔計画編〕について	
第4章 めざすべき姿	
1. 骨格景観	
・南部地域では神崎川の水辺、うるおいのある環境整備等が大切な景観としてあげられているので、水を軸とした景観づくりを進めて欲しい。	→神崎川は連なりのある特徴的な「軸景観」の一つとして位置づけ、親水性の向上、見通し等の確保や周辺の建物が調和する良好な景観形成をめざす。
・南部地域のメイン道路として、穂積菰江線沿道の土地をどのように利用し、景観につなげるかが重要。	→穂積菰江線は連なりのある特徴的な「軸景観」の一つとして位置づけ。
2. 地域別景観	
・教育文化都市としてだけではなく、地域によって異なる多様な景観をもっとアピールした方が良い。	→地域別景観として、市域を 7 つの地域に区分し、景観形成を進める上での将来イメージを提示。また〔推進編〕では、まちの特性に応じた景観まちづくりを進めるためのヒントを提示。
・北部と南部では全く違った景観となっていて、一口に「豊中の景観」ということができるのか疑問である。	
・南部地域での人口定着に向け、若い夫婦世代が取り組みに参加するような、景観、まちなみ、下町情緒等の意義の伝達が必要。	→〔推進編〕では「好感の持てる景観資源の収集」「好感の持てる景観資源の発信」といった施策を重点的取り組みに位置づけ、商店街等のにぎわいのある景観などの南部地域の身近なまちの良さのアピール等にも取り組む。
・立地的には非常に便利なので、景観が良くなければ、全体の活性化につながっていくだろう。	
・南部地区（庄内）は密集市街地が多く、今度その改善にもマスタートップランを活用していくべきは良くなっているのではないか。	
・千里ニュータウンは、再整備を進める中で様々な企業から分譲が実施され、総合的な管理が難しくなっているので、景観の維持をどうしていくのかが新たな課題である。	→「千里ニュータウン再生指針」や「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本指針」に基づいてまちづくりを誘導。また、市の先導的取り組みとして、地区計画等の策定に取り組む他、住民による良好な住環境の保全等につながるルールづくりを支援。
・次の世代に向けた課題として、これからは千里に住んでいる人が愛着を持てるようにする必要がある。	
第5章 良好的な都市景観の形成に向けて	
2. 活動範囲に応じた景観形成	
(2) 地域・地区での景観形成	
・住宅地の開発などは、良い開発になるよう、早い段階で景観を軸に地元と一緒に話をすべきで、事業者が良いものとするためのシステムを作っていくことが重要ではないか。	→景観まちづくりは地域全体を含めて取り組む必要があり、開発行為単独の話としてではなく、日ごろからコミュニティを形成しながらルールづくりを進めてもらうことが求められている。そのため、ルールづくりに向けた支援や、地区計画制度等の活用を積極的に推進。
・市民の持っている地域のイメージを具体化できるような計画や勉強ができるようなくみづくりが必要ではないか。	重点的な地区の景観形成の推進を設定し、地域の取り組みを支援。
・開発は地域にインパクトを与えるため、事業者に対して明文化した協定も持っている方が、無いよりは絶対良い。みんながつながっている組織づくりは、防災にも役に立つと思う。	
・景観まちづくりは、市民をどう巻き込むかが重要なので、それを計画でどういう形で表現するのか。	→地域の課題に応じた住民などで取り組む実例や、巻末に地区計画等のルールの解説を掲載。
・景観というと、そこに関わる人もいるが、どうやって人のネットワークを作っていくのかが見えない。	今後、市民の方々にも分かりやすいマスタートップラン概要版を作成し、情報発信。
・市が自治会、町内会以外の人と一緒に進める時代に応じた新しいしきみが必要ではないか。	
・自分たちが愛着を持っている地域で、何を大切にしたいか、残したいかということを話し合い、次世代につないでいく取り組みはとても重要だと思う。	→アダプト制度等の取り組み実例を紹介し、市民・事業者・行政の協働による景観の改善や向上につなげる。
・街区単位等で検討を進めて欲しいのであれば、自治会等に働きかけることも必要である。	

主な意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化も進み、相続の課題からか大きな敷地を分割して、小さな敷地になったところが多い。 ・空き家も少しずつ増えてきており、防犯・防災の面で心配であり、広い家で住み手が無い事も問題だ。 	→「地区で取り組む『とよなかの景観まちづくり』モデル例」に住宅地における取り組み例を掲載。市民・事業者の自主的・自発的な取り組みによる良好な住環境保全策等を紹介するとともに、地区の取り組みに対しては必要な支援を関連部署とも連携しながら、取り組む。
(3) 全市域を対象とした景観形成	
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的なまちなみに対して、お金がない中で古い建物を建替える際の補助や買い取り等の取り組みを進められるのか。 	→普遍的取り組みとしてPR・啓発に取り組み、所有者等の意識の熟成を進めるなど、景観資源の保全・活用による景観形成の考え方や手法等に基づいて取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのルールづくりでは、市民は利害関係があり、地区計画や建築協定等、所有者の全員合意は難しいので、行政が率先して指導していくべきではないか。 ・個々の建築計画の届出の際に、地域の状況を加味した審査を行うことはできるように、専門家のいる審査会等で議論するなど、行政としての裁量を持たせることも大切ではないか。 	→重点的な地区的景観形成の推進を重点的取り組みに位置づけ、専門家の派遣や助成等、ルール化に向けた取り組みを支援。
第8章 景観法に基づく事項等	
<ul style="list-style-type: none"> ・色彩を一概に規制するのではなく、コンセプトに基づいた色使いもあるので、個々に審査するしくみの方が良いのではないか。 ・色と材料等をトータルに扱いしかるべき考え方のもとで計画されたものなら、良いデザインになるのではないか。 	→色彩に関してはマンセル表色系を用いて数値的基準を設定。ただし、景観配慮指針に沿って総合的な観点からの協議及び指導を実施。
〔推進編〕について	
推進の方向① 市民・事業者等の意識を景観に向ける	
<ul style="list-style-type: none"> ・新旧文化の共存、地域に応じた目玉を積極的に発信すれば豊中らしい景観となるので、そのためにも住民の意識を高めることが必要。 ・教育・文化・歴史を発信することにより、地域に誇りと愛着を持ってもらえた後、「住み続けたい」「住んで良かった」と実感してもらえるまちづくりにつながるのではないか。 ・より多世代が住みたいと思う魅力の掘り起こしが必要。 ・地域の住民が「ここは大事だ」と選んだようなところ、代表的なところを指定して、行政の事業にも優先度を付けて、取り組みを進めるようなしくみはできないか。 ・南部地域はコミュニティのつながりが強いので、最初に情報を発信してくれる方を見つけて、その方に好感を持って頂けるよう意識づける方法が重要になってくるだろう。 	→地域のみなさんが大切にしている景観資源を明らかにするため「好感の持てる景観資源の収集」及び「好感の持てる景観資源の発信」を推進施策として位置づけ、関係部局と連携しながら、豊中の魅力発信に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・アドバクト制度等で花を植えるという取り組みが進み、随分まちの様子も変わってきた。 ・住む人にとっては、景観などの資源のある地域が好まれるので、身近なそういうスポットがあれば好感・共感にもつながっていくのではないか。 ・地域で環境を荒らす人や行いに気付くかどうかは、地域への愛着や興味の有無によるのではないか。 ・身近なところで景観づくりを進めるには、近所付き合いが大切で、その最初のステップで上手くいっていないのではないか。 	→「景観スタイルリストの支援」を重点的な取り組みに位置づけ、学習機会の設定等、キーマンとなる人材の育成、支援に取り組む。また、好感の持てる景観資源を収集、発信し、それらをめぐるまち歩きを行い、共感の輪を広げていく取り組みを進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の景観づくりについては、「住もう人がどれだけ豊中市に愛着を持てるか」にかかっているのではないか。 	→身近な「好感」に目を向け「共感」の輪を広げるきっかけとなるとともに、重点的取り組みの「景観まちづくりの共有」「好感の持てる景観資源の収集」に掲げる施策に取り組む。
推進の方向② 景観形成に取り組む人材を育成する	
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の景観づくりについては、「住もう人がどれだけ豊中市に愛着を持てるか」にかかっているのではないか。 	→重点的取り組みとして「景観まちづくりの共有」を位置づけ、身近な景観の再発見を通じて取り組みを促進。

主な意見	対応方針
・今後とも公民共に自分の街（豊中）に愛着を持つこともあり、その為の普及（育成）活動が大切であると考える。	て地域への好感や愛着を高めることで、景観スタイルを育成し、市民の主体的な取り組みを支援。
推進の方向③ 地域の景観まちづくりを推進する	
・市民が自分たちの公園として手入れする状況をつくることができれば、地域の景観にも関心を持つ人が増えるのではないか。	→先駆者へのインタビューやモデル事例などとして紹介。
・いくら整備されたきれいなまちができたとしても、ごみや吸い殻が落ちていたり、自転車が放置されていては駄目だ。	→アダプト制度等を紹介。市民・事業者・行政の協働による景観の改善や向上につなげていく。
・地域の人たちの関心を高めるためには、まず地域の動向に関する情報を流すことが重要で、具体的に地域の動きを高めるには、地域に異質なものが入って来るような時に情報を流してあげれば、地元が主体となって検討を始めるのではないか。	→巻末に地区計画等のルールの解説を掲載。PR・啓発を普遍的取り組みと位置づけ、景観形成に関する情報提供や啓発事業の実施に取り組む。
普遍的取り組み	
(1) 啓発・PR	
・環境によって人は変化するし、また、人は環境を変化させることができる。このことを理解してもらうことが重要。	→PR・啓発を普遍的取り組みとして位置づけ。景観形成に関する情報提供を行うとともに、啓発事業の実施により景観に対する理解を深める。
・景観の取り組みは重要であるかと思うが、知る機会が少ないのではないか。情報提供は重要。	
(2) 事業・計画	
・地区によって差があるものの、全体的に道路空間が狭く、歩行者の歩きにくいまちなみが多く感じるので、歩行空間のゆとりあるまちなみが少しでも広がれば良い。	→景観形成の先導的役割を公共施設が担っていることを記載。 また、まちなみづくりの手引きにおいて周囲の景観に調和のとれた整備や維持管理を行うとともに景観に対しての配慮にも努めながら、公共事業を進めていくことを示す。



都市景観形成に関する動き（年表）

昭和 62 年度	1987 年度	豊中市都市景観形成基本計画の策定
平成元年度	1989 年度	アーバンデザインマニュアル・公共空間編の発行 とよなか百景の選定
		豊中市東豊中町3丁目風致地区建築協定
平成2年度	1990 年度	とよなか百景マップの発行 アーバンデザインマニュアル・建築指針編の発行
平成3年度	1991 年度	アーバンデザインマニュアル・屋外造形編の発行 アーバンデザインマニュアルシリーズ・概要版の発行
平成4年度	1992 年度	豊中市まちづくり条例の制定 豊中市都市景観要綱の制定
		豊中市都市景観形成推進計画の策定
平成5年度	1993 年度	豊中市文化振興ビジョンの策定 第1回豊中市都市デザイン賞の実施
平成6年度	1994 年度	豊中市野畠南土地区画整理事業地区建築協定
平成7年度	1995 年度	豊中市屋外広告物景観形成ガイドラインの策定 都市景観形成建築物等の指定（第1号） 第2回豊中市都市デザイン賞の実施 豊中市環境基本条例の制定
平成9年度	1997 年度	永楽荘桜自治会地区景観形成協定の認定 都市景観形成建築物等の指定（第2号） ※H17年（2005年）解除 第3回豊中市都市デザイン賞の実施 待兼山町南地区建築協定
平成 10 年度	1998 年度	豊中市環境基本計画の策定
平成 11 年度	1999 年度	豊中市都市景観条例の制定 豊中市みどりの基本計画の策定 豊中市都市計画マスタープランの策定
平成 12 年度	2000 年度	新千里南町3丁目住宅自治会地区景観形成協定の認定 第3次豊中市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定 第4回豊中市都市デザイン賞の実施 豊中市都市景観条例のあらまし（パンフレット）の発行
平成 13 年度	2001 年度	私たちの生活環境デザインハンドブック（パンフレット）の発行 とよなか百景の見直し（追加）
平成 14 年度	2002 年度	豊中市都市景観形成基本計画の策定 はじめてみませんか 景観からのまちづくり（パンフレット）の発行
平成 15 年度	2003 年度	第5回豊中市都市デザイン賞の実施
平成 16 年度	2004 年度	景観法の制定 豊中旭丘団地建築協定 ※H28 年度（2016 年度）より豊中プレミアム建築協定に名称変更
平成 17 年度	2005 年度	旭丘テラスハウス地区建築協定／ドリームハウス旭丘建築協定
平成 18 年度	2006 年度	第6回豊中市都市デザイン賞の実施
平成 19 年度	2007 年度	景観行政団体への移行 豊中市景観計画の策定
平成 20 年度	2008 年度	豊中市都市景観条例の改正 新千里東町医療センター地区建築協定 ※H30 年度（2018 年度）失効 ／まちかねやま自治会建築協定／ヘーベルタウン豊中旭ヶ丘建築協定
平成 21 年度	2009 年度	豊中市景観計画の運用開始 東豊中町 6-1 地区緑地協定
平成 22 年度	2010 年度	豊中市都市計画マスタープランの見直し 第2次環境基本計画の策定
平成 23 年度	2011 年度	第3次豊中市総合計画（後期基本計画）スタート 第7回豊中市都市デザイン賞の実施 豊中市屋外広告物条例の制定 豊中市地区まちづくり条例・豊中市地域自治推進条例の制定 基本計画の中間見直しに着手 ファインコート豊中刀根山建築協定・緑地協定
平成 24 年度	2012 年度	中核市に移行 豊中市屋外広告物条例の運用開始 上新田1丁目及び2丁目地区景観形成協定の認定 豊中市都市景観形成マスタープランの策定に着手
平成 25 年度	2013 年度	豊中市都市景観形成マスタープランの策定 豊中市景観配慮指針の改定／まちなみづくりの手引きの作成
平成 26 年度	2014 年度	豊中市都市景観条例の改正 都市景観形成推進地区（新千里南町2丁目地区）を指定

平成 27 年度	2015 年度	原田中一丁目地区建築協定 ※R4年度（2022 年度）廃止 都市景観形成推進地区（永楽荘地区）を指定 春日町ヒメボタル特別緑地保全地区を指定
平成 28 年度	2016 年度	都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）を指定 都市景観形成推進地区（新千里南住宅地区）を指定 第8回豊中市都市デザイン賞の実施 第1回豊中まちなみ市民賞の実施
平成 29 年度	2017 年度	とよなか百景のリニューアル（追加） 第3次豊中市環境基本計画の策定 第2次豊中市みどりの基本計画の策定
平成 30 年度	2018 年度	第4次豊中市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定 第2次豊中市都市計画マスターplanの策定
令和元年度	2019 年度	都市景観形成推進地区（北緑丘 1 丁目地区）を指定
令和2年度	2020 年度	都市景観形成建築物等の指定（第3号）（渡場のクスノキ） 都市景観形成推進地区（新千里北町 2 丁目地区）を指定
令和3年度	2021 年度	都市景観形成推進地区（新千里西町 3 丁目地区）を指定 第9回豊中市都市デザイン賞の実施 第2回豊中まちなみ市民賞の実施
令和4年度	2022 年度	第3次豊中市環境基本計画の改定
令和5年度	2023 年度	第4次豊中市総合計画（後期基本計画）スタート



用語集

あ

【アーバン・デザインマニュアル】

市民・事業者・行政が一体となって景観づくりを進めるための指針として、それぞれ場所や目的に応じたデザインの考え方や手法をカラー写真等を用いて紹介した景観形成の手引書。(まちなみづくりの手引きに改定)

【アーバンデザイン】

建物や道路、街路樹等まち全体の色彩、形態、空間をデザインすることで、美しいまちなみをつくり、魅力ある都市空間を創造すること。

【アウトカム指標】

施策・事業を実施した結果どのような効果があったのかを表す指標のこと。例えば、出前講座事業の実施をきっかけに「新たに活動を始めた市民団体が〇団体」といった形で表す。

【アウトプット指標】

施策・事業を実施することによって直接生じた成果・量を表す指標のこと。例えば、出前講座事業を「〇回開催」といった形で表す。

【アクセント】

全体の調子を強くひきしめる部分、強調点。

【アダプト活動・アダプトシステム・アダプト制度】

「アダプト(adopt)」は、「養子にする」という意味で、アダプトシステム・アダプト制度は、市民グループや企業等に、道路等の一定区間の清掃や緑化活動等を、継続的にしてもらうもの。これまで公共空間は行政(実親)が主として管理していたが、地域の人々(養親)に「養子」としてかわいがってもらおうという考え方から「アダプト」と名付けられている。なお、大阪府では「アドプト」という呼称を用いているが、意味は同じ。

【アドプト・ロード、アドプト・リバー】

上記の制度を利用し、大阪府の管理する道路や河川を市民と共に美化活動を行うもの。

【アプローチ】

建物に通じる道。玄関前の空間等。

【アメニティ】

環境の快適性、魅力ある環境、生活の質等と訳され、広義的には、精神的な快適さも視点に入れた環境の質に関する総合的な概念。

【一人協定】

土地所有者が一人しかいない土地で協定を締結すること。住宅地を分譲する前に開発事業者と市で締結する場合等に多く見られる。

【違法簡易広告物追放推進団体制度(とよなか美はり番)】

違法な簡易広告物の除却を地域団体等に委任する制度。地域のみなさんによる地域に密着した活動をとおして、違法な屋外広告物を許さない地域環境づくりを進めている。

【SDGs】

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で達成すべき「世界共通の目標」として、平成 27 年(2015 年)9 月に国連で開催された持続可能な開発サミットで採択された。17 のゴール・169 のターゲットから構成しており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国、すべての人々が取り組むべき国際目標のこと。

【NPO】

Non Profit Organization の略で、非営利団体・組織のこと。

【大阪府景観形成基本方針】

大阪府景観条例に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標、景観形成を推進するための施策の体系、景観形成を推進する地域に関する事項等を示す方針「都市景観ビジョン・大阪」。(平成 11 年(1999 年)策定、平成 30 年(2018 年)改定)

【オープンスペース】

建物が建っていない土地の総称。公園・緑地、水面、建物前の小さな空間等を含む。

【屋外広告物景観形成ガイドライン】

まちを彩る魅力的な広告づくりを進め、景観をより魅力的なものとしていくため、豊中市として望ましい広告景観の考え方や配慮すべき事項、設計の目安となる基準や手法等を提案し、参考となる事例や取り組みを進めるための手立て、支援方策を掲載した手引き書。(まちなみづくりの手引きに改定)

【屋外広告物法】

良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた法律。(昭和 24 年(1949 年)制定)

か

【開発行為】

都市計画法に基づき、主として建築物を建てる目的で土地の造成等区画の変更を行う行為をいう。

【丘陵(きゅうりょう)】

こやま、丘。などらかな低い山地。

【許可地域】

豊中市屋外広告物条例において、屋外広告物の提出に許可を要する地域。

【禁止地域】

豊中市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出が原則として禁止される地域。

【景観協議会】

景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観形成に向け、行政と住民、企業等関係団体が協働で取り組むための組織のこと。協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が生じる。

【景観行政団体】

景観法に基づき、景観計画の策定等を行う地方公共団体のこと。豊中市は平成19年（2007年）7月に景観行政団体に移行。

【景観協定】

景観法に基づき、一定の区域内の住民や土地利用者等の全員の合意により、その区域の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化についてのルールを定めることができる制度。

【景観計画区域】

景観法に基づき、景観計画を適用する区域のこと。豊中市では市全域を景観計画区域として定めている。

【景観形成基準】

良好な景観の形成に向けて遵守すべき内容を行為の制限に関する事項として景観計画に定めた基準。

【景観形成協定】

一定区域内の良好な景観形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化等の協定を締結し、当該区域住民等から認定の求めがあった場合、豊中市都市景観条例に基づき、当該区域の住民や利害関係人の多数に支持されていると認められときは市長が認定する制度。

【景観重要建造物】

景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物（建築物、工作物）を指定することができる制度。

【景観重要公共施設】

景観法に基づき、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、施設管理者との協議・同意のもとで位置づけ、景観上必要な整備に関する事項等を定め、景観上の観点から連携・調整を行うことで良好な景観を図る公共施設。

【景観重要樹木】

景観法に基づき、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木を指定することができる制度。

【景観整備機構】

景観法に基づき、民間団体や市民が主体となって景観の保全・整備を進めるため、一般社団法人やNPO等を景観行政団体が指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づける制度。

【景観地区】

景観法に基づき、一定の区域内の良好な景観の形成を図るために、建築物や工作物、開発行為等の制限を市町村の都市計画として定めることができる制度。認定による手続きのほか、違反した場合は正命令等、厳しい規制誘導を行うことができる。

【景観配慮指針】

豊中市都市景観条例に基づき、大規模建築物等の建築等にあたって、配置、意匠等都市景観の形成上配慮すべき事項を明らかにした指針で、届出の際に市がこの指針に基づいて助言・指導を行うものと定めている。

【景観法】

良好な景観の形成を図るための日本で初めての総合的な法律として平成16年（2004年）に制定。良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画や景観地区等の制度を定めている。

【顕彰（けんしょう）】

功績等を世間に知らせ、表彰すること。

【建築基準法】

建築物の安全性の確保等を目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めている法律。（昭和25年（1950年）制定）

【建築協定】

建築基準法に基づき、一定の区域内の住民や土地の所有者等の全員の合意により、住民自らが一定地域における建築物のルール（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備）を定めること。

【建築行為】

建築基準法に基づき、建築物を建築する行為。規模や用途によって、許認可を求められることがある。一般には、建築物を新築、増築、改築、移転すること。

【工作物】

土地や建築物に定着し、または継続して設置されるもの（建築物や広告物、広告物を掲出する物件は除く）。

【コントラスト】

対照。対比。明るい部分と暗い部分の明暗の差をいう。

さ

【再開発】

既成の市街地を再整備すること。

【C I（コーポレート・アイデンティティ）】

企業の持つ特徴をデザイン等で外部に示し、企業イメージを統一、浸透させていくための取り組み。

【敷際】

敷地のうち、道路等公共空間に接し、通りを利用する人や車から見ることができる部分。

【事前協議】

景観法や屋外広告物法等に基づく届出の前に、市と事前に協議を行い、必要な手続き・書類や計画内容の法令・基準等との適合について確認を行うこと。

【自治会等】

自治会・町内会・まちづくり協議会等、地域で住民等が主体となって活動する組織。

【自治会申し合わせ】

自治会の話し合いの中で、住民同士で決められた約束事。

【指定文化財】

文化財保護法に基づき、保護の対象として指定されている文化財のこと。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5種類があり、学術的・歴史的に貴重なもの。

【市民緑地】

都市緑地法に基づき、土地所有者等の申し出によって、地方公共団体等が土地所有者等と契約を結び、住民が利用できるようにした緑地。

【車体を利用する広告】

鉄道の車両やバスの車体等に施された広告。

【千里中央地区再整備ビジョン】

千里中央地区の活性化を図るために、現況と課題をふまえた将来像を設定しながら、その実現に向けた都市機能や土地利用・土地空間等の考え方等を定めている。

【千里ニュータウン再生指針】

千里ニュータウンにおいて、課題を解決しながらまちの活力を発展、継承していくための基本となる考え方を示す指針で、「千里ニュータウン再生連絡協議会」を構成する大阪府、豊中市、吹田市、独立行政法人都市再生機構、大阪府住宅供給公社、財団法人大阪府タウン管理財団の6者で平成19年(2007年)10月に策定。

た

【タウンウォッキング】

まちなみを眺めながら歩くこと。

【段丘（だんきゅう）】

河川等が浸食し、階段状になった地形。かつて、土木技術が手作業で行われていた時代、段丘を風雨による崩壊から保護する地固めとして竹やエノキ・ムクノキ等の樹木が植えられ、みどりの軸が形成された。

【地域自治】

多様化、複雑化する地域の課題に、地域のことをよく知る住民が地域の特性に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援することで、地域コミュニティの活性化をめざすこと。

【地区計画】

都市計画法に基づき、身近な地区での良好な環境の保全や整備をはかるため、地区に住む人たちが主体となって、地区にふさわしい建物や敷地についての基準、地区レベルでの道路や公園等の配置を定める都市計画のこと。

【中核市】

人口30万人以上の市において事務権限を強化し、できる限り住民の身近で事務を行うことができるようとする制度。豊中市は平成24年(2012年)4月に中核市に移行した。

【出前講座】

市民の要望に応じて市の職員が出向き、市の事業や制度についてお話する制度。市政への理解や関心を深めて

頂くとともに、これからまちづくりについて市民のみなさんと一緒に考えることを目的に実施している。

【電光表示広告物】

電気的に発光することにより表示の内容を変化させることができる装置(電光表示装置)を有する広告物。

【登録（有形）文化財】

文化財保護法の一部改正により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のこと。

【都市計画法】

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画の内容およびその決定手続きや、都市計画制限、都

市計画事業、その他都市計画に関する必要な事項を定めた法律。(昭和43年(1968年)制定)

【都市景観形成建築物等】

豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上保存する価値がある重要なものとして指定された建築物、工作物等。

【都市景観形成推進地区】

景観計画に地区の特性に応じて区域及び方針ならびに行為の制限を定めた地区。住民や事業者等の発意により案となるべき事項を市に申し出しができる。

【都市景観デザイン相談】

都市景観の向上をめざし、建築物・広告物の新設・改修等を行う市民や事業者を対象に、専門家が建築物の新築等に際して景観デザインや色彩等の相談や助言を行う制度。

【都市デザイン賞】

市内の良好な都市景観の形成に寄与するデザインの建築物等を表彰する制度。令和3年(2021年)・第9回まで開催。

【都市ブランド】

都市間競争を背景に、都市の認知度や魅力度等の向上を図る総合的な取り組み。

【都市緑地法】

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。(昭和48年(1973年)制定)

【土地区画整理事業】

土地区画整理事業によって定められた事業で、地権者が宅地の一部を提供しあうことによって宅地の整備に合わせて道路や公園等の公共施設の整備を行うもの。

【豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例】

まちの美化について必要な事項を定め、市・市民等・事業者・団体がそれぞれの役割をはたし、一体となって美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境の向上を図ることを目的として制定した条例。(平成17年(2005年)制定)

【豊中市屋外広告物条例】

屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた条例。(平成24年(2012年)制定)

【豊中市環境基本計画（第3次）】

豊中市環境基本条例に基づく環境理念や基本施策等の実現に向け、市民や事業者等とのパートナーシップのもと、総合的・計画的に環境行政を推進していくために策定した計画。(平成30年(2018年)策定、令和5年(2023年)改定)

【豊中市教育振興計画（第2期）】

教育基本法の改正により策定された教育の振興のための施策に関する基本的な計画。(平成22年(2010年)策定、令和3年(2021年)改定)

【豊中市景観計画】

景観法に基づき、良好な景観の形成を図るために、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の

制限に関する事項等を定めた計画。(平成 19 年(2007 年)策定、平成 26 年(2014 年)本計画に融合)

【豊中市コミュニティ基本方針】

市民力や地域力が発揮できる環境を整え、地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくために定めた基本方針。(平成 21(2009 年)年3月策定)

【豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画】

庄内・豊南町地区の住環境の改善と防災性の向上に向けた取り組みを進め、安心・安全に暮らせるまちづくりをめざして策定された計画で、これに基づき道路などの公共施設の整備等の取り組みを進めている。

【豊中市新・産業振興ビジョン】

グローバル化の進展や情報技術の飛躍的発展、新型コロナウイルス感染症の大流行などにより激変した社会経済環境に適応する新たな産業振興のあり方を示すビジョン。(令和4年(2022年)策定)

【豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針】

千里ニュータウンの良好な住環境を維持、保全するために策定された基本方針で、この方針に基づいて住環境保全のための指導を行っている。(平成 4 年(1992 年)策定)

【豊中市総合計画(第4次)】

市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す総合的な計画。後期基本計画は令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)を計画期間としている。

【豊中市地域福祉計画(第4期)】

地域福祉の推進をめざして、市民、事業者、行政等の役割、責務を明らかにし、福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への市民参加の促進等の事項を一体的に示した計画。(平成 16 年(2004 年)策定、平成 31 年(2019 年)改定)

【豊中市地区まちづくり条例】

市民自らが、自分たちの住む身近な地域の環境を良くするため、まちづくりに関わりを持つうとするときに、その自発的な活動に対する市の支援の考え方や、市民と協働で住みよいまちづくりを進めていくための必要な事項を定めた条例。(平成 4 年(1992 年)制定、令和 4 年(2022 年)改正)

【豊中市都市計画マスタートップラン(第2次)】

都市計画の目標となる豊中市の望ましい都市像と長期的な都市整備の方針、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画。(平成 23 年(2011 年)策定、平成 30 年(2018 年)見直し)

【豊中市都市景観形成基本計画】

豊中市都市景観条例に基づき、都市景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者と市がともに協力して、その目標を実現するための指針となる計画。(昭和 62 年(1987 年)策定、平成 15 年(2003 年)改定)(平成 25 年(2013 年)豊中市都市景観形成マスタートップランに一元化)

【豊中市都市景観条例】

豊中市環境基本条例の理念に基づき、都市景観の形

成について豊中市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく必要な事項を定め、都市景観の形成に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市景観の形成に資することを目的とした条例。(平成 12 年(2000 年)制定)

【豊中市バリアフリーマスターplan】

国が定める基本方針に基づき、市町村が単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針(移動等円滑化促進方針)を作成するもの。(令和4年(2022年)策定)

【豊中市文化芸術推進基本計画】

文化芸術振興条例に基づき、めざすべき姿と基本理念を定め、文化芸術の普遍的な本質的価値を大切にしつつも、他の分野との連携に取り組む文化芸術創造都市としての戦略、推進プログラムを示す計画。(令和3年(2021年)策定)

【豊中市みどりの基本計画(第2次)】

都市のあらゆるみどりを対象に、豊中市の将来のみどりのあり方や施策の方向性を示すみどりに関する総合的な計画。(平成 11 年(1999 年)策定、平成 30 年(2018 年)改定)

【豊中市立地適正化計画】

行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを進めるため、人口密度を維持し、生活サービス機能などの適切な誘導を図るために方針や区域などを示し、長期的に穏やかに土地利用を誘導する計画。(平成 31 年(2019 年)策定)

【とよなか百景】

平成元年(1989 年)にあなたが見つけるとよなか百景として市民の方から同市内の都市景観、自然、建築物を募集し選定したもの。(平成 29 年(2017 年)リニューアル)

【豊中ブランド戦略(第3期)】

都市ブランドの向上にむけて、目標として掲げた「『暮らしの舞台』として豊中が選ばれる」の達成に向けた具体的な取組みや進捗管理のあり方を示す計画。(平成 28 年(2016 年)策定、令和 6 年(2024 年)見直し)

な

【南部地域活性化基本計画】

これからの中の社会の動向や潮流を見据えながら、学校や学校跡地を中心とした南部地域(豊中市都市計画マスタートップランで設定された地域区分で、名神高速道路以南の地域)の魅力を分かりやすくPRし、未来に向けた地域の新たな魅力や価値を打ち出す「まちの将来像」を描き、南部地域の活性化を推進することを目的とした計画(令和 2 年(2020 年)策定)

【能勢街道】

かつて大阪と池田、能勢を結んだ主要幹線道路で本市を南北に縦断。上方落語「池田の猪買い」の舞台として有名。

は

【花いっぱい運動】

市内の公園や空き地、家の周りで花をそだてることで、うるおいのあるまちなみを広げる運動。

【バリアフリー（化）】

高齢者や障害者等が社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障害（バリア）を取り除き、安全で快適な生活ができるように整備すること。

【風致地区】

都市計画法に基づき、自然や良好なまちなみの維持を目的に指定する制度。建物等の建築や樹木の伐採等の制限がある。

【文化財保護法】

文化財を保存・活用し、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することを目的に制定された法律。（昭和25年（1950年）制定）

【平野（沖積低地・ちゅうせきていち）】

流水のために土砂等が積み重なり、川筋に生じた平野（低地）。

【保護樹木（林）】

豊中市環境の保全等の推進に関する条例に基づき、基準を満たす樹木・樹林を地域の貴重な財産として指定し、保護を支援する制度。

ま

【まちあるき】

まちなみを眺めながら歩く活動・イベント。

【まちづくり協議会】

「豊中市地区まちづくり条例」に基づき、地域で活動する団体や個々の住民から構成された、住民の相互の連絡・交流および地域のさまざまな問題の解決を図るコミュニティづくりの母体となる組織。

【まちなみづくりの手引き】

景観に配慮することで美しく魅力的なまちづくりを行うため、市民や事業者、行政が日頃から景観への理解を深めることを目的とした手引き。設計等の際に参考として頂けるよう考え方の解説と具体的なデザインの工夫を紹介。建築物・開発行為・工作物編と、公共施設編、屋外広告物編からなる。（平成26年（2014年）策定）

【窓面広告】

窓面に貼られた広告物。内側から貼られたものは屋外広告物法の規制対象外となる。

【申し出制度】

住民や事業者等の発意により、法的な根拠に基づくルールを定めるためのしくみとして、景観法に基づく

景観計画や、都市計画法に基づく地区計画の案となるべき事項を市に申し出することができる制度。

【モザイク】

ガラス・貝殻・石・木・タイル等をちりばめて、図案・絵画等を表した装飾物。建築物の床や壁等に施したもの。小さなかけらをちりばめたような状態をモザイク状という。

や

【ユニバーサルデザイン】

「ユニバーサル」は普遍的な、全部の、万能の、自在の、全世界の、宇宙の、という意味。ユニバーサルデザインは、こどもから高齢者、身障者等、全ての人々が使いやすい空間やものをつくることをいう。

【擁壁（ようへき）】

崖や、盛土や切土による斜面の土止めのために造る壁。

ら

【ランドマーク】

遠くから目立つ高い塔や街角の印象的な建物等、地域の目印となるもの。

【緑化リーダー】

地域において緑化を推進する指導者のこと。市では、「緑化リーダー養成講座」を修了した人たちで組織された豊中緑化リーダー会が、地域や学校等の緑化活動や花いっぱい運動に参加し、これらの支援をしている。

【緑地協定】

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するために、一定の区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、樹木等の種類や植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市長の認可を受けて締結される協定のこと。

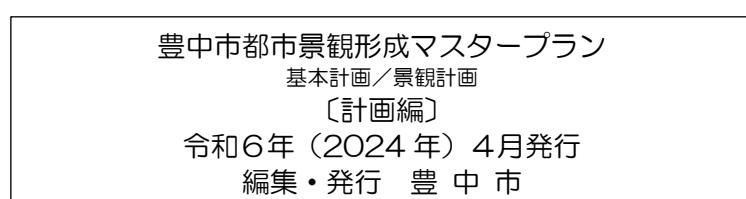
【ルーバー】

細長い板をすき間をあけて平行に組み、透けて見えるようにした意匠。

わ

【ワークショップ】

まちづくりの場面でみんなで考えたり計画を立てたりする手法の一つ。地域の課題に対応するために、住民をはじめとするさまざまな立場の参加者が主体となり、意見交換や共同作業を行うことで、解決策や計画案等の考案を進めていくもの。



裏表紙